

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

吹田市議会会議録 3 号

令和 8 年（2026 年）9 月 10 日（木）（第 3 日）

吹田市議会会議録 3 号

令和8年9月定例会

○ 議 事 日 程

令和8年9月10日 午前10時開議

- 1 { 議案第88号 吹田市市税条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第89号 吹田市消費生活センター条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第96号 公用車の交通事故に係る損害賠償額の決定について
 - 議案第97号 令和8年度吹田市一般会計補正予算（第2号）
 - 議案第98号 令和8年度吹田市水道事業会計補正予算（第1号）
- 2 一般質問

○ 付 議 事 件

議事日程のとおり

○ 出席議員 33 名

1 番	益 田 洋 平	2 番	梶 川 文 代
3 番	五 十 川 有 香	4 番	西 岡 友 和
5 番	久 保 直 子	6 番	中 西 勇 太
7 番	今 西 洋 治	8 番	後 藤 恭 平
9 番	澤 田 直 己	10 番	玉 井 美 樹 子
11 番	山 根 建 人	12 番	村 口 久 美 子
13 番	後 藤 久 美 子	14 番	川 田 尚
15 番	江 口 礼 四 郎	17 番	浜 川 剛
18 番	井 上 真 佐 美	19 番	野 田 泰 弘
20 番	竹 村 博 之	21 番	塩 見 み ゆ き
22 番	柿 原 真 生	23 番	清 水 亮 佑
25 番	林 恭 広	27 番	白 石 透
28 番	有 澤 由 真	29 番	矢 野 伸 一 郎
30 番	小 北 一 美	31 番	橋 本 潤
32 番	乾 詮	33 番	高 村 将 敏
34 番	井 口 直 美	35 番	泉 井 智 弘
36 番	藤 木 栄 亮		

○ 欠席議員 0 名

○ 出席説明員

市 長	後 藤 圭 二	副 市 長	春 藤 尚 久
副 市 長	辰 谷 義 明	危 機 管 理 監	山 下 栄 治
総 務 部 長	井 田 一 雄	行 政 経 営 部 長	北 澤 直 子
税 務 部 長	中 村 大 介	市 民 部 長	岡 松 道 哉
都 市 魅 力 部 長	脇 寺 一 郎	児 童 部 長	道 場 久 明
福 祉 部 長	梅 森 徳 晃	健 康 医 療 部 長	今 峰 み ち の
保 健 所 長	松 林 恵 介	環 境 部 長	道 澤 宏 行
都 市 計 画 部 長	清 水 康 司	土 木 部 長	梶 崎 浩 明
下 水 道 部 長	愛 甲 栄 作	会 計 管 理 者	伊 藤 さ お り
消 防 長	山 田 武 史	水 道 事 業 管 理 者 職 務 代 理 者 水 道 部 長	原 田 有 紀
理事（子育て支援センター担当）	岡 田 貴 樹	理 事（公共施設整備担当）	木 村 博 一
理事（地域整備担当）	野 口 裕 嗣	教 育 長	大 江 慶 博
学 校 教 育 部 長	大 山 達 也	教 育 監	植 田 聡
地 域 教 育 部 長	二 宮 清 之	選 挙 管 理 委 員 会 長 事 務 局	杉 原 博 之

○ 出席事務局職員

局 長	岡 本 太 郎	次 長	守 田 祐 介
参 事	東 貴 一	主 幹	森 岡 伸 夫
主 幹	水 落 康 介	主 査	奥 野 太 一
主 査	西 村 雄 貴	主 査	新 宮 航 平
主 任	古 河 輝		

○
(午前10時 開議)

○橋本 潤議長 ただいまから9月定例会を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

諸般の報告をいたします。

ただいまの出席議員は33名でありまして、病気その他の理由による欠席届出者はありません。

本日の議事日程はお手元に配付いたしてありますので、それにより御承知願います。

なお、本定例会の臨時議事説明員として、本日、選挙管理委員会事務局長の出席を要請いたしましたので、御了承願います。

これより議事に入ります。

○橋本 潤議長 日程1 議案第88号、議案第89号及び議案第96号から議案第98号まで並びに日程2 一般質問を一括議題とします。

なお、11番 山根議員から資料の配付の申出がありましたので、会議規則第147条に基づき許可いたしました。クラウド上などに掲載してありますので御報告いたします。

それでは、ただいまから質問を受けることにいたします。

通告順位により順次発言を願います。1番 益田議員。

(1番益田議員登壇)

○1番 益田洋平議員 おはようございます。日本共産党の益田洋平です。個人質問を始めます。

地震による電気火災対策についてお伺いいたします。

本市の地域防災計画では、上町断層帯地震によって6,586棟の建物が火災により焼失すると想定されています。この被害想定を踏まえ、木造住宅密集地域や高齢者世帯も多い本市において、地震火災を減らすための対策をどのように位置づけているのでしょうか、お答えください。

○橋本 潤議長 危機管理監。

○山下栄治危機管理監 吹田市地域防災計画における地震による火災対策としましては、木造建築物が集

積している地域については、延焼による建築物の被害の軽減を図るため、都市計画の見直し時期において可能な限り防火・準防火地域について見直しを行い、建築物の不燃化を促進すること、また、府とも連携しながら避難地や避難路の確保、延焼防止につながる防災空間の整備を進めると定めております。

また、ポスターや印刷物の配布、広報誌の活用、講習会の開催等を通じて、市民に対し建築物に関する防火知識の普及啓発に努めることに加え、住宅における住宅用火災報知機の設置を促進することなどを定めております。

以上でございます。

○橋本 潤議長 1番 益田議員。

(1番益田議員登壇)

○1番 益田洋平議員 地震火災は、電気製品による出火や停電復旧時の通電火災が一つの要因と言われています。対策として感震ブレーカーは重要だと考えます。

消防本部として、その有効性をどのように認識されておられるのでしょうか。また、本市は感震ブレーカーの普及率を把握されているのでしょうか、お答えください。

○橋本 潤議長 消防長。

○山田武史消防長 感震ブレーカーにつきましては、令和6年能登半島地震における輪島市大規模火災などを踏まえ、地震時の電気火災に有効な対策として、普及促進が求められているものと認識しております。

特に大規模地震時や外出時など、分電盤のブレーカー操作が困難な場合における電気火災の発生抑制に効果的であると考えております。

なお、感震ブレーカーの普及率につきましては、現時点で市内における具体的な普及状況を把握しておりません。

以上でございます。

○橋本 潤議長 1番 益田議員。

(1番益田議員登壇)

○1番 益田洋平議員 本年3月31日より、吹田市火災予防条例に感震ブレーカーの普及促進が位置づけられました。これは、消防本部としても普及促進を

進めていく意思を明確にしたものと理解してよろしいでしょうか。

○橋本 潤議長 消防長。

○山田武史消防長 感震ブレーカーの普及促進につきましては、国における普及促進の動きを踏まえ、本市といたしましても、令和8年2月定例会におきまして火災予防条例の一部を改正し、その重要性を明確に位置づけたものでございます。

今後につきましても、引き続き消防本部ホームページで啓発を行うとともに、各種イベントの機会を捉え、普及促進に努めてまいります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 1番 益田議員。

（1番益田議員登壇）

○1番 益田洋平議員 上町断層帯地震では、6,586棟の焼失が想定されています。首都圏の住宅における感震ブレーカーの普及状況等に関する調査では、都心南部直下地震で現状の感震ブレーカー設置率20%の場合、約26万8,000棟が焼失する推計がされています。設置率が100%になれば、72%減の約7万4,000棟に抑えることができると普及による効果が示されています。

地震被害を想定する危機管理室と感震ブレーカーの普及を所管する消防本部が連携し、地震火災対策として、感震ブレーカーの普及を強力に進めるべきではないでしょうか、御所見を伺います。

○橋本 潤議長 危機管理監。

○山下栄治危機管理監 まずは危機管理から御答弁申し上げます。

感震ブレーカーの普及啓発については、毎年実施する地域防災総合訓練において、関西電力送配電株式会社の協力を得て啓発ブースを設置するなど、各種イベント・訓練等の機会を捉え、周知、啓発に取り組んでおります。

引き続き、大規模災害発生時の被害を縮小できるよう、関係部局や関係機関と連携しながら普及啓発を推進してまいります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 消防長。

○山田武史消防長 続きまして、消防本部から御答弁申し上げます。

地震火災は、同時多発的に発生し、被害の拡大が予測されることから、地震被害全体の軽減という観点が必要であると考えております。

被害想定を踏まえながら、地震火災対策の一環として感震ブレーカーの有効性や必要性について関係部局とも連携しながら広く周知し、普及啓発を推進してまいります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 1番 益田議員。

（1番益田議員登壇）

○1番 益田洋平議員 感震ブレーカーは、個人の財産を守るだけでなく、避難後の通電火災等による大規模な延焼を防ぎ、まち全体の焼失を防ぐための有効な防災対策です。

しかし、地域防災計画における地震による火災対策は、都市計画の見直し時期に合わせて進めるとの答弁で、あまりにも時間がかかり過ぎます。また、普及啓発につきましても、従来のポスター掲示や講習会、イベント時などの周知にとどまる御答弁でした。

6,586棟という甚大な火災、被害想定から市民の命とまちを守るため、条例に位置づけただけで終わらせるのではなく、普及率を把握し、目標を設定するとともに、木造住宅密集地域や高齢者世帯などを対象とした設置費用への補助制度の創設など踏み込んだ実効性のある普及策を講じるべきではないでしょうか、市長の御見解を伺います。

○橋本 潤議長 危機管理監。

○山下栄治危機管理監 まずは、危機管理からお答えいたします。

地震発生時における火災対策において、再通電時による発生リスクを低減させる感震ブレーカーの設置は有効な対策であると考えており、関係部局とも連携しながら効果的な取組を実施できるよう検討してまいります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 消防長。

○山田武史消防長 続きまして、消防本部からも御答弁申し上げます。

現時点では、法律による設置義務はないものの、本市条例に普及の促進と位置づけられていることから、広報媒体を通じた情報発信による認知度の向上、また、防火訪問などの機会を捉えて設置を促進してまいります。

また、実態を把握するとともに、必要に応じて先進事例などの情報収集を行い、関係部局と連携しながら今後の国の動向に注視し、効果的な対策を研究してまいります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 市長。

（市長登壇）

○後藤圭二市長 巨大地震を前提とした具体的な防災技術についての御提案を頂きました。

ただいま担当部署から詳細に御説明をさせていただきましたが、本市としても、火災発生防止を含め、減災対策にしっかりと努めてまいります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 1 番 益田議員。

（1 番益田議員登壇）

○1 番 益田洋平議員 よろしくお願ひいたします。

西山田小学校、山三小学校の通学路の安全対策について伺います。

西山田小学校や山三小学校の通学路である市道山田西団地中央線で、近年、車がガードレールに衝突する事故が毎年のように起こっています。

本年3月18日の夕方に発生した事故は、車がガードレールに乗り上げ、一歩間違えれば西山田中学校敷地に突っ込んでいたかもしれない大変危険な事故でありました。幸いにも下校中の児童、生徒などはおらず、けが人などはありませんでした。その後、私も朝夕の通学路に立ち、車の往来を確かめ、学校関係者にヒアリングを行い、地元連合自治会と共に安全対策を要望いたしました。安全対策の検討と実施時期についてお答えください。

○橋本 潤議長 土木部長。

○梶崎浩明土木部長 令和8年（2026年）4月に地元

連合自治会から御要望を頂きました道路の安全対策につきましては、走行車両のスピード抑制を目的とした路面標示の設置と併せ、吹田警察へは横断歩道の塗り直しについての御要望をお伝えしております。

なお、本市が行う路面標示の設置につきましては、令和8年12月の実施を予定しております。

以上でございます。

○橋本 潤議長 1 番 益田議員。

（1 番益田議員登壇）

○1 番 益田洋平議員 次に、山三小学校の通学路について伺います。

山田西1丁目の旧郵政公社跡地前は、山三小学校の通学路ですが、大変歩道が狭く、地域の課題となっています。

本年6月、近隣住民に対し、事業者名で旧郵政公社跡地の測量調査を実施する旨のお知らせがありました。当然、開発行為のための測量調査で、宅地開発が想定されます。

現在、吹田市と事業者の協議状況等について、分かる範囲でお答えください。

○橋本 潤議長 都市計画部長。

○清水康司都市計画部長 現在の協議状況などにつきましては、吹田市開発事業の手続等に関する条例に基づく手続前ではありますが、事業者に対し、地域住民などから歩道設置の御要望があることをお伝えしているところです。

以上でございます。

○橋本 潤議長 1 番 益田議員。

（1 番益田議員登壇）

○1 番 益田洋平議員 これまで、地域住民などから通学路の歩道拡幅等の要望が市に出されており、2023年2月議会でその要望に基づいて通学路の安全対策を求めたところ、開発手続が行われた際には、事業者に伝え、指導する旨の答弁がありました。

御答弁のと通りの指導をしていただくとともに、事業者の対応に委ねるのではなく、市としても主体的に安全対策のための手だてを講じていただくよう改めて求めるものであります。関係理事者の御所見を伺います。

○橋本 潤議長 都市計画部長。

○清水康司都市計画部長 まずは都市計画部から御答弁申し上げます。

今後、旧日本郵政公社社宅跡地において、吹田市開発事業の手続等に関する条例に基づく手続が行われた際には、歩道設置の要望を改めてお伝えするとともに、条例で定める開発事業の基準などについて、関係各室課と協議をするよう事業者に指導してまいります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 土木部長。

○梶崎浩明土木部長 土木部からも御答弁申し上げます。

通学路の安全確保につきましては、重要な課題であると認識しております。

今後、当該地において開発事業の手続が行われる際には、関係部署と情報共有を図り、歩行者の安全確保に向けた歩道整備等について事業者と協議を行ってまいります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 1 番 益田議員。

（1 番益田議員登壇）

○1 番 益田洋平議員 西山田小学校の通学路については、年内に安全対策を講じていただけるとのことでありました。よろしくお願いいたします。

山三小学校の通学路につきましても、地域住民からの切実な要望に基づいて必ず安全対策が実現するよう強く要望いたします。

次の質問に移ります。

大阪府による万博アリーナ等整備について伺います。

8月23日、北山田地区、山一地区において、大阪府による意見交換会が開かれました。その意見交換会はどのような趣旨で開催され、参加された住民からどのような意見が出されたのか。市は、大阪府から報告を受けておられますでしょうか。受けておられるのであればその内容をお示してください。

○橋本 潤議長 都市計画部長。

○清水康司都市計画部長 本年8月23日の意見交換会

は、当該事業の取組状況の説明及び意見交換を目的として開催する旨、大阪府及び事業者から事前にお聞きしております。

なお、参加者からの御意見等につきましては、現在、大阪府及び事業者において取りまとめを行っているとお聞きしております。

以上でございます。

○橋本 潤議長 1 番 益田議員。

（1 番益田議員登壇）

○1 番 益田洋平議員 いまだに大阪府からの報告はないようです。

この意見交換会は、全会派一致の決議に基づいて、本市が大阪府に働きかけ、ようやく開催されたものと認識しております。私は、両方の会に参加をいたしました。同僚議員も多数参加しておりました。にもかかわらず、いまだに報告がない状況に心底がっかりしております。

意見交換会では事業公募や計画の変更、さらに渋滞への懸念など大阪府に対して大変厳しい意見が多数あった、このことをお伝えしておきます。

交通対策について伺います。

現在でも、休みの日には生活道路である山田東3丁目の万博記念協会前交差点付近から山田東4丁目のマンション前ロータリー付近にかけて渋滞することがあり、接触事故も起こっていると仄聞しております。

先日開かれた交通部会資料における質問書意見書の中に、地域住民の意見にもっと耳を傾けて、地域住民の不安を取り除く努力をしてほしい、地域住民の生活を今以上悪くならないように、生活道路の渋滞問題、緊急車両通行問題、あふれる歩行者問題、モノレール万博記念公園駅前の大混雑問題など住民の目線で考えてほしいとありました。こうした御意見は、私も地元の議員として、これまでたくさんお受けしてきたところです。

市として、現在のこうした渋滞と今後の想定される交通問題に対する地元住民の不安や懸念についてどのようにお考えでしょうか。担当理事者の御見解をお示してください。

○橋本 潤議長 土木部長。

○梶崎浩明土木部長 周辺の生活道路は幅員が狭小な箇所も多くあり、当該道路への交通流入や渋滞に対し、地域住民の方々には大きな心配や不安をお持ちであることを認識しております。

事業の推進に当たっては、大阪府や事業者が確実な交通対策や丁寧な地元説明により、不安の払しょくに努めていただくことが重要と考えております。

以上でございます。

○橋本 潤議長 1 番 益田議員。

（1 番益田議員登壇）

○1 番 益田洋平議員 評価書案で事業者は、交通課題に対応するために、（仮称）交通対策調整組織の新設・運用を検討しています。構成員（案）は、大阪府、万博記念公園事務所、指定管理者、三井不動産、ガンバ大阪、そして本事業を手がける事業者となっています。この組織でイベントの日程調整や交通対策を検討するとされておられますが、果たして実効性のある対策が講じられるのか、機能する保証はありません。

最大の懸念は、地元自治会や地域住民が単なる情報共有の位置づけにとどまり、何より吹田市の関与すら示されていない点です。吹田市自身が、この（仮称）交通対策調整組織に主体的に参画し、協議の実効性を確保するとともに、組織内でどのような対策がなされているのかを住民に対してオープンにする役割を果たしていただきたいと考えますが、市長の御見解をお聞かせください。

○橋本 潤議長 土木部長。

○梶崎浩明土木部長 まずは担当から御答弁申し上げます。

当該事業の交通対策につきましては、大阪府や事業者などが主体となって（仮称）交通対策調整組織を設置し、集客に応じた交通ソフト対策を継続的に実行することと併せて、地元自治会等と情報共有を行うことが示されています。

地元自治会への情報提供は、事業実施主体等により構成する当該調整組織において実施されるものであり、本市が主体的な役割を担うものではありません。

んが、本市としましても交通対策の内容及び実施状況を確認するとともに、必要に応じて会議等への出席についても申入れを行ってまいります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 市長。

（市長登壇）

○後藤圭二市長 ただいま担当から御答弁させていただきました。

本事業の交通対策の検討及び実施につきましては、本市職員が直接関わる立場にはありませんが、環境まちづくり影響評価条例、これは全国でも非常に珍しい条例なんです、これを本市は持っております。その手続において、交通が主要な環境要素となる本事業においては、主要な環境要素になるということは、私も認識をしております。審査会でその対策の有効性を審査し、その意見に基づいて必要に応じて市長意見を事業者に発するという関与をいたします。

そういう意味では、本市は条例手続上、間接的に事業に関与する立場であり、条例に従って事業者が提出しなければならない図書類は広く市民にお伝えをする本市独自の制度により、今後も節目ごとに情報公開を進めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

○橋本 潤議長 1 番 益田議員。

（1 番益田議員登壇）

○1 番 益田洋平議員 先日開催されました環境影響評価審査会交通部会を傍聴いたしましたが、委員の皆さんから（仮称）交通対策調整組織に対する実効性を求める意見が相次いでいたように受け止めております。

市長は、アリーナ整備を歓迎される姿勢を示しておられますが、一方で、地元は多大な環境負荷を負うことになるわけです。必要に応じて会議等への出席について申入れを行うとの御答弁を頂きましたけれども、市として積極的な関与をしていただくよう強く要望しておきます。

北千里駅前再開発について伺います。

北千里駅前地区市街地再開発事業について伺います。

都市計画決定までのスケジュールが本年5月の都市計画審議会で示されました。本年7月中頃に説明会を行い、11月下旬に都市計画審議会を開催し、都市計画決定を行う予定となっております。

ところが、いまだに説明会が開催されておられません。その詳細な理由と今後のスケジュールについて併せてお答えください。

○橋本 潤議長 都市計画部長。

○清水康司都市計画部長 都市計画法第16条に基づく説明会につきましては、準備組合から都市計画決定以降の円滑な事業化の実現に向けて計画案の検討を深めたい。その検討等に時間を要することから、スケジュールを調整してほしいとの申出があったことを受け、現在、開催を見送っている状況でございます。

今後のスケジュールにつきましては、準備組合の検討が終了次第、説明会を開催し、都市計画手続を再開する予定としております。

以上でございます。

○橋本 潤議長 1番 益田議員。

（1番益田議員登壇）

○1番 益田洋平議員 全体事業費545億円のうち、補助金として国と地方公共団体で180億円を支出し、その半分、吹田市が90億円負担することになります。

全体事業費545億円が示されたのは2024年6月です。本事業は都市計画決定がなされた後、補助金を活用して基本設計や資金計画が作成されます。昨今の物価高騰により、資材費や人件費が著しく上昇しております。全体事業費が上振れする可能性は否定できません。その際、補助金の増額もあり得るのでしょうか。どのように事業採算を合わせる想定なのか。

例えば、さらに保留床を増やすのか、マンション販売価格に転嫁することで採算を合わせるのか、市の御見解をお聞かせください。

○橋本 潤議長 都市計画部長。

○清水康司都市計画部長 本事業の資金計画の詳細な検討につきましては、都市計画決定以降に準備組合が実施する予定でございますが、現時点においては、

補助金の増額は見込んでおりません。

また、物価高騰への対応策としましては、一般的には、工事費を抑制するための設計上の工夫や保留床価格の調整などが考えられます。

以上でございます。

○橋本 潤議長 1番 益田議員。

（1番益田議員登壇）

○1番 益田洋平議員 都市計画法第16条に基づく説明会は、住民意見を反映させるための重要な措置と理解しております。

説明会で出された懸念や意見について、具体的にどのように精査し、現在の計画案に反映させる方針かお聞かせください。

○橋本 潤議長 都市計画部長。

○清水康司都市計画部長 都市計画法第16条に基づく説明会は、住民の意見を都市計画の案に反映させるための機会とされております。説明会で頂いた御意見等は、都市計画の案を作成する際に参考にすることとなります。また、住民の皆様の御意見につきましては、今後の事業計画の検討に向けて事業検討主体である準備組合とも共有してまいります。

なお、作成した都市計画の案は、その後、同法第17条に基づく縦覧に供し、再度住民の意見を頂くことになり、都市計画審議会において、その意見も踏まえ審議されることとなります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 1番 益田議員。

（1番益田議員登壇）

○1番 益田洋平議員 物価や資材高騰が続く中、保留床価格への転嫁ということもお話ありましたが、つまり、価格の高騰や事業規模の大幅な拡大、これらを行えば、2月議会で我が会派が指摘してきた地域住環境への影響や事業リスクにつながります。

また、住民への情報提供や理解が十分深まっている状況ではないということも改めて指摘しておきます。

今後の都市計画の手続においても、住民から寄せられる意見に対して丁寧な対応をしていただくことを強く求めて質問を終わります。

○橋本 潤議長 5番 久保議員。

（5番久保議員登壇）

○5番 久保直子議員 参政党の久保直子です。個人質問をいたします。

まず、市のシルバー人材センター支援について伺います。

高齢者が経験や知恵を生かして、生き生きと社会とつながれる吹田市であってほしいと思います。大切なのは働きたいと思ったときに働ける選択肢があることです。

現在、吹田市及び外郭団体からシルバー人材センターに発注している仕事は年間総額幾らですか。また、主な仕事の内訳もお示しください。

○橋本 潤議長 福祉部長。

○梅森徳晃福祉部長 令和7年度（2025年度）における本市及び本市外郭団体からシルバー人材センターへの発注総額は、本市が年間5億1,787万5,031円であり、本市外郭団体が、382万9,623円でございます。

本市が発注している主な業務は、総合的自転車対策業務に3億9,265万3,111円、吹田市立各児童会館安全対策業務に2,516万445円、公園等清掃業務に2,049万7,400円となっております。

以上でございます。

○橋本 潤議長 5番 久保議員。

（5番久保議員登壇）

○5番 久保直子議員 約12億円の事業規模のうち5億円もの仕事を頂いているということ、センターは大変助かっているとセンターから伺っております。

高齢者には営業事務、技術職など様々な経験を持つ方がおられます。現在、市が発注する仕事の中にこれまでの職業経験や専門性を生かせる仕事はどの程度ありますか。また、今後増やす考えはございますか。

○橋本 潤議長 福祉部長。

○梅森徳晃福祉部長 現在、職業経験や専門性を生かせる仕事としては、剪定や筆耕があると伺っております。

高齢者の就業に対するニーズは多様化しており、シルバー人材センターが時代の変化や高齢者のニ

ーズに対応し、持続的に事業が実施できるよう必要な支援を行ってまいります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 5番 久保議員。

（5番久保議員登壇）

○5番 久保直子議員 私は、市が仕事を出すだけではなく、シルバー人材センターと一緒に仕事をつくることができないかと考えています。

日立市や高岡市では、行政や商工会議所などが地域課題と高齢者の活躍を結びつけています。市の各部局が連携し、シルバー人材センターが受注できる業務をつくることや、市、吹田商工会議所、シルバー人材センターが連携し、高齢者の経験や技能を生かす仕事を検討する仕組みをつくれませんか。

○橋本 潤議長 福祉部長。

○梅森徳晃福祉部長 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律において、定年退職者等に対する就業機会の確保のために必要な措置を講ずるように努めるものとしてされていることから、本市は、シルバー人材センターに対して、庁内関係部局から仕事の発注を行っており、相互に連携を図っているところでございます。

シルバー人材センターからは、健康状態や体力に合わせた仕事を提供する仕組みづくりや就労支援の充実が不可欠であること、企業や自治体、NPOなどとの連携を強化していくことなどが課題であるとお声を伺っております。

今後も引き続き、シルバー人材センターと連携し、高齢者の雇用機会創出につながるよう関係機関と協議を進めてまいります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 5番 久保議員。

（5番久保議員登壇）

○5番 久保直子議員 ぜひよろしくお願いいたします。

市が実施している事業の中には、人手不足に直面しているものがあると伺っております。

一方で、シルバー人材センターには生きがいづくりや社会参加を目的とした市民の方が多く集まって

いと承知しております。

そこで、人手が不足している市の事業について、シルバー人材センターの会員の皆様へ案内し、協力を仰ぐことはできないでしょうか。

○橋本 潤議長 福祉部長。

○梅森徳晃福祉部長 活動が無償となる市の事業への会員の直接的な派遣や紹介は、シルバー人材センターとしての性質上、困難であると考えております。

しかしながら、シルバー人材センターの会員の多くは、生きがいづくりや社会参加に意欲的な市民の皆様であることから、会員に対するボランティア参画への意識啓発や事業の周知といった形での御協力であれば可能でございます。

以上でございます。

○橋本 潤議長 5番 久保議員。

（5番久保議員登壇）

○5番 久保直子議員 ありがとうございます。

ボランティア参画への意識啓発や事業の周知は可能との前向きな御答弁を頂きました。ぜひ、意欲ある方々と人手を必要としている地域や事業をつなぐ取組を進めていただくよう要望いたします。

また、今年度の高齢者就業支援の説明会は、定員に達したと伺っています。つまり、働きたい人はいる。LINEなどのSNSを活用し、就業情報などをよりタイムリーに発信していくお考えはありますか。

○橋本 潤議長 福祉部長。

○梅森徳晃福祉部長 周知につきましては、これまで本市において、市報すいた、ホームページを通じて、実施してきたところです。

今後は、LINEなどのSNSを通じてシルバー人材センターの情報をより広く周知できるよう努めてまいります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 5番 久保議員。

（5番久保議員登壇）

○5番 久保直子議員 LINEなどを活用した情報発信を進めていただけるとのこと、ぜひ進めてください。

行政には、地域の課題がある。企業には、人材のニーズがある。高齢者には、経験と技能がある。この三つをつなぐ市は仕事を出すだけではなく、仕事を一緒につくる、そんな体制を求めますが、市長の御見解を求めます。

○橋本 潤議長 福祉部長。

○梅森徳晃福祉部長 まずは担当からお答えいたします。

本市が定める第9期吹田健やか年輪プランにおいて、高齢者が生きがいを持って就労の機会が確保できるよう支援することとしております。

今後も高齢者の皆様が生きがいを持って暮らせる体制づくりに努めてまいります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 市長。

（市長登壇）

○後藤圭二市長 シルバー人材センターという制度は、これまで長い歴史を持っております。それは、ますますこの超高齢社会の中で必要性を増しているからだと思います。

それは、仕事を終えた方が社会から切れてしまう、それを何とか社会とつながり続けて、また、つながる場を行政なり、様々な主体が場を設けてつながっていただくことが、私はある意味、本当の高齢福祉になると思っています。

そのような、特に健常な高齢者の皆様がこれまで培ってこられた経験やその能力を社会に対して生かし、その結果として生きがいを持っていただける、そのような場づくりに引き続き行政として努めてまいります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 5番 久保議員。

（5番久保議員登壇）

○5番 久保直子議員 ぜひよろしくお願いいたします。

次に、市管理施設の選挙協力について伺います。

私は、2月定例会で期日前投票所の増設などを要望いたしました。江坂図書館への新設、ららぽーとEXPOCITYの開設期間拡大、メイシアターへの変更など改善に向けて動いていただいていること

は評価しております。

令和8年2月8日執行の選挙では、千里ニュータウンプラザの小選挙区の期日前投票所は2万223人、市役所の2万54人を上回っています。

衆議院選挙のため市管理施設が必要となった場合、既に市民の予約が入っている施設を、現在どのようなルールで調整していますか。また、選挙会場の確保と市民利用への配慮を両立するルールを明文化できませんか。

○橋本 潤議長 選挙管理委員会事務局長。

○杉原選挙管理委員会事務局長 選挙の実施に伴う施設利用につきましては、投票所となる施設の空き状況を確認し、既に予約がある場合は、関係室課や施設管理者と個別に調整を行っております。

衆議院解散総選挙等の突発的な選挙を行う際においても、同様のプロセスにより調整を行っているところ です。

なお、投票所の確保と市民の利用を両立させるルールの明文化につきましては、双方が両立できるよりよい方策について関係室課と協議してまいります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 市民部長。

○岡松市民部長 現在、市民部が所管している施設の選挙の利用につきましては、調整可能な予約につきましては対応をしております。

しかし、急遽、選挙を実施することになった期日前投票は、施設の利用期間が1から2週間の長期になり、既に予約をされている多くの団体等との調整、また、イベントや発表会等で利用を予定している場合の開催場所等を変更することについて課題があると考えております。

今後、投票所の確保と市民の利用への配慮を両立させるルールの明文化につきましては、他市事例等を研究してまいります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 5番 久保議員。

（5番久保議員登壇）

○5番 久保直子議員 さきの衆院選では、千里ニュータウンの大ホールを確保できず、エントランスホ

ールで期日前投票を行い、寒い中外で1時間以上市民の方がお待ちいただくことになってしまいました。が、市民部長はこの様子を御覧になられましたでしょうか。

なっておられないということですが、私は見ておいて、本当に大変な状況だと思いました。市民の皆様が準備されてきたイベントや活動への配慮が必要であること、市民活動の大切さは十分理解しています。

しかし、選挙は急遽実施されることがあるからこそ、事前のルールが必要です。選挙は、全ての有権者に関わる民主主義の根幹です。前回、実際に大ホールを確保できなかったという経験があります。同じことを繰り返さないためにも、他市事例を研究するにとどまらず、公的利用が必要となった場合の優先順位や調整方法をあらかじめ明文化しておくべきです。

予約時から公的利用による変更の可能性を明示し、代替施設を案内するなど双方に配慮した仕組みを強く求めます。

次に、選挙公報です。

間近の選挙では、公示・告示からおおむね何日後に各家庭へ届きましたか。

○橋本 潤議長 選挙管理委員会事務局長。

○杉原選挙管理委員会事務局長 本年2月8日を投票日とする大阪府知事選挙、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における選挙公報等につきましては、全ての選挙公報等が出そろった2月1日以降に順次配送を行い、2月4日から2月6日までに各御家庭へ配布いたしました。

それぞれの選挙等の公示または告示日と配送された日との関係ですが、大阪府知事選挙の告示日1月22日に対し、おおむね13日後、衆議院議員総選挙の公示日1月27日に対し、おおむね8日後、国民審査の告示日1月31日に対し、おおむね4日後となっております。

以上でございます。

○橋本 潤議長 5番 久保議員。

（5番久保議員登壇）

○5番 久保直子議員 選挙公報が期日前投票が始まっているにもかかわらず、選挙によっては投票期間の後半になって、10日前後もたつてようやく届くという状況は大きな課題です。

選挙公報は単に、投票日までに届けばよいものではなく、有権者が候補者の政策を比較し、判断するための大切な情報です。期日前投票を利用する方が増えている今、投票した後に届いても意味がありません。

大切なのは投票前に候補者を比較する情報を得られることです。現在選挙公報はホームページ上では速やかに公開されていますが、公示・告示後できるだけ早く選挙公報を確認できるよう、例えば通送便など既存の仕組みを活用し、公共施設などへの早期配布を目指し、有権者がいち早く情報を得られる環境を整えていただけないでしょうか。

○橋本 潤議長 選挙管理委員会事務局長。

○杉原選挙管理委員会事務局長 選挙公報の公共施設等への配架につきましては、各御家庭への配布に併せて行っております。

御提案の庁内の通送便を活用した公共施設への速やかな配布につきましては、選挙公報の迅速かつ安定的な配布方法の一つとして、今後の改善策の検討課題とさせていただきます。

引き続き、選挙公報を速やかに確認できる環境を整えるとともに、周知に努めてまいります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 5番 久保議員。

（5番久保議員登壇）

○5番 久保直子議員 ぜひ、選挙公報が出そろってからではなく、届いたものから、ぜひ具体的に検討を進めて、次回の選挙から実施していただくよう要望いたします。

家に届く、自分で取りに行ける、デジタルでも見られる、市民が投票しようと思ったときに、場所でも情報でも困らない、そんな選挙環境について市長の見解を求めます。

○橋本 潤議長 選挙管理委員会事務局長。

○杉原選挙管理委員会事務局長 まずは担当から御答

弁申し上げます。

選挙は民主主義の根幹をなす重要な行為であり、所管する選挙管理委員会といたしましては、公職選挙法に基づき、公正かつ適正に選挙を執行できるよう責務を果たすことが重要と認識しております。

一方、選挙を円滑に実施するためには、投票所の確保、広報、投票環境の整備など多岐にわたる業務があり、これらは選挙管理委員会だけでは完結できるものではなく、市長部局をはじめ、市全体での協力体制が不可欠となります。

引き続き、市長部局等と密に連携を図りながら、より一層、円滑に選挙が実施できるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 市長。

（市長登壇）

○後藤圭二市長 選挙制度や投票方式は、少しずつではありますが、修正が加えられ、その姿を次第に変えていっていることは感じます。

ただ、このDXの社会でありにもその動きは遅いというのは実感をしております。

近年取り組まれ出しました電子投票が一般的な制度となれば、投票の環境、そしてその状況、結果ですね、投票率、投票者層などは、間違いなく大きく変わることが想定されます。それは、恐らく投票結果にも影響を与えることになり、選挙運動の在り方そのものも従来とは変わることであろうことは想像に難くありません。

そういう意味で、この選挙制度、選挙方法、投票方法の変更、改革というのは、社会全体の合意が必要であり、今後の大きな課題になっているとそのように考えております。

以上でございます。

○橋本 潤議長 5番 久保議員。

（5番久保議員登壇）

○5番 久保直子議員 ぜひ、課題解決のためによりしくお願いいたします。

次に、自動運転EVバス社会実装について伺います。

議案第97号 公共交通施設等対策事業における豊中市・吹田市自動運転E Vバス社会実装についてですが、今回の実証実験では、中国製E Vバスを使用すると伺っています。大阪・関西万博の輸送などに使用された中国製E Vバスでは不具合が相次ぎ、国の総点検では、全国317台中113台、約3台に1台で不具合が確認されました。

大阪メトロは、同社製E Vバス190台全ての使用継続を断念し、E Vバス等に関して約67億円の特別損失を計上しております。

私は、中国製だから駄目だと言っているのではありません。今回使用するE Vバスの安全性に問題がないことを本市はどのように確認しておりますか。

○橋本 潤議長 土木部長。

○梶崎浩明土木部長 本事業で使用するE Vバスにつきましては、全国的に自動運転バスの取組が進み、実験車両の確保が厳しくなる中、コンソーシアムの構成団体が市場から調達するものです。

導入を予定しておりますのは、2025年大阪・関西万博で使用されたものとは異なる中国製の車両であり、全国において走行の実績があることと併せ、国土交通省の安全基準や環境基準への適合により安全を確認しております。

以上でございます。

○橋本 潤議長 5番 久保議員。

（5番久保議員登壇）

○5番 久保直子議員 私がより重視しているのは、その先の本格導入です。

公共交通は、車両を買って終わりではありません。本格導入時には、長期的な安全性に加え、国内での部品供給や修理・保守など長く維持できる供給体制が重く評価されるよう、吹田市として連携組織に求めていただけませんか。

○橋本 潤議長 土木部長。

○梶崎浩明土木部長 コンソーシアム内の協議において、自動運転E Vバスの本格導入に向けては、部品調達や車両保守等の供給体制が安定的に確保されている国産車両を導入する方針について確認しております。

以上でございます。

○橋本 潤議長 5番 久保議員。

（5番久保議員登壇）

○5番 久保直子議員 ぜひ、E Vバスは国産にしていただきたいですが、日本国の産業を守ることはもちろんですが、外国製か国産かだけではなく、長期間安全に使い続けられる体制があるか、協定書を結ぶなど、市民の安全と税金を守るその視点で臨んでいただきたいと思います。

次に、災害（支援物資、循環型トイレ）について伺います。

質問に入ります前に、この夏の熊本地震、千葉豪雨によりお亡くなりになられた方に心より追悼の意を表しますとともに、被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。一日も早い復旧、復興を心よりお祈り申し上げます。

熊本では、10年前にも大きな震災を経験していますが、その教訓が十分に生かされているのか改めて問われていると伺っています。

吹田市危機管理センターには、情報を一元的に把握できる先進的な体制があります。だからこそ、実際の災害時に最後まで機能するところまで備えておきたいと思います。

まず、段ボールベッドですが、現在の備蓄は何台ですか。また、不足分はどこからどのように調達する想定でしょうか。

○橋本 潤議長 危機管理監。

○山下栄治危機管理監 段ボールベッドにつきましては、保管に必要なスペースが多く必要となる上、長期備蓄に伴う湿気や結露等による強度低下、カビの発生など経年劣化が懸念されることを考慮し、啓発用に使用する物を除き平時からの備蓄は行っており、本市と災害時における段ボール製簡易ベッド等の支援協力に関する協定を締結している民間事業者を通じて災害発生後に必要数を調達することとしています。

以上でございます。

○橋本 潤議長 5番 久保議員。

（5番久保議員登壇）

○5番 久保直子議員 備蓄はないということですね。
発災から要請、搬送、各避難所への配送、組立て、実際に避難者が使用するまで、誰が何をどの順番で行うのか具体的な手順は決まっていますか。また、おおむね何時間以内に使用できる想定でしょうか。

○橋本 潤議長 危機管理監。

○山下栄治危機管理監 段ボールベッドの供給に係る要請は、危機管理室から協定を締結する民間事業者と連絡することとしており、必要数量等を調整した上で、本市の災害時における物資輸送拠点を通じて避難所に配送を行うこととしております。

避難所に配送された段ボールベッドにつきましては、避難所運営職員のほか、ボランティア、自主防災組織等の地域住民の協力により設営を行う予定であり、災害発生からおおむね5日程度で全ての避難所に段ボールベッドが設置できるものと考えております。

以上でございます。

○橋本 潤議長 5番 久保議員。

（5番久保議員登壇）

○5番 久保直子議員 5日ほどかかるということですね。

物資の受入れから配送、組立て、本部への報告まで一連の流れを実際に動かす実働訓練を行っておりますか。

○橋本 潤議長 危機管理監。

○山下栄治危機管理監 段ボールベッドの調達から配送までの一連の対応につきましては、毎年実施をしている全庁一斉災害対策訓練において、それぞれの取組を確認しております。

また、ベッドの組立て、設置につきましては、地域によっては防災訓練等で取り組んでいただいているところでございます。

以上でございます。

○橋本 潤議長 5番 久保議員。

（5番久保議員登壇）

○5番 久保直子議員 実際に動かすことで、人手や道路などの課題が見えてきます。訓練はできることを確認するだけではなく、できないことを見つける

ためにも必要です。被災者の手元に届いて初めて本当の備えになると思います。まだ取り組んでいない自治体などに、ぜひ啓発していただきますよう求めます。

次に、循環型トイレです。

市役所本庁舎1階には、水循環システムを活用したトイレがあり、高野台小学校と吹田第六小学校にも整備予定と伺っています。

市役所の設備を吹田市の防災や水循環の取組として市民へ発信し、2校では防災・環境教育や地域の防災訓練にも活用していただけないか。担当部局と教育長の見解を求めます。

○橋本 潤議長 危機管理監。

○山下栄治危機管理監 まずは危機管理からお答えいたします。

循環型トイレは、実災害時においてもふだんと変わりなく使用できるフェーズフリーのトイレとして有用なものであることから、今後の避難所への整備と併せて、市民への発信に取り組んでまいります。

また、今回整備を検討している小学校においては、災害時において有効に活用いただけるよう、防災教育や防災訓練等での活用に取り組んでまいります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 教育監。

○植田 聡教育監 続きまして学校教育部より御答弁申し上げます。

小学校では、社会科や総合的な学習の時間などを通して防災教育や環境教育を実施しており、例えば、第4学年の社会科におきましては、児童が自校の様々な学校設備の仕組みや役割を調べる学習に取り組んでおります。

当該校に循環型トイレが整備された際には、身近な教材として活用し、より充実した教育活動を展開できるものと認識しております。

以上でございます。

○橋本 潤議長 教育長。

○大江慶博教育長 ただいま担当から御答弁申し上げましたとおり、各校では、将来の生活の中で生かすことのできる知識・技能の習得を目指し、様々な教

材を工夫した学習に現在、取り組んでおります。

各地で生起している災害の状況も踏まえ、児童が自分事として命を守る行動が取れるよう、吹田市の取組につきましても情報提供し、有効に活用してまいります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 5番 久保議員。

（5番久保議員登壇）

○5番 久保直子議員 ぜひ、よろしくお願いします。

次に、学校を市が管理し、市民へ開放することについて伺います。

学校は、子供たちの学びであると同時に市民にとって最も身近な公共施設です。現在、校長・教頭が担っている学校管理や地域対応にはどのような業務がありますか。また、休日の学校開放や施設利用への対応などで、校長・教頭が休日に出勤している実態を市は把握しておりますか。

○橋本 潤議長 教育監。

○植田 聡教育監 学校管理職は、校舎や設備の安全点検・維持管理・修繕等をはじめ、事故や災害等の緊急対応など、日頃から施設管理に関する役割を担っております。

また、地域と連携した学校運営を推進するため、地域教育協議会等にも参画し、学校教育活動への理解に努めているところです。

なお、休日の学校開放や施設利用につきましては、学校管理職の立会いや対応は必須ではないため、個別の出勤状況等の一律の把握は行っておりません。

以上でございます。

○橋本 潤議長 5番 久保議員。

（5番久保議員登壇）

○5番 久保直子議員 学校長がお祭りや運動会のとくに来られている、休日出勤をしておられる現状は見ておりますが、教員の働き方改革を進める上でも、教育に関する管理と施設の管理・運営を切り分ける視点が必要ではないでしょうか。

本市でも、太陽の広場は、青少年室の事業として地域教育協議会に委託しています。しかし、担い手不足や高齢化などにより、実施日数には学校ごとに

差があります。地域の善意を大切にしながらも、子供たちの居場所が地域の担い手の状況によって左右される現状について、市はどのように考えていますか。

○橋本 潤議長 地域教育部長。

○二宮清之地域教育部長 太陽の広場につきましては、本市では長年、地域の子供は地域が守り育てるという理念の下で、地域住民の参画を得て、学習や様々な体験活動の機会を提供する国の放課後子ども教室推進事業として、地域の実情に応じて実施いただいております。

地域の担い手不足や天候不順による実施回数の差は課題と認識しており、民間委託モデル事業の検証結果の取組も推進してまいります。事業の趣旨に鑑み、今後も、各地域において可能な範囲で行っていただくことが重要だと考えております。

以上でございます。

○橋本 潤議長 5番 久保議員。

（5番久保議員登壇）

○5番 久保直子議員 地域の子供は地域が守り育てるというのは、とてもよいことだと思いますが、本市はこの課題を認識し、太陽の広場の運営を民間事業者へ委託する試行も行いました。

つまり、地域だけに頼らない運営方法も既に検証したということです。

そこで、この経験を太陽の広場だけで終わらせず、学校施設の地域開放そのものに生かしてはどうでしょうか。市が責任を持ち、運営主体が受付、安全管理、鍵の管理だけでなく、学校側や地域ボランティアの負担を減らしながら、安定した開放が可能になります。まず1校をモデル校として、市が主体となる学校施設の管理・運営を試行してはいかがでしょうか。

○橋本 潤議長 学校教育部長。

○大山達也学校教育部長 学校施設の地域開放につきましては、これまで施設管理や開放運営の業務委託化を進め、学校側の負担軽減に努めてまいりました。

御提言のモデル実施につきましては、1校のみの試行でありましても、市長部局における新たな体制

の整備や運営主体となる担い手の確保、それに伴う財政負担の調整など、様々な課題がございます。

そのため、まずは現行の制度の中で運用の改善等を図りつつ、市長部局と課題を共有しながら検討していく必要があると考えております。

以上でございます。

○橋本 潤議長 5番 久保議員。

（5番久保議員登壇）

○5番 久保直子議員 財政負担などの調整が必要であるということは理解しました。

さらに、本市では既に学校体育施設に公共施設予約照会システムを導入しています。ここから一歩進め、長期休業中や休日から学校と利用者の動線を分け、安全を確保した上で、運動場、体育館、図書室、特別教室など、段階的に開校してはどうでしょうか。

学校は教育施設であると同時に市民共有の大切な公共資産です。授業で使わない時間をもっと地域に生かす、先生方の負担を減らし、地域の善意だけに頼らず、子供が気軽に遊び、大人や高齢者も学び、交流できる地域の拠点にする、学校施設の管理・運営の在り方を見直し、市が主体となって市民へ開放することについて、市長の御見解を求めます。

○橋本 潤議長 学校教育部長。

○大山達也学校教育部長 まずは担当より御答弁申し上げます。

今年度から導入いたしました吹田市学校施設予約管理システムにつきましては、まずは現状の運動場や体育館等の使用において、システムをトラブルなく安定的に運用させることを最優先と考えております。

また、学校施設は、児童、生徒の学習の場であると同時に、地域住民にとりましても地域コミュニティの核となる重要な施設であると考えております。

学校の管理主体を市長部局へ移行することにつきましては、法令に基づく教育委員会の権限や教育活動への影響、責任分担の整理など、組織横断的な様々な課題を伴うものの、開放の在り方や仕組みにつきましては、今後、市長部局と連携しながら対応策を検討してまいります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 市長。

（市長登壇）

○後藤圭二市長 今回、大変重要な御指摘を頂きました。

特に、本市のような特段に密集する市街地を持つ自治体においては、子供たちが自由に遊べる空間、空き地は公園以外ほとんどありません。昔は、私が吹田で育った頃には十分ありました。

学校用地は、教育委員会が24時間365日管理する施設ですが、一方で、全ての市民の、市民共有の財産でもあります。学校が市民に開放するという発想から、行政が管理をし、必要に応じて学校の用に供する、授業のとき以外は行政が管理をする、という考え方が果たして可能なのか。

三、四年前になるとと思いますが、政府に交渉、相談に参りました。少し驚きましたが、内閣府からは、事例は少ないものの、法的には既に可能であるとの見解を受けました。

全国トップレベルの密集市街地自治体である吹田市として、他市の政策にもつながる今後の方策として、その可能性の検討を今後も続けたいと思っております。

以上でございます。

○橋本 潤議長 5番 久保議員。

（5番久保議員登壇）

○5番 久保直子議員 確かに、千里ニュータウンには公園は多いですが、佐井寺や吹田の南部は公園が少なく、子供の遊び場ということが本当に公平ではないというところもありますので、ぜひ検討し、前へ進めていただきますよう求めます。

最後に、不登校支援施設増設と人員増について伺います。

これまで要望してきた保護者同士の交流や子供たちの体験活動が充実してきたことは評価しております。

現在のあるくのは、光の森、学びの森の時代と比べ、小・中学生の入室割合など、入室傾向に変化はありますか。また、その変化による課題について

伺います。

○橋本 潤議長 教育監。

○植田 聡教育監 令和6年度以降のあるくの森における入室傾向につきましては、光の森・学びの森で活動していた頃と比較いたしますと、支援学級在籍の児童、生徒が入室していること、小学生の割合が増加していることが変化として見られます。

特に、小学校低学年の児童をはじめ、個別の対応や大人の丁寧な見守りが必要な児童、生徒が安心して過ごせるよう、その成長を十分に支援していくためのスタッフの確保と専門性の向上が必要であると考えております。

以上でございます。

○橋本 潤議長 5番 久保議員。

（5番久保議員登壇）

○5番 久保直子議員 現状として、小学校低学年の児童など、個々の対応がより必要であるということを理解いたします。

教育支援教室あるくの森は南千里にあり、JR沿線や市南部などからは距離が壁になる子供もいます。また、大きな施設より小さな場所が合う子供もいます。

あるくの森の充実に加え、市南部など、別の地域に特色の異なる小規模な教育支援拠点を設けることについてどのように考えておりますか。

○橋本 潤議長 教育監。

○植田 聡教育監 本市におきましては、あるくの森と各校の校内教育支援教室との連携や児童会館・児童センターをはじめとする市内公共施設との連携による不登校児童、生徒の居場所づくりのほか、メタバースを活用したつながり支援に努めております。

さらに、あるくの森では、青少年クリエイティブセンターでの体験活動を試行実施する中で、地域ごとのニーズや利用状況を把握し、課題を整理しながら多様な児童、生徒が誰一人取り残されない学びの充実に向け、研究を重ねております。

以上でございます。

○橋本 潤議長 5番 久保議員。

（5番久保議員登壇）

○5番 久保直子議員 試行錯誤や研究も進めていただくよう求めます。

同じものをもう一つつくるのではなく、子供が自分に合う場所を選べるようにする、そういう発想で検討していただきたいと思います。

次に、財源です。

鎌倉市のスクールコラボファンドでは、ふるさと納税を活用し、これまでに約2,600万円もの寄附が集まっています。

吹田市でも、市民や企業から寄附を募り、不登校支援や多様な学びにつなげる仕組みを研究できませんか。

○橋本 潤議長 教育監。

○植田 聡教育監 クラウドファンディングは、財源確保のための一つの方策であると認識しておりますが、その活用事例や成果と課題につきまして、まずは、情報収集に努めてまいります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 5番 久保議員。

（5番久保議員登壇）

○5番 久保直子議員 教育を応援したい人の思いやお金を子供たちにつなぐ、そんな財源のつくり方も研究していただきたいと思います。

そして、人材です。不登校の子供に必要なのは、勉強を教えてくれる人だけではありません。既に大学生や大学院生、元教員、社会人などがフレンドとして活動しています。教員免許取得者だけに限らず、一定の研修やルールを設けた上で、心理、福祉、芸術、スポーツ、ものづくりなど、多様な経験や専門性を持つ地域人材を、支援にさらに活用できませんか。

○橋本 潤議長 教育監。

○植田 聡教育監 現在、あるくの森では、児童、生徒が多様な人と関わり、興味・関心を引き出すことを目的に、様々な経験や専門的な知識を持つ人材やフレンドを活用した体験活動を実施しております。

また、体験活動にとどまらず、児童、生徒が日常的・継続的に多様な大人と関わる機会を得られるよう、支援を担う人材の幅広い確保に努めてまいりま

す。

以上でございます。

○橋本 潤議長 5番 久保議員。

（5番久保議員登壇）

○5番 久保直子議員 単発的な体験活動などにとどまらず、日常的、継続的に関われる人材の確保に努めていただきますよう求めます。

場所を増やす、財源のつくり方を増やす、そして、子供と出会う大人も増やす。これらについての教育長の御見解を求めます。

○橋本 潤議長 教育監。

○植田 聡教育監 まずは担当より御答弁申し上げます。

不登校児童、生徒への支援につきましては、喫緊の課題と捉え、本市の教育振興基本計画（吹田市教育ビジョン）におきましても重点課題の一つに位置づけ、学びの保障の推進に取り組んでいるところで

す。
また、児童、生徒が自分らしさを発揮できる場所で、多様な人と出会い、成長できるよう、引き続き、関係部局とも連携しながら必要な人材確保に努め、児童、生徒が安心して過ごせる居場所のさらなる充実と選択肢の拡充を図ってまいります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 教育長。

○大江慶博教育長 ただいま担当が申し上げましたとおり、不登校児童、生徒の社会的自立を促すために、信頼できる人と出会い、安心して過ごせる居場所を確保する、このことは、非常に重要なことであると考えております。

一方、公教育の使命として、魅力ある学校の実現や多様化する教育課題へ対応する方策の検討も必須であり、成果と課題を整理しながら、限りある財源を有効に活用した教育環境の整備に引き続き取り組んでまいります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 5番 久保議員。

（5番久保議員登壇）

○5番 久保直子議員 シルバー人材センターに登録

されている人にも、長年の仕事や人生経験、専門性を持つ方がおられます。そうしたシルバー人材も含め、地域の力を子供たちの支援につなげる、地域にいる人の経験や力を見つけ、つなぎ、生かす。この考え方は不登校支援にも生かせると思います。

子供を一つの支援に合わせるのではなく、その子に合う選択肢を増やす。一人でも多くの子供が自分に合う場所や人と出会えるよう、不登校支援をもう一歩進めていただくことを求め、私の個人質問を終わります。

○橋本 潤議長 13番 後藤久美子議員。

（13番後藤議員登壇）

○13番 後藤久美子議員 大阪維新の会、後藤久美子でございます。発言通告書に基づき質問をいたします。

医療シンポジウムを踏まえた地域医療の機能分化と市民病院につきまして。

本年4月、本市は、都市圏域における病院経営の危機をテーマに、医療関係者向けのシンポジウムを開催しました。その後、掲載された市長へのインタビュー記事では、市長は、吹田市だけで医療を考えるのではなく、少なくとも、北大阪地域程度の広い範囲で医療提供体制を考えるべきとお考えを示されており、ある病気の治療を得意とする病院が隣の市にあるのであれば、そこを利用すればよく、吹田市内で全て地域完結させる必要はないとも述べられておられました。

つまり、全ての病院が何でも担うのではなく、病院ごとに得意な医療を分担し、限られた医師や病床を地域全体で有効に使おうという考え方だと受け止めております。

一方、今議会には、市立吹田市民病院の経営状況や令和7年度の業務実績などが報告されています。令和7年度の当期純損失は5億3,900万円となり、前年度より損失が拡大している現状でございます。

そこで、シンポジウムとその後市長が示されたお考え、そして今回報告された市民病院の現状を踏まえて伺います。

市長が示された行政区域を越えて病院同士が役割

を分担し、地域全体で医療を支えていくという考え方は、現時点では市長個人としての問題提起なのではないでしょうか。それとも、今後、本市の医療政策や市民病院の在り方にも具体的に反映していく方向性なのではないでしょうか。現在の位置づけと市長の御見解を伺います。

○橋本 潤議長 保健所長。

○松林保健所長 まずは担当から御答弁いたします。

都道府県では、効率的かつ質の高い医療提供体制を構築すること等を目的とし、主体となって地域医療構想の取組を推進されているところでございます。

本市は、豊中市及び箕面市等とともに豊能構想区域に含まれており、当該区域内において医療機関の役割分担や連携の在り方を整理し、地域全体として適切な医療提供体制を構築するよう、地域医療構想を推進する必要があるとされております。

以上でございます。

○橋本 潤議長 市長。

（市長登壇）

○後藤圭二市長 先般開催をいたしました医療シンポジウムにつきまして、これはかなり異例の取組です。

それについて御説明したいんですが、初めに、吹田市や北摂医療圏、吹田市医療圏や北摂医療圏という概念は存在しません。制度的に存在しません。私にその適正化を図る権限は、持たされてはおりません。

しかし、市民に対する一定の責任はある。その考えから、このシンポジウムを開催させていただきました。

吹田市の医療体制、特に複数の中核的な病院が置かれている特殊で厳しい経営状況の背景を深掘りをし、今後の病院経営の課題とあるべき姿を議論することを目的に、開催をしたものでございます。

豊能医療圏の病院や診療科のありようについて、持続可能性の観点から、将来に向けて検討すべきは、本来、その権限を有する大阪府の役割です。

ただし、そこには吹田医療圏という考えが、先ほど申しましたように、ありませんことから、私からあくまでもその点も含めて議論を始めるきっかけを

促す意味で開催をさせていただきました。

以上でございます。

○橋本 潤議長 13番 後藤議員。

（13番後藤議員登壇）

○13番 後藤久美子議員 市長、ありがとうございます。

そのような趣旨だったということで、病院経営の在り方として、今後、どのように具体化というか、されていくか、動かれるかという意味合いでちょっと私も聞かせていただいたんですけれども、市民病院の令和8年度計画でも地域の医療機関との機能分担・連携を図りながら、急性期医療などを担うことが示されております。

一方、令和7年度の病床利用率は76.2%でした。また、令和8年度計画では、病床稼働率85%を目標としています。

市長の考え方を市民病院に当てはめると、市民病院がこれから特に力を入れるべき医療は何なのではないでしょうか。逆に、ほかの病院と分担できる部分はどこでしょうか。単に、患者数や病床の稼働率を上げるということだけではなく、地域全体を見たときに、市民病院をどのような役割を担う病院としていわれるのか、市長の御見解を伺います。

○橋本 潤議長 健康医療部長。

○今峰みちの健康医療部長 まずは担当から御答弁申し上げます。

市民病院が担うべき今後の役割についてでございますが、まずは、同病院が強みを持つ急性期医療や救急医療、がん医療などの多様な医療需要に対応していくこと、そして、回復期や慢性期の医療につきましては、患者の状況に応じて地域の医療機関と緊密に連携をすること、また、地域の医療機関だけでは対応が困難な症例に対しましても、質の高い医療を提供していくことが挙げられます。

これらによりまして、地域医療の中核的な役割を果たしていくべきものと考えてございます。

以上でございます。

○橋本 潤議長 市長。

（市長登壇）

○後藤圭二市長 私ごとでもありますけれども、私は市民病院で生まれました。私の子供3人も市民病院で生まれました。

当時と今が違うのは、そこまで病院、特に二次救急病院、そこまで病院がなかったのが、市民病院はもう明らかに中核的存在でした。中核病院でした。

ただ今後、市民病院、第3世代の3代目の市民病院が担うべき役割につきましては、ただいま担当からも答弁をさせていただきましたとおり、今現在、そして将来に向けての強みを生かしつつ、地域の医療機関と連携をしてハイレベルな医療を提供できる地域の中核病院としての責任を果たしていくということになると考えます。

以上でございます。

○橋本 潤議長 13番 後藤議員。

（13番後藤議員登壇）

○13番 後藤久美子議員 御答弁、ありがとうございます。市長にとっても、御家族様にとっても、思入れのある病院だということで御答弁いただきまして、また、市民病院の現在の役割を改めて理解しました。

市長はインタビューの中で、市民病院の移転新築時、議会において、経営データに基づき、病院の規模や機能を検討する議論はなかったと記憶していると述べておられます。

また、従来の診療科が踏襲され、ほかの急性期病院への影響という視点での議論もなかったとし、二次救急機能の強化にも言及されておられます。

議案書におきましては、今後の医療ニーズや豊能医療圏病床懇話会での議論、民間病院の状況、市民病院の経営状況などを踏まえて、病床機能を検討する方針が示され、令和7年度は病床機能・病床数を維持したとされております。

その一方で、市長はインタビューにおいて、吹田市だけでなく、豊能医療圏や北摂医療圏よりもさらに広い北大阪地域程度の範囲で医療提供体制を考えるべきとのお考えを示されております。

今回、市長が示された問題意識は、これまで行われてきた病床機能の検討の範囲にとどまるものなの

でしょうか。それとも431床という病院全体の規模や診療科の構成、二次救急を含む救急医療の体制についても、北大阪地域における病院同士の役割分担を見据えた、より広い視点から検証していかれるお考えなのでしょうか、御見解を伺います。

○橋本 潤議長 健康医療部長。

○今峰みちの健康医療部長 まずは担当から御答弁申し上げます

国が示す新たな地域医療構想の策定ガイドラインを踏まえ、第2次大阪府地域医療構想の策定の方向性が示されたところでございます。

今後、府内における医療機関の役割分担の明確化や大阪府豊能保健医療協議会などにおける議論を経て、地域の実情に応じた連携の在り方が整理されていくものと認識いたしております。

市といたしましては、こうしたプロセスによる整理を受けて、医療圏全体としての広い視点からの検証が必要であると考えております。

引き続き、豊能構想区域全体としての適切な医療提供体制の構築に向けた地域医療構想に関する議論の動向について注視をまいります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 市長。

（市長登壇）

○後藤圭二市長 ただいまもありましたように、自治体が考える医療圏、設定してる医療圏と各全国がありますが、大学、特に国立大学の病院がある意味担っている自らの医療圏は必ずしも一致しません。各県ごとに、市ごとに、その医師を派遣しているわけではありません。そこに、実はこの問題の大きな根本的な課題があります。

この問題に影響を及ぼす要素の大きな一つに病院に、吹田市民病院もそうですけれども、医師を派遣していただく母体との関係性があります。それは、大学病院を指します。吹田市民病院のそれは、阪大病院です。

阪大病院が医師を派遣している地域は広く、兵庫県にも広がっております。自治体区分とは、これは無関係です。そのため、豊能圏域、北大阪地域、そ

して吹田市という行政によるエリア設定による議論は実はなじみません。だからこそ、広域行政による、より広い視点が必要となるということを御説明をさせていただきました。

以上でございます。

○橋本 潤議長 13番 後藤議員。

（13番後藤議員登壇）

○13番 後藤久美子議員 御答弁、ありがとうございます。

広域的な視点も、今後の議論につなげていただきたいというふうに思います。

市長がここまで具体的な問題意識を示されていることから、こうした地域医療の将来に関わる議論につきまして市民の皆様にもより分かりやすく共有していただきたいというふうに考えまして、今回、質問させていただきました。

その上で、市民病院を含め、地域全体でどのような医療を守り、どのように役割を分担していくのか。市としての考え方を整理し、具体的な政策につなげていただくことを求めます。

続きまして、産後ケア事業の持続可能な運営につきまして。

昨日の代表質問でも産後ケア事業を取り上げましたが、私からは、市内で実際に産後ケアを担う事業者の運営実態に焦点を当てます。

産後ケアは、制度があるだけでは機能いたしません。母子を受け入れる事業者があり、助産師などの人材を確保し、安全にケアを提供し続けられて初めて成り立ちます。

市内の一事業者から提供を受けた試算では、33時間の宿泊型産後ケアについて助産師など2名で母子3組を受け入れた場合でも、人件費や食費、施設運営費などを積み上げますと、1組当たり約6万8,000円が必要というふうにされております。

しかも、理想的な人員配置ではなく、限られた人員で複数の母子に対応することを前提とした試算です。

本市は、委託先の産後ケア事業について、人件費、施設運営費、実際の人員配置、収支状況など、事業

を継続するために必要なコストの実態をどの程度把握されているのでしょうか。

○橋本 潤議長 子育て支援センター担当理事。

○岡田貴樹理事（子育て支援センター担当） 産後ケア事業者の運営状況の実態把握につきましては、委託事業者との連絡会などにおいて状況をお伺いしており、現在の委託料での運営は厳しいといった声を多く頂いております。

以上でございます。

○橋本 潤議長 13番 後藤議員。

（13番後藤議員登壇）

○13番 後藤久美子議員 私が懸念しておりますのが、利用が増えることが、そのまま事業者の経営を圧迫する構造になっていないかという点です。

利用を市が勧めても、受け入れるほどに赤字が増えるのであれば、人材も受入れ枠も増やせず、結果として利用したい市民が利用できないことになりかねません。

また、宿泊型だけでなく、アウトリーチ型、いわゆる訪問型についても、移動時間を含む人件費など、現場から見た採算性を検証する必要があります。

現在の委託条件の下で、事業者が必要な人材を確保し、利用者の増加にも対応しながら、継続的に事業を運営できる状況にあると認識しているのでしょうか。また、アウトリーチ型についても実際の所要時間や人件費などを踏まえ、運営実態を把握されているのでしょうか。

○橋本 潤議長 子育て支援センター担当理事。

○岡田貴樹理事（子育て支援センター担当） さきに御答弁いたしましたとおり、事業者からの切実なお声を頂いており、委託料などの水準に課題があると考えております。

また、アウトリーチ型の事業者からは、ケアにかかる所定の時間以外に、移動時間や訪問の調整時間が生じる場合がある実態を伺っております。

以上でございます。

○橋本 潤議長 13番 後藤議員。

（13番後藤議員登壇）

○13番 後藤久美子議員 豊中市では、通常必要とさ

れる担当者に加えて、利用者に専任の支援スタッフを配置した場合に、市独自の委託料加算を行う仕組みがあります。

安全なケアに必要な人員と実際のコストを把握されておられるならば、その実態に制度が合っているのかを早期に検証され、対応されることが必要なのではないのでしょうか。

本市におきましても、これは我が会派の代表質問とも重なる点もあるかと存じますけれども、現場の事業者から具体的な意見を聞き、必要な人員配置や実際のコストを検証された上で委託料そのものだけでなく、人員配置に応じた加算なども含め、持続可能な制度となるよう委託条件を検討していくお考えがあればお示してください。

○橋本 潤議長 子育て支援センター担当理事。

○岡田貴樹理事（子育て支援センター担当） 産後ケア事業につきましては、持続可能性を高めるため、大阪府の集合契約への参加を検討しておりますが、引き続き、委託料や加算制度の適切な水準の確保につながるよう、対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○橋本 潤議長 13番 後藤議員。

（13番後藤議員登壇）

○13番 後藤久美子議員 御対応、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、野鳥による生活環境被害対策についてお伺いいたします。

地元の北千里駅周辺では、以前より夜間から朝方にかけて多数のムクドリと思われる野鳥が街路樹に集まり、大きな鳴き声を上げている状況を確認しております。

ただ、北千里駅周辺だけの問題なのか、市内のほかの地域でも同様の被害が生じているのか、まず実態把握が必要です。

ムクドリ、ハト、カラスなどの野鳥による騒音やふん害などについて、市には年間どの程度の相談や苦情が寄せられているのでしょうか。また、鳥の種類、地域、被害内容ごとの状況をどの程度把握され

ておられますでしょうか。

○橋本 潤議長 環境部長。

○道澤宏行環境部長 野鳥による生活環境被害に関する相談件数につきましては年間100件程度であり、カラスに関する相談がおおよそ7割を占めております。

カラスに関する相談は市内全域から寄せられており、主に5月から7月にかけて繁殖期の威嚇攻撃やごみの散乱、鳴き声でございます。

次に、ハトに関する相談としましては、駅や公園周辺等における餌やりなどでございます。

最後に、ムクドリに関する相談としましては、年に1件程度で、鳴き声や道路上におけるふん害でございます。

以上でございます。

○橋本 潤議長 13番 後藤議員。

（13番後藤議員登壇）

○13番 後藤久美子議員 相談や被害があった場所について、市ではこれまで樹木の剪定や追い払いなど、どのような対策を行ってこられたのでしょうか。またその対策によって飛来数や相談件数が減ったのかなど、効果の検証は行っているのでしょうか。

○橋本 潤議長 環境部長。

○道澤宏行環境部長 まずは環境部から御答弁申し上げます。

繁殖期におけるカラスに関する相談が多いことから、毎年ホームページやSNSにおいて、カラスに近づかない、刺激しないなどの注意喚起を毎年行っています。

また、野生鳥獣は鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律により、捕獲、駆除は原則禁じられていることから、所有者に捕獲の許可を出し、対応をお願いしているところでございます。また、事案ごとの対応となるため、効果検証は行っていません。

なお、ムクドリにつきましては、相談事案が少ないことから、これまで特化した個別の対応は取っておりません。

以上でございます。

○橋本 潤議長 土木部長。

○梶崎浩明土木部長 土木部からも御答弁申し上げます。

土木部では、野鳥対策として樹木の剪定等を行っていませんが、公園における野鳥対策として、野鳥への餌やり禁止の看板等による啓発活動を行っております。

なお、この啓発による事業の効果は検証しておりません。

以上でございます。

○橋本 潤議長 13番 後藤議員。

（13番後藤議員登壇）

○13番 後藤久美子議員 全国の自治体でも様々な対策が行われております。

例えば、我孫子市では、猛禽類による追い払いで数週間ムクドリの高来がなくなるなど、一定の効果が確認され、剪定や網かけと組み合わせておられます。加古川市では、高周波音と樹木剪定などを組み合わせた実証実験を行い、さらに翌年には飛来前から機器を設置するなど、早期対応に取り組まれておられるようです。

一方、他自治体などの事例では、強い剪定だけでは別の樹木へ移動したり、枝葉が再び茂ると戻ってきたりする課題も報告されております。

本市におきましても市内の発生地域や被害状況を整理した上で、飛来数や苦情件数などを指標に効果を検証され、剪定や音、光による追い払いなど、複数の手法を組み合わせた対策を検討されてはいかがでしょうか。

○橋本 潤議長 環境部長。

○道澤宏行環境部長 他市事例は把握しておりますが、多くは一時的な追い払いに終わり、持続的な効果は乏しいと認識いたしております。

これまでも野鳥被害への対策につきましては、他市事例を多々御紹介いただいておりますが、効果的かつ持続的な対応策が見いだせていない状況です。

引き続き、情報収集に努め、有効性が確認されたものにつきましては、導入を検討してまいります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 13番 後藤議員。

（13番後藤議員登壇）

○13番 後藤久美子議員 ありがとうございます。

有効性が確認されたものについては導入を検討していただけるということで、どうぞよろしくお願いいたします。

では次に、職員の意識と組織風土について伺います。

目の前におられる理事者の皆様にお伝えしたいことでございます。

市役所では部署ごとに所管があり、職員には担当業務があります。責任や専門性を明確にする上で必要なことです。

一方、市民から見れば市役所は一つです。今回、私が特に伺いたいのは、自分の担当の仕事だけをすればよいのではなく、吹田市役所全体をよりよくしていこうという意識が一般職員を含め、組織全体にどこまで浸透しているのかという点です。

本市では、一般職員を含む職員一人一人に対し、自らの担当業務を遂行するだけでなく、市民にとって何が必要か、吹田市をよりよくするためにも自分に何ができるのかという視点を持ち、所管外の課題に気づいた際にも必要な部署につなぐ、情報を共有するなど、一歩踏み込んで行動する姿勢をどのような職員像として位置づけておられるのでしょうか。

○橋本 潤議長 総務部長。

○井田一雄総務部長 本市の目指す職員像につきましては、吹田市職員人材育成基本方針におきまして、1点目として、市民ニーズ・時代の変化を的確にキャッチできる職員、2点目といたしまして、高いプロ意識を持ち、責任を持って職務遂行する職員、3点目といたしまして、市民満足度を高めるため、自ら考え、自ら行動する職員の三つを掲げております。

また、具体的な行動規範として、幅広い視野を持ち、多角的に物事を考えることや、柔軟な発想でどうすればできるかを考え行動することなどを示すことにより、市役所全体をよりよくする意識の醸成に努めております。

以上でございます。

○橋本 潤議長 13番 後藤議員。

（13番後藤議員登壇）

○13番 後藤久美子議員 民間企業でいえば、自分の会社をよりよくしたいという、いわゆる愛社精神に近いものかもしれません。行政であれば、吹田市役所の一員としての当事者意識です。

例えば、前にごみが落ちていたとき、自分の仕事ではないと通り過ぎるのか。自分でできることであれば一歩動くのか、ごみそのものの話ではありません。目の前の課題を誰かの仕事と見るのか、自分たちの吹田市のことと見るのかという姿勢の問題です。

そして、こうした風土をつくるためには、管理職自身が率先して姿勢を示すことも重要です。職員が自分の担当だけをしていけばよいではなく、市役所全体を自分事として捉え、主体的に行動できる組織風土をつくるために、管理職にはどのような役割や率先した行動を求めているのでしょうか。

また、そうした管理職の姿勢を、管理職研修や人事評価などにどのように反映しているのか伺います。

○橋本 潤議長 総務部長。

○井田一雄総務部長 管理職の職員におきましては、吹田市職員の標準職務遂行能力に関する規程において、部下等の指導及び育成を行うことができること、また、全体の奉仕者として、常に市民の立場に立つことができることと定められており、所属職員の先頭に立ち、自ら率先して行動することが求められております。

こうした姿勢を培うために、人事評価においては組織マネジメントや人材育成等について職階別の役割を求め、それらを評価項目・着眼点としてさらに具体化し、職員の行動を評価しております。

また、組織マネジメント研修を実施して市全体の組織力向上を図るとともに、様々な行政課題や時宜を捉えたテーマを取り扱う研修を実施し、全庁的な課題を学ぶ機会を設けております。

以上でございます。

○橋本 潤議長 13番 後藤議員。

（13番後藤議員登壇）

○13番 後藤久美子議員 最後に、職員を守る仕組み

について伺います。

本市では、令和7年4月1日から、吹田市社会通念上相当な範囲を超えた言動による職員の被害の防止に関する条例が施行されております。また、令和7年度当初予算では、法制室所管でカスタマーハラスメントを受けた職員が対応方法について相談できる窓口を設置し、その運営を専門的な実務経験を有する事業者に委託するための予算が計上されました。

条例制定に当たり実施した職員アンケートでは、過去3年間にカスタマーハラスメントを受けたことがあると回答した職員は、回答者全体の何パーセントだったのでしょうか。

○橋本 潤議長 総務部長。

○井田一雄総務部長 令和6年（2024年）6月に実施いたしましたアンケートにおいて、カスタマーハラスメントを受けた職員の割合は、41.7%でございます。

以上でございます。

○橋本 潤議長 13番 後藤議員。

（13番後藤議員登壇）

○13番 後藤久美子議員 現在の相談窓口について、職員はどのような方法で相談することができ、相談を受けた後、どのような流れで組織的な対応につなげる仕組みとなっているのでしょうか。

あわせて、窓口の運用開始以降、これまでに寄せられた相談件数についてもお示しください。

○橋本 潤議長 総務部長。

○井田一雄総務部長 相談窓口につきましては、職員が電話により専門事業者に相談を行う仕組みとしております。

相談方法につきましては、職員が相談したい内容を事前に上司に報告するなど、職場内で共有した上で相談を行うことも、また、職員個人の判断で相談を行うことも可能としており、相談結果を職場内で共有し、事案の対応や予防措置の検討に生かしていくことを想定しております。

法制室におきましても、相談窓口運営事業者から受けた報告を基に、相談者に対して事案が解決したかどうかヒアリングを行い、事後フォローに努めて

おります。

相談窓口の利用件数につきましては、令和7年（2025年）10月の開設時点から令和8年8月までの間で29件でございます。

以上でございます。

○橋本 潤議長 13番 後藤議員。

（13番後藤議員登壇）

○13番 後藤久美子議員 条例制定時の被害実態と相談窓口の利用件数をお答えいただきました。

ただ、相談件数の多寡だけで、被害実態や制度の浸透度を判断することはできません。窓口は十分知られているのか、相談への心理的なハードルはないのか、相談後の対応が理解されているのか、こうした実態まで検証する必要があるがございます。

本市は条例制定時に把握した職員の被害実態と、現在の相談窓口の利用状況との関係をどのように分析されているのでしょうか。また、一般職員を含め、窓口の存在や利用方法が十分に認知され、必要な職員がためらわず相談できているのかについてどのように検証し、必要な改善につなげていくお考えなのか、副市長に伺います。

○橋本 潤議長 総務部長。

○井田一雄総務部長 まずは担当より御答弁申し上げます。

令和6年（2024年）6月に実施した職員アンケートで判明したカスタマーハラスメントの実態からしますと、相談窓口の利用件数が少ないと考えられるため、より利用しやすいものとなるよう、本年5月に利用方法の見直しを行い、職員個人の判断で相談することも可能とするとともに、事務室内に掲示するための利用方法案内チラシを各室課に配付いたしました。

本年6月から7月にかけて実施した第2回職員アンケートでは、相談窓口利用者のうち65.6%が相談窓口が事案の解決に役立ったと回答している一方で、相談窓口の存在を知っている職員は全回答者の47.6%にとどまっております。

また、主任・係員級の職員において相談窓口の認知度が低いとの結果となっておりますので、今後は、

特に、若手職員に対する周知に取り組むとともに、利用しやすく、事案の解決に役立つ相談窓口となるよう取組を進めてまいります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 春藤副市長。

○春藤尚久副市長 ただいま担当部長から答弁させていただきましたけれども、カスタマーハラスメント対策に関しまして、認知度の低い層に向けてのより一層の周知を図り、相談窓口がより使いやすい役立つものとなるように取組を進めまして、職員が安心して働ける環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○橋本 潤議長 13番 後藤議員。

（13番後藤議員登壇）

○13番 後藤久美子議員 どうぞよろしくお願いいたします。

私は、職員に対して、市民サービスの向上のため、担当業務の枠を超えてでも気づいた課題に一步踏み込んで行動していただきたいというふうに申し上げました。

しかし、主体的に動くことを求めるのであれば、その職員が困難な対応に直面したときには、決して一人で抱え込ませてはいけません。職員が困ったときには相談できる、最後は組織が守ってくれると実感できる環境があってこそ、安心して市民のために一歩前へ出ることができます。

条例や相談窓口は、設けて終わりではなく、実務に実際に機能しているかが重要でございます。条例をあってないようなものにするのではなく、職員を守る仕組みを実際に機能させること、そして職員一人一人が安心して主体的に行動できる組織づくりを進めていただくことを求め、質問を終わります。

○橋本 潤議長 32番 乾議員。

（32番乾議員登壇）

○32番 乾 詮議員 大阪維新の会の乾 詮です。個人質問を行います。

最初に、災害級の猛暑から市民活動を守る補償制度についてお伺いします。

近年、気候変動の影響により、猛暑日、酷暑日が頻発し、熱中症は単なる夏場の健康問題ではなく、市民の生命に関わる深刻なリスクとなっています。

8月25日の報道では、今年の熱中症による救急搬送は全国で4万1,174人となり、そのうち65歳以上の高齢者が6割を占めるとのことでした。

そこで、本市における熱中症による緊急搬送の状況をお伺いします。

○橋本 潤議長 消防長。

○山田武史消防長 熱中症による救急搬送者数につきましては、8月末時点で258名となっております。また、そのうち65歳以上の高齢者が占める割合は、55%となっております。

以上でございます。

○橋本 潤議長 32番 乾議員。
(32番乾議員登壇)

○32番 乾 議員 本市では、自治会やボランティア団体などが行う公益性のある市民活動中の事故に備え、市民活動災害保障制度を設け、市が保険料を負担して活動中のけがや死亡、第三者への損害賠償などを補償しています。

しかし、現在の制度では、熱中症が補償対象から除外されています。熱中症により救急搬送され、通院や入院による治療が必要となった場合も、現在の制度では補償の対象とはなりません。

猛暑が災害級となっている今日、地域の祭り、防災訓練、清掃活動、見守り活動など、市民が地域を支えるために行う活動について、熱中症も補償対象に加える必要があると考えます。保険料についても補償全体を見直すことで必要以上の予算増とならないよう工夫すべきです。

そこで、市民活動中に発症する熱中症を現在の制度で補償対象外としている理由をお答えください。

○橋本 潤議長 市民部長。

○岡松市民部長 市民活動災害保障制度は、市民活動中に発生した急激かつ偶然な事故により、身体に傷害を被る事故を補償対象としております。

熱中症につきましては、事故によるけがではなく、疾病であるため、現行制度の補償対象外となっております。

ります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 32番 乾議員。
(32番乾議員登壇)

○32番 乾 議員 疾病とのことですが、当該補償保険の保険特約にあるはずですか。

○橋本 潤議長 市民部長。

○岡松市民部長 現行の補償制度の特約でございます。以上でございます。

○橋本 潤議長 32番 乾議員。
(32番乾議員登壇)

○32番 乾 議員 それでは、把握しておられる熱中症を対象にしている自治体をお答えください。

○橋本 潤議長 市民部長。

○岡松市民部長 担当として把握している限りにおきましては、堺市、枚方市、守口市でございます。以上でございます。

○橋本 潤議長 32番 乾議員。
(32番乾議員登壇)

○32番 乾 議員 保険特約もあり、他市事例も把握されているということです。

市民活動災害保障制度は、市が保険料を全額負担することで市民が安心して地域活動に参加できるよう支援する制度です。災害級の猛暑が常態化する中、熱中症を補償対象に加えることは、制度本来の目的にも合致すると考えます。

暑いから活動を控えてくださいと求めるだけでは、地域活動の維持そのものが難しくなります。猛暑はもはや単なる季節の問題ではなく、命に関わる災害リスクです。市民が安心して地域活動を続けられる環境を整えることも自治体の責任であると考えます。

現在、対象外となっている熱中症について、通院・入院を含めた補償の拡充を検討すべきと考えますが、市長の御見解をお伺いします。

○橋本 潤議長 市民部長。

○岡松市民部長 まずは担当から御答弁申し上げます。

熱中症につきましては、熱中症警戒アラートなどの情報を活用しながら、必要に応じ活動の見直しや小まめな休憩、水分補給など、活動時の予防対策を

十分徹底することで発症のリスク軽減につながるものと考えております。

このようなことから、現時点での熱中症を補償対象に加えることは予定しておりませんが、他市における導入状況や熱中症補償追加に伴う制度の再構築など、課題の整理を進めてまいります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 市長。

（市長登壇）

○後藤圭二市長 熱中症について御質問を頂きました。

このある意味、広い意味での自然現象ではあるんですけども、温暖化が一つの原因だということもあって、それから、ヒートアイランド現象、こういう対策には、緩和と適応という言葉を使います。

緩和というのはその影響を減らすために何ができるか、地球温暖化なんかそうなんですけれども、熱中症に関しては、環境問題に関してはほぼこの緩和というのは、今、追いつかない状況になっておりまして、適応策が中心になってます。

その適応策っていうのは、熱中症に対する意識であり、具体的な方法です。

例えば、衣服の色っていうのは非常に大切なんですけれども、やっぱり黒い服を着て、昼間のまちを歩く、それから日傘をささない、日陰をわざわざ選ばない、日向の道を歩く、それから水分を十分取らない、この辺は既に十分に周知はしてるんですけども、その意識を高めるための努力というのを、それによってリスクを低減させるっていうのが基礎自治体としての一つの責任だと考えております。

以上です。

○橋本 潤議長 32番 乾議員。

（32番乾議員登壇）

○32番 乾 詮議員 熱中症対策と市民活動の保障について十分御検討いただきますようよろしくお願いします。

次に、高齢者の見守りについてお伺いします。

近年、吹田市においても単身高齢者世帯が増加しており、今後も増加が見込まれています。こうした中で、特に懸念されるのが、独り暮らしの高齢者が

自宅で体調を急変させた場合の発見の遅れです。猛暑が常態化し、熱中症による救急搬送も相次いでいます。また、心疾患や脳血管疾患など、突然発症し、生命に関わる病気についても、発見が遅れれば重大な事態につながります。

そこで現在、吹田市では、単身高齢者を対象として、民生・児童委員による家庭訪問や電話など、どのような安否確認、見守りを実施しているのでしょうか。

民生・児童委員は地域福祉を支える重要な存在ですが、担い手の負担や地域による活動状況の違いも考えられます。対象となる高齢者の把握方法と、実際の訪問、連絡の頻度についてお聞かせください。

○橋本 潤議長 福祉部長。

○梅森徳晃福祉部長 民生委員・児童委員による単身高齢者を対象とした見守りにつきましては、訪問による安否確認のほか、電話やLINEなどのメッセージアプリによるものなど、多様な方法で行っております。

対象となる高齢者の把握につきましては、本市から提供している高齢者名簿の情報を基に行い、実際の訪問・連絡は、委員それぞれの事情や生活状況に合わせ、無理のない範囲で行っております。

訪問頻度につきましては、御本人の希望や個別の状況に応じて頻繁に見守りが必要と判断される方については週に1回程度、75歳以上の独居高齢者については年1回訪問を行っているところでございます。

以上でございます。

○橋本 潤議長 32番 乾議員。

（32番乾議員登壇）

○32番 乾 詮議員 さらに、電話に出ない、訪問しても応答がない、新聞や郵便物がたまっているなどの異変が確認された場合、地域包括支援センターや消防、警察などへどのようにつなぎ、安否確認を行う体制となっているのでしょうか。

○橋本 潤議長 福祉部長。

○梅森徳晃福祉部長 各機関へのつなぎ方といたしましては、民生委員・児童委員が直接、連絡することもあれば、委員の所管である福祉総務室に連絡いた

だく場合もございます。

その場合は、福祉総務室から高齢福祉室を通じて、消防や地域包括支援センターに救急搬送歴や相談歴を確認し、それらによっても安否の確認ができない場合は、市職員や地域包括支援センター職員の現地訪問により確認を行っております。

以上でございます。

○橋本 潤議長 32番 乾議員。

（32番乾議員登壇）

○32番 乾 詮議員 単身高齢者が増加する中、これまでの支援が必要とする人を待つ見守りから、熱中症や急病などのリスクが高まる時期には、市から積極的に安否を確認する予防型・アウトリーチ型の見守りへさらに強化していく必要があると考えます。

特に、夏場の熱中症対策も含め、単身高齢者の増加を見据えた、よりきめ細やかな安否確認体制を構築すべきと考えますが、市長の御見解をお伺いします。

○橋本 潤議長 福祉部長。

○梅森徳晃福祉部長 まずは担当よりお答えいたします。

行政だけで全ての高齢者を見守ることに限界があることから、地域包括支援センターや民生委員・児童委員、関係機関、新聞販売店や郵便局などの民間事業者との連携を深め、体調の急変等に早期に気づき、支援につなげていくことが重要であると考えております。

今後、地域の実情を踏まえながら、持続可能な見守り体制の構築に努めてまいります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 市長。

（市長登壇）

○後藤圭二市長 単身高齢者の日常生活における見守りを精度高く行政が直接担うということは現実的ではありませんが、ただいまの答弁のとおり、御家族、それから向こう3軒両隣、地域、いわゆるコミュニティ、このような力、そして団体関係機関とも協力をしながら、連携をしながら、全ての市民に目を向けた対応に努めてまいりたいと存じます。

○橋本 潤議長 32番 乾議員。

（32番乾議員登壇）

○32番 乾 詮議員 持続可能な見守り体制の構築をよろしくお願いいたします。

次に、災害協定についてお伺いします。

全国各地で大規模な風水害や地震が発生しており、災害発生後の災害廃棄物への迅速な対応が被災地域の早期復旧に向けた重要な課題となっています。

特に住宅が浸水した場合には、大型家電や家具などの片づけごみが大量に発生し、道路上に積み上げられることがあります。こうした災害ごみが道路をふさいだ場合、収集運搬車両だけでは対応が困難であり、ショベルカーやバックホウなどの重機とそれら操作する専門人員を迅速に確保する必要があります。

財政総務常任委員会で視察した倉敷市では、平成30年7月豪雨災害の経験を踏まえ、災害廃棄物への対応について官民連携を強化し、災害時の応急措置等を迅速に行うための協定を締結しています。

そこでお伺いします。

本市では、災害廃棄物の収集運搬について、吹田環境事業協同組合などと協定を締結していると承知しております。現在締結している災害協定において、道路上に大量に積み上げられた大型家具、家電、瓦礫等をショベルカーやバックホウなどの重機を使用して撤去することまで想定されているのでしょうか。

○橋本 潤議長 環境部長。

○道澤宏行環境部長 地震等大規模災害時における災害廃棄物の収集運搬に関する協定では、人の手で収集することができる状態で道路等に出された災害廃棄物の収集運搬を前提としていることから、バックホウなどの重機の使用は想定しておりません。

現在、実効性確保の観点から災害廃棄物処理計画の改定中であり、適正な排出方法について、改めて定める予定です。

あわせて、市民向けの災害時のごみの出し方ガイドブックを作成中であり、災害復旧の妨げとなる道路上への廃棄物の積み上げが行われることのないよう、今後、市民理解・周知を図ってまいります。

また、災害時にそのような状況が発生しました際は、関係機関とも連携し迅速な対応ができるよう、体制整備に努めてまいります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 32番 乾議員。

（32番乾議員登壇）

○32番 乾 詮議員 市として、災害時に使用可能な重機の種類や台数、重機を操作できる人員、事業者の所在地などをあらかじめ把握しているのかお答えください。

○橋本 潤議長 環境部長。

○道澤宏行環境部長 災害廃棄物の収集・運搬については、先ほど御答弁させていただきましたとおり、人力での対応が基本と考えており、重機等の使用は想定していないため、事業者等の情報は把握しておりません。

以上でございます。

○橋本 潤議長 32番 乾議員。

（32番乾議員登壇）

○32番 乾 詮議員 次に、重機を保有する民間事業者との災害協定についてお聞きします。

大規模災害が発生した場合、市が保有する資機材や人員だけで災害ごみを迅速に撤去することには限界があります。

特に、道路が災害ごみによってふさがれば、ごみ収集車だけでなく、救急車や消防車など緊急車両の通行にも支障を及ぼします。そのため、平時から市内の解体業者、建設業者、土木事業者など重機を保有する民間事業者を把握し、発災時に重機とオペレーターを派遣してもらえ体制を構築しておくことが重要です。

本市では、現在重機を活用した災害ごみの撤去を目的とする民間事業者との災害協定を締結しているのか、また、締結していないのであれば、その理由をお答えください。

○橋本 潤議長 土木部長。

○梶崎浩明土木部長 重機による災害ごみの撤去を目的とした協定は締結しておりませんが、災害発生時において、倒壊家屋や瓦礫等により道路の通行に支

障が生じた場合には、重機を使用して、まず、それらを道路脇によけるなど、救急活動や支援物資の輸送などの道路機能を確保することを最優先とした建設関係の7団体と災害協定を締結しております。

以上でございます。

○橋本 潤議長 32番 乾議員。

（32番乾議員登壇）

○32番 乾 詮議員 災害発生後に事業者を探して依頼するのではなく、平時から連絡窓口、派遣要請の手順、対応区域、重機・オペレーターの確保、費用負担などを整理しておくことが迅速な初動対応につながります。

本市においても、倉敷市などの先進事例を参考に、市内の重機保有事業者や建設関係団体等との連携を強化し、災害ごみが道路上に大量に堆積した場合に、重機を活用して迅速に撤去できる災害協定を新たに締結する考えがあるのか、御見解をお聞きします。

○橋本 潤議長 土木部長。

○梶崎浩明土木部長 現在、災害協定を締結している団体は、工事实績を有する建設事業者等により構成されており、本市から協力要請を行った際には、団体の中において、適切に人員や重機等を差配していただくこととなります。

現在、災害ごみについて新たな協定締結は考えておりませんが、今後も庁内関係部署と連携を図りながら市民の安全の確保に努めてまいります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 32番 乾議員。

（32番乾議員登壇）

○32番 乾 詮議員 庁内連携の下、対応をお願いします。

○橋本 潤議長 質問の途中でありますが、議事の都合上、午後1時まで休憩いたします。

（午前11時55分 休憩）

（午後1時 再開）

○有澤由真副議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

引き続き質問を受けることにいたします。32

番 乾議員。

（32番乾議員登壇）

○32番 乾 詮議員 空き家対策と空き家流通促進税について伺います。

全国的に空き家の増加が社会的課題となっており、本市においても今後さらに重要性を増すと考えます。本市が令和6年度に実施した空き家等実態調査では、市内で1,850件の空き家が確認されています。そのうち、周辺的生活環境への悪影響などを評価した評点が40点から99点の空き家が188件、100点以上の空き家が33件となっています。

市は、特定空家や管理不全空家等への措置を講じるとともに、空き家の市場流通促進も施策として掲げています。

一方で、空き家対策は危険な空き家になってから対応するという事後的な対策だけではなく、一定の管理がされていても、長期間居住も賃貸も売却もされず、市場に流通していない空き家を早い段階で流通、利活用につなげることが重要です。長期間放置されれば、建物の老朽化、防犯上の不安、景観の悪化につながる可能性があり、地域のコミュニティの維持にも影響することが懸念されます。

そこで注目したいのが、寝屋川市が導入を進めている空き家流通促進税です。寝屋川市では、賃貸や売却など、市場に流通していない空き家の所有者に課税することで、空き家を市場に流通させることを促す仕組みを導入しました。2026年7月には条例が可決され、市全域を対象とする空き家税として、全国初となる見込みです。

この制度は、単に税收を得ることが目的ではなく、売却する、賃貸する、利活用するといった所有者の行動を促す政策税制であり、空き家対策に必要な財源としても活用する考えが示されています。

そこでお伺いします。

現在の吹田市の空き家対策は、特定空家や管理不全空家など、適切な管理が行われていない空き家への対応が中心と考えます。

一方、外形上は一定の管理がされていても、長期間使用されず、売却も賃貸もされていない、流通し

ていない空き家について、市はどの程度把握しているのでしょうか。

○有澤由真副議長 都市計画部長。

○清水康司都市計画部長 令和6年度（2024年度）に空家等実態調査で把握した1,850件の空き家については、1件ずつ危険度や衛生及び景観上の問題等を把握し、空き家台帳に記録しております。

以上でございます。

○有澤由真副議長 32番 乾議員。

（32番乾議員登壇）

○32番 乾 詮議員 それでは、所有者に対して売却、賃貸、利活用を促すため、現在どのような取組を行っているのでしょうか。

○有澤由真副議長 都市計画部長。

○清水康司都市計画部長 本市では、空き家の所有者に対応を促す通知文を送付する際に、空き家の利活用や管理方法について相談できる窓口や売却・賃貸を考えている所有者と空き家の利活用を希望する方をつなげる空き家バンク制度等を記載したパンフレットを同封しております。

また、空き家に限らず不動産の所有者が専門家に相談できる機会として、不動産の無料相談会を実施しております。

以上でございます。

○有澤由真副議長 32番 乾議員。

（32番乾議員登壇）

○32番 乾 詮議員 本市の空家対策計画2025でも、空き家の市場流通促進が位置づけられています。今後は、情報提供や相談支援だけでなく、所有者の行動を促す新たな仕組みも必要です。

そこで、寝屋川市の空き家流通促進税のように、流通していない空き家に一定の負担を求めることで、売却・賃貸、利活用を促す仕組みについて、本市も導入してはと考えます。

例えば、長期間居住実態がない、売却や賃貸に出されていない、一定期間で活用されていないことを基準とし、災害、相続、介護、転勤など一定の事情がある場合は免除・減免するなど、単なる空き家へのペナルティではなく、流通・利活用を促す政策税

制とすることも可能と考えます。

市内の空き家を将来的な住宅地域資源として活用し、地域人口の安定や地域コミュニティの維持につなげるためにも、寝屋川市の制度を参考に、吹田市の実態に適した制度設計について、庁内で研究・検討を開始してはと考えますが、市長の御見解をお伺いします。

○有澤由真副議長 都市計画部長。

○清水康司都市計画部長 まずは担当から御答弁申し上げます。

本市の空家等対策計画では、放置された危険な状態の空き家は、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼすおそれがあるため、まずは危険度の高い空き家に必要な措置を講ずることとしております。

また、将来危険度が高くなる可能性のある空き家に対しても、早期に空き家の状態に合わせた対策を進めることとしております。

全市域を対象とする寝屋川市の空き家流通促進税につきましても、空き家対策の一つと認識しておりますが、この取組は全国初でもあることから、今後の動向を注視してまいります。

以上でございます。

○有澤由真副議長 市長。

（市長登壇）

○後藤圭二市長 初めに、本市の住宅政策室のチームが熱心に取り組んでいる空き家対策は、その実効性において、我が国において極めて高いレベルにあると感じております。

住人や所有者の高齢化と相続手続に伴う所有者の同意形成の困難さ、そして建築物の老朽化が進む中で、効果的な対策はどうあるべきなのか、これを引き続き本市としても模索をしてまいります。

○有澤由真副議長 32番 乾議員。

（32番乾議員登壇）

○32番 乾 詮議員 十分な検討をよろしくお願いします。

最後に、人事院勧告等と財政運営についてお伺いします。

令和8年の人事院勧告が8月7日に公表され、月

例給について平均3.51%、1万5,056円の値上げ、一時金についても0.05か月の引上げが勧告されました。昨年に続き3%を超える高い水準での給与改定となっています。

そこで、本市における今回の人事院勧告等に伴う人件費の増加見込額をお答えください。

○有澤由真副議長 総務部長。

○井田一雄総務部長 今年度の人事院勧告による一般職の令和8年度（2026年度）の人件費の増加見込額は、会計年度任用職員も含めまして、約10億5,000万円を見込んでおります。

以上でございます。

○有澤由真副議長 32番 乾議員。

（32番乾議員登壇）

○32番 乾 詮議員 職員の処遇改善は、人材確保や行政サービスの質を維持する上で必要です。

一方、吹田市の令和7年度決算見込みでは、実質単年度収支が約14億3,000万円の赤字、経常収支比率も98.4%となっており、財政の硬直化が続いています。

さらに、今回の人事院勧告等に伴う本市の人件費増加額は約10億5,000万円と見込まれており、令和8年度以降の一般会計収支に与える影響は決して小さくありません。今回の人事院勧告等を踏まえ、令和8年度の一般会計収支にどの程度の影響が生じると見込んでいるのでしょうか。また、令和9年度以降についても、給与改定による人件費増加が継続することをどのように見込んでいるのか、お答えください。

○有澤由真副議長 総務部長。

○井田一雄総務部長 給与改定に係る見込額につきましては、令和8年度（2026年度）一般会計当初予算における人件費総額のおよそ3%に当たり、収支に一定の影響があるものと見込んでおります。

また、民間企業では近年、物価高と人手不足の影響による賃上げが続いており、令和9年度（2027年度）以降の人事院勧告におきましても、高い水準での引上げが示される可能性があるものと見込んでおります。

以上でございます。

○有澤由真副議長 32番 乾議員。

（32番乾議員登壇）

○32番 乾 議員 次に、人件費増加への対応について伺います。

人件費は、一度増加すれば、その後も継続的な財政負担となります。約10億5,000万円の増加を含め、経常的な歳出が膨らむ中で、どのように収支の均衡を図っていくのでしょうか。

特に、事務事業の見直し、業務の効率化、デジタル化、職員配置の適正化などによって人件費の増加分を吸収するため、どのような具体的な取組を進めていくのかお伺いします。

○有澤由真副議長 行政経営部長。

○北澤直子行政経営部長 行政経営部においては、予算編成、実施計画策定、行政評価による事務事業の見直し、DX等による業務効率化、定数管理による適切な職員体制の構築等を推進いたしております。

限られた行政資源の中で、より高いレベルで行政としての責任を果たせるよう、引き続き、持続可能な財政運営を維持しつつ、人件費の動向に留意しながら、これらの取組を確実に推進できるよう努めてまいります。

以上でございます。

○有澤由真副議長 32番 乾議員。

（32番乾議員登壇）

○32番 乾 議員 また、今後も給与改定が続くことを想定した場合、単年度の対応ではなく、中・長期的な財政収支見通しの中に人件費の増加などをどのように織り込んでいるのでしょうか。人件費の増加そのものを問題視するのではなく、必要な処遇改善を行いながら、将来世代に過度な負担を残さない財政運営を実現することが重要です。

今回の人事院勧告に伴う人件費増を契機として、歳出全体を改めて精査し、不要不急の事業の見直しや業務効率化などによる収支改善を進めるべきと考えますがいかがでしょうか、御見解をお伺いします。

○有澤由真副議長 行政経営部長。

○北澤直子行政経営部長 財政運営に当たりましては、

人事院勧告に伴う人件費の増に限らず、物価・賃金の上昇に伴う委託料の増や各種給付費の自然増など、様々な経常経費が増加傾向にある中、事業の優先性を見極めながら、これまで以上に事業費の精査・抑制に努めているところでございます。

安定的な財政基盤を確保し、必要な施策を実施していくため、事業の効果検証やスクラップ・アンド・ビルド、予算編成段階からの精査を徹底することで、収支改善に努めてまいります。

以上でございます。

○有澤由真副議長 32番 乾議員。

（32番乾議員登壇）

○32番 乾 議員 人件費が増加する中でも、持続可能な財政運営を実現するため、今後どのような具体的な収支改善策を講じていくのか、市長の御見解をお伺いします。

○有澤由真副議長 行政経営部長。

○北澤直子行政経営部長 まずは担当から御答弁申し上げます。

近年の決算状況等を踏まえ、収支改善の必要性は十分認識しているところでございます。

一方で、全国的に人口減少が続く中、本市におきましては人口増を維持しており、これまで実施してきた各分野における取組やまちづくりの一つの成果と言えると考えております。

今後も、さらなる特定財源の確保や経常経費の精査・抑制に努めることで、財政の健全性の維持と将来への必要な投資の両立を図りながら、持続可能性を確保してまいります。

以上でございます。

○有澤由真副議長 市長。

（市長登壇）

○後藤圭二市長 まちの魅力を表す人口増加減少を維持をしている希有な中核市として、今後とも健全な財政状況の下でまちの魅力をさらに高める、その使命を持つ職員の質と数、そしてその処遇という要素があります。

これらを市政推進の基盤として捉え、人事の作業、案件という事務仕事は基本になるんですが、それを

超える人事政策として、市の政策として適切に進めてまいりたい、これまでも進めてまいりましたが、引き続きその視点で進めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

○有澤由真副議長 32番 乾議員。

（32番乾議員登壇）

○32番 乾 詮議員 改めて、健全な財政運営、そして財政状況の一步でも改善を求めて、以上で質問を終わります。

○有澤由真副議長 25番 林議員。

（25番林議員登壇）

○25番 林 恭広議員 大阪維新の会、林 恭広です。個人質問させていただきます。

まずは、吹田市シティプロモーションビジョンについて伺います。

先日、議会図書館にてすいたの環境という冊子を閲覧していましたところ、裏表紙にスイタブルスイタという文言があるのを見つけました。このフレーズは、スイタブルシティと何か関係があるのかと気になりましたので、御質問させていただきます。

本市は吹田市シティプロモーションビジョンの下、吹田で実現できる、暮らすにはぴったりなまち、その意味を持つスイタブルシティというキャッチフレーズを掲げ、魅力を内外へ積極的に発信されてまいりました。民間調査における高い評価、定住意向が右肩上がりの現状など、後藤市長のトップセールスによるイメージ戦略とブランド確立は、市長の大きな功績の一つであると認識しております。

しかしながら、任期満了を数か月後に控えた今、その実績の内実を客観的に検証することもまた議員としての責務であると考えております。アンケート結果等を見ましても、市民が本市を暮らすにはぴったりと感じる要因の多くは、優れた交通利便性や豊富な緑など本市が元来備えている地理的、歴史的ポテンシャルであります。厳しい言い方を許していただければ、これまで評価されてきた本質は行政構造の改革というよりも、先人が残したまちの地力そのものであったという見方もできるのではないのでしょうか。

強みを伸ばすというスローガンの陰で老朽化する公共施設の再編や地域経済の底上げといった痛みを伴う構造的課題に対しては、ポテンシャル頼みのまま抜本的解決が先送りされてきたのではないかという懸念が拭えません。

ここで市長にお伺いいたします。

本市の魅力的なまちづくりについて、これまでどのような思いで進めてこられたのでしょうか。また、今後どのようにつないでいきたいとお考えでしょうか。これまでの3期11年の総括も含め、担当部長の御答弁は不要なので、市長の思いを全て御答弁いただくことをよろしくお願いいたします。

次に、千里ニュータウンのモニュメントについて伺います。

これまで、議場や委員会の場において、野外彫刻やゲート標識などについて取り上げてまいりましたが、今回の質問では、これらを称してモニュメントとしてお尋ねいたします。

先月末の日本経済新聞において、千里ニュータウンのゲート標識が老朽化に伴い、残り2か所となった旨の記事が掲載されました。専門家からも日本初のニュータウンのエリアを示す重要なモニュメントであると指摘がなされているところです。

また、本市の地域教育部が所管する吹田市立博物館においては、これらニュータウンの歴史やまちづくりの背景、さらにはモニュメントに関する貴重な資料や調査データがしっかりと蓄積・記録されております。

そこで2点御質問いたします。

1点目、千里ニュータウンの魅力向上や景観形成、まちづくりを推進する都市計画部として、これら半世紀の歴史を物語るモニュメントを都市計画上、景観上の価値としてどのように御認識されているのでしょうか。まちづくりの主管部局として、これら歴史的資産を現代の町並みや将来の再整備において、このモニュメントを保存・活用していくため、部局横断的な指導や連携方針を持っておられるものと考えますが、御所見をお聞かせください。

2点目、吹田市立博物館においては、千里ニュー

タウンの歴史やモニュメントに関する貴重な資料及び調査成果が豊富に蓄積されていると承知しております。

また、これら千里ニュータウンのモニュメントを題材とした市民向けの出前講座も実施されるなど、地域教育部としてこれらの歴史的資産が持つ価値や役割を深く御理解されているものと捉えております。

このモニュメントを保存・活用していくため、部局横断的な指導や連携方針を持っておられるものと考えますが、御所見をお聞かせください。

最後に、公園行政について伺います。

隣接する豊中市では、とよなか公園大改革の下、大規模公園のリニューアルをはじめ、ボール遊びが可能なボールパークの整備、乳幼児向け広場の設置など、時代の変化や市民ニーズに即した公園再整備をスピード感を持って展開されておられます。市民が公園が変わった、使いやすくなったと日常的に実感できる施策が市内のあちこちで形になっております。本市住民からも羨望の声が上がっているのが現状です。

翻って、本市の状況を見ますと、先月末に募集要項が示された紫金山公園への指定管理制度導入手続も、一見すると魅力向上に向けた取組が進められているように映りますが、その実態は既存施設の管理委託や行政側のスケジュールに合わせた形式的な手続、あるいは社会実験の実績づくりが先行していると言わざるを得ません。

前回の議会での紫金山公園に関する質疑でも指摘いたしましたとおり、社会実験やワークショップ等で集められた貴重な市民の声が庁内連携の不足により、単なるニュースレター1枚の配布で片づけられ、現場や他部局へ十分に還元・活用されていないという実態も浮き彫りとなりました。

こうした現状を踏まえ、3点御質問いたします。

1点目、これまで議論を通じ、公園の魅力向上事業に対する担当部署の主体性や当事者意識の欠如を感じざるを得ません。前例踏襲や形式的な手続を消化するような姿勢では、市民や地域の思いを形にする公園づくりは不可能です。本市は、この現状の意

識や課題をどのように認識し、是正していくお考えなのか、見解をお示しください。

2点目、社会実験や地域住民との対話から得られた意見やニーズは、今後の公園整備や利活用に生かされてこそ意味を持ちます。しかし、現状は集められた貴重な声が他部局や関係者へ具体的な事業計画を共有・反映されず、情報共有が不十分なまま形骸化しているという印象を拭えません。市民の声を確実に庁内や関係者に共有し、事業や施策へ還元していくための連携体制をどのように構築していくか、今後の具体的な取組をお答えください。

3点目、昨年、公園でのボール遊びに対する苦情を受け、小学校から保護者へ周知文書が配布される事例がありました。これは、同僚議員も質問をさせていただいておりましたけれども、子供の健全育成に必要な体験の機会を管理都合や苦情対応のみを理由に一律に制限することは、行政本来の在り方とは到底言えないと考えます。ボール遊びに対する苦情という生じた課題に対し、柔軟な工夫と仕組みづくりで解決を図ることこそが行政の責務であると私は考えます。

近隣の豊中市では、ボールパークの整備をはじめ、子供たちが安心してボール遊びを楽しめる環境づくりに前向きに取り組んでおられます。本市といたしましても、このような事業に取り組む決意があるのか、土木部長のお考えをお伺いいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○有澤由真副議長 都市計画部長。

○清水康司都市計画部長 千里ニュータウンのモニュメントに関する御質問につきまして、都市計画部から御答弁申し上げます。

千里ニュータウンのモニュメントにつきましては、設置からおおむね50年以上が経過しており、ニュータウンの風景を構成する要素の一つと認識しております。

まずは、千里ニュータウンのモニュメントに係る調査結果について、大阪府をはじめとする千里ニュータウンに関係する各種機関と情報共有を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○有澤由真副議長 地域教育部長。

○二宮清之地域教育部長 次に、地域教育部から御答弁申し上げます。

博物館におきましては、令和4年度（2022年度）に千里ニュータウン地域内で野外彫刻作品の所在確認と記録を目的に、関係部局・関係機関のほか、市民の協力を得て調査を実施しました。その結果、様々なモニュメント等の存在を確認するとともに、おのおのの設置時期などもおおむね把握しました。

今後も、吹田市立博物館第4次中期計画に基づき、市民共有の貴重な財産として、次世代に継承すべきものは、写真等のデータによる記録保存も取り入れるなどして、関係する部局・団体等とも適宜連携しながら、市民への理解や関心が深まるよう保存・活用に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○有澤由真副議長 土木部長。

○梶崎浩明土木部長 公園行政に関する数点の御質問につきまして、土木部から御答弁申し上げます。

紫金山公園における取組では、指定管理者制度の導入に当たって社会実験の結果を反映し、植物管理に関する専門員の配置を求めるなど、里山環境の重要性を鑑みた募集内容としたところです。

施設の再整備については、都市計画道路の整備状況が明確となってからPark-PFI制度の具体的検討に入ることを予定しており、社会実験の成果や市民の声を反映し、より魅力的な公園づくりに取り組んでまいります。

本市におきましては、ワークショップや社会実験など、市民や地域の思いを形にする取組を積極的に行っており、現場の担当職員の意識に課題があるとは考えておりませんが、今後も地域や事業者と連携し、さらなる魅力向上を図ってまいります。

また、これまで市内において各公園の魅力向上に係る約10か所の所管を横断する市内連携会議の開催、市外においては、地元自治会や関係団体などとの意見交換会をはじめ、出前講座や個別協議など、積極的な連携に努めてきたところでございます。

今後も引き続き、これらの連携体制を活用し、公園の利活用策、再整備内容に関する意見交換を市内外の関係所管と図っていく予定です。

次に、ボール遊びの環境づくりについてでございますが、本市におきましても、南吹田公園においては野球やサッカーの試合などが可能となっております。球技が可能なスポーツ施設も複数ありますが、その他の多くの公園においては、ボール遊びに関する苦情が非常に多い状況となっております。

ボール遊びは、子どもの健やかな成長に寄与するものと認識をしておりますが、一方で騒音の煩わしさや危険を感じられる周辺住民も一定数おられます。公園については、地域ごとに様々なニーズがあるため、現時点においてボールパークのような施設は検討しておりませんが、地域ニーズの把握や他市事例の研究に努め、地域の特性に応じたよりよい公園づくりに取り組んでまいります。

以上でございます。

○有澤由真副議長 市長。

（市長登壇）

○後藤圭二市長 御質問を受けまして、少しお時間を頂きます。そして、これまで11年半の歩みを振り返りさせていただきたいと存じます。

自身の市長としての基盤は、約70年前にこの地に生まれ、今に至る吹田市への思いと、35年にわたる吹田市政務所での勤務経験だと感じております。私自身は吹田市を客観視し、俯瞰していると自認しており、よく人から後藤さんは吹田愛が強いと言われることに苦笑いを禁じ得ません。

この組織での経験から、行政経営のdo's and don'ts、すべきこと、すべきでないこと、それを私は心のメモと表現をしましたが、特に幹部職員に近づくにつれてそのページ数は増してきました。そのメモは、組織で働く者、全てが心に持っているものでしょう。

11年前に市長に就任した際に、その後の市政運営に関して、そして今に至るまで、何の迷いもなかったことを思い出します。職員として、吹田市はかくあるべしとの思いがぼんやりと形となってきたのは

約20年前で、環境政策に従事をしていた頃かもしれません。御質問の中で御紹介いただいた件は、ちょうどその頃の職員としての仕業です。何かで1点豪華主義的に目立つ都市ではなく、様々な魅力が他を傷つけることなく調和した、何となく住み心地のよいまちこそ、吹田市の吹田市民が求めるイメージではないかと。

そして、2007年の環境白書の裏表紙にスイタブルスイタ、調和したまち吹田、というロゴをこっそりと記載をいたしました。我ながらよくできた作品だと思いましたが、その後、全く広がりませんでした。

それが、スイタブルシティとして、日の目を見たのは、その10年後、2017年5月号の市報の表紙でした。眠っていたこの秀作を若手職員が拾い上げてくれました。私からこの裏話を語ることはほとんどありませんので、これを知る職員はほとんどいないでしょうが、今日ここで明かす機会を頂き感謝をいたします。

最後に、取り組んできた施策が吹田市に暮らす市民の小さな誇りになっていることを感じます。それこそが私たちが目指すシティープライドです。これを形づくるアクションを本市ではシティプロモーションと呼んでいます。改革と異なり、成熟は一夜にして形にはなりません。これからも見えないところでのアクションも含め、職員の知恵を結集して、多くの魅力がさらに調和する、その調和を高めるまちづくりを進めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

○有澤由真副議長 19番 野田議員。

（19番野田議員登壇）

○19番 野田泰弘議員 公明党の野田です。個人質問します。

まず初めに、本市の財政構造の変質とそれに伴う財政調整基金の文字どおり激減というべき異常な現象について、市の厳粛な見解と今後の財政運営方針を問います。

長年続いてきた本市の誇るべき指標の推移を直視します。実質公債費比率を簡単に家庭に例えると1年間の収入に占めるローンの返済額であり、将来負

担比率は1年間の収入に占めるローンの残高であります。かつて、本市の両重要指標は全国の自治体が羨むほどのマイナス幅の大きな超健全水準を誇ってまいりました。

しかし、直近の動向を見ておきますと、実質公債費比率は2018年度のマイナスの2.7%から2025年度にはプラス0.9%へとプラスに転換し、将来負担比率も2015年度のマイナス61.6%から2025年度にはマイナス8.6%へと、その強固だったマイナス幅を急速に縮小させております。これらは決して改善などではなく、避けて通れない都市基盤の維持・更新、そして、何より手元にある頼みの綱の貯金がじわりじわりとすり減らされてきた影の表れではないかと私は深く危惧をいたします。

指標が超健全から通常の標準的状态、あるいは悪化の方向へとシフトしていくこの不可逆的な変化は、本市の財政体力における目に見えない構造的ひずみの始まりを告げていると思われます。

まず、これら二つの重要指標がなぜここまで大きく変質してしまったのか、その現実に対する財政上の正確な分析と危機管理についての担当理事者の御見解をお聞かせください。

○有澤由真副議長 行政経営部長。

○北澤直子行政経営部長 実質公債費比率及び将来負担比率につきましては、小・中学校の改修や吹田市総合防災センター（通称DRC吹田）の整備等に係る地方債を発行したことなどにより、近年、元利償還金や地方債残高が増加しており、その影響でそれぞれ指標の数値が変動したものでございます。

いずれも基準値を大きく下回る状況ではございますが、ほかの財政指標と併せて注視していく必要があるものと認識しております。

以上でございます。

○有澤由真副議長 19番 野田議員。

（19番野田議員登壇）

○19番 野田泰弘議員 次に、その指標の変質と表裏一体となっているのが、財政調整基金の目を疑うような急激な減少です。いつ発生してもおかしくないと叫ばれ、市民の誰もがその恐怖におびえる南海ト

ラフ巨大地震の足音が確実に迫る中、地球沸騰化の時代と言われる昨今では、まだ記憶に新しい予測不可能な線状降水帯による警報級豪雨がいつこの吹田を襲い、甚大な浸水被害や土砂崩れを引き起こしても何ら不思議ではありません。極めて緊迫した危機的状況であります。

本市は、これまでこうしたいつ起こるか知れない想定外の巨大災害や不測の事態に備え、血税から約100億円以上という重みのある財政調整基金を市民の命をつなぐ最後の守りの要として厳格に堅持してきたはずです。ところが、現実はどうでしょうか。2025年度の約116億円という潤沢だった残高から2026年には約56億円と僅か1年の瞬く間に約60億円もの巨額の基金が取り崩され、無残にも半分へと急減しています。

ここで、深く憂慮すべきは、一たび大災害が発生した際、仮に手元に十分な基金が残されていない状況であれば、ほかの目的で積み立てられた特定目的基金の流用や急場しのぎの財源融通を図らざるを得なくなりますが、実際の自治体財務において、目的の異なる基金の流用や取崩しは、法制度上、制約や厳格な手続を伴うため、決して容易ではありません。

つまり、お金がないから後から何とか融通すればよいという安易な理屈は、大規模災害の現場では一切通用しません。これについて、担当理事者の御見解を求めます。

○有澤由真副議長 行政経営部長。

○北澤直子行政経営部長 財政調整基金の残高につきまして、お示しの約56億円は、予算上の収支均衡を図るための繰入金を計上したことによるものであり、決算では一定の収支改善が見込まれるため、100億円相当の残高を維持できると見込んでおります。

災害や感染症等の有事の際においては、標準財政規模のおよそ5%、40億円程度で不測の事態に対する初動対応が一定できるものと想定しております。

以上でございます。

○有澤由真副議長 19番 野田議員。

（19番野田議員登壇）

○19番 野田泰弘議員 これほど短期間で防災・減災

の絶対的な生命線である100億円の防衛ラインが音を立てて割り込むに至った背景には、一体どのような財政的要因や構造的圧力が働いているのか。

南海トラフ巨大地震や市民の生命を脅かす激甚化・頻発化する警報級豪雨といった大規模災害に備えて100億円を死守してきたというこれまでの市が掲げた高邁なポリシーに照らし合わせてもらいたい。

この尊い防衛ラインがあろうことか50億円台という風前のともしびレベルまで半減したことについて、市民の生命、財産を預かる行政として、この危機管理上の重大な危機をどのように評価しておられるのか担当理事者の率直な答弁を求めます。

○有澤由真副議長 行政経営部長。

○北澤直子行政経営部長 先ほどの御答弁のとおり、財政調整基金の残高については半減しているとの認識ではございませんが、直近2か年の決算において10億円を超える繰入れが続き、令和4年度（2022年度）末時点でピーク時の約145.6億円だった残高が、令和7年度（2025年度）末時点で約116.8億円まで減少している状況でございます。

多様な市民ニーズに即応し、施策を着実に実施してきたほか、物価・賃金上昇の影響を受けた経常経費の増への対応などによるものではございますが、一方で、残高回復に向けた検討を進める必要があると考えているところでございます。

以上でございます。

○有澤由真副議長 19番 野田議員。

（19番野田議員登壇）

○19番 野田泰弘議員 これまで本市の財政が異常なまでの好成績、超優良であるかのように市民を安心させてきた最大の立役者は、ほかならないこの潤沢な基金残高という名の厚いクッションでした。実質公債費比率や将来負担比率の数字の背後でそのクッションが急速に薄くなっている現実があります。

今後、老朽化するインフラの更新、爆発的とも言える改修需要が控えているだけでなく、明日にも起きかねない大災害等によるインフラの寸断や災害対策費が膨大に必要なこの瞬間、この骨抜きにされた財務体質のままで果たして市民の暮らしや持続

可能な財政運営をどうやって担保し、切り抜けるおつもりなのか担当理事者の御見解を求めます。

○有澤由真副議長 行政経営部長。

○北澤直子行政経営部長 これまで御答弁してまいりましたとおり、直ちに財政運営が立ち行かなくなるような状況にはないと考えておりますが、財政調整基金残高の減少が長期間にわたって続くことがないよう、これまで以上に事業費の精査・抑制に努めているところでございます。

今後、安定的な財政基盤を確保し、必要な施策を実施していくため、事業の効果検証やスクラップ・アンド・ビルドを徹底しながら、収支改善に努めてまいります。

以上でございます。

○有澤由真副議長 19番 野田議員。

（19番野田議員登壇）

○19番 野田泰弘議員 数字の魔力とも言える見た目の健全という言葉に甘んじ、実態として危機に対する免疫力、耐性が今この瞬間も急速にすり減り、失われつつあるのではないかと私は強い危機感を抱いております。

今回の水害に見舞われた地域が決して無策だったわけではありません。千葉市は、雨水対策重点地域では、整備水準を1時間降水量65.1ミリまで引き上げ、下水道の排水能力強化に努めてきました。富山市、氷見市も上庄川などの河川の治水対策に力を注いできました。しかし、人間の想定を超える雨が甚大な被害をもたらしました。

いつ牙をむくか分からない南海トラフ地震や容赦なく襲いかかる警報級豪雨という現実の脅威の前にあって、底をつくようになりつつあるこの命綱の基金を一体どのようにして再びV字回復させ積み戻していくのか、その覚悟と小手先でない持続可能な中期財政計画の再構築を強く要望しますが、担当理事者の御見解をお聞かせください。

○有澤由真副議長 行政経営部長。

○北澤直子行政経営部長 経常経費の増加に加え、市民ニーズへの的確な対応など、多様な財政需要にも柔軟に対応していく必要があることから、短期間で

の残高回復は困難であると考えております。

中期的な財政運営につきましては、次期総合計画において財政運営の基本方針の見直しを検討することになりますが、当面は、堅調に増加している市税収入を基盤とし、さらなる特定財源の確保や経常経費の抑制に努め、基金残高の回復に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○有澤由真副議長 19番 野田議員。

（19番野田議員登壇）

○19番 野田泰弘議員 次に、災害時の老朽化した高層住宅における課題について質問いたします。

本市においては、世帯の7割以上がマンション等の共同住宅に居住しているという地域特性があります。近年、千里ニュータウンをはじめとする高経年・老朽化マンションの増加が進んでおりますが、大地震等が発生した際、建物自体の耐震性が保たれていても、経年劣化したコンクリート内の排水管や継ぎ目が激しい揺れや地盤の変位によって破損、ずれが生じるリスクは極めて大きいと考えます。この配管の損傷を見落として安易に水洗トイレを使用すれば、下層階での汚水の逆流、吹き出しといった凄惨な二次被害を招きます。

市民の大多数が集合住宅に暮らす本市として、災害時における老朽化したトイレ配管の損傷リスクの深刻さをどのように認識されておられるのか担当理事者の御見解をお聞かせください。

○有澤由真副議長 都市計画部長。

○清水康司都市計画部長 地震時には、建築物そのものが耐震性を有していても、配管等の設備に損傷が発生する可能性があります。

通常、配管はパイプシャフト内に隠蔽されているため、目視による確認が難しく、その調査には長期間を要することが想定されます。

こうしたことから、配管の損傷は、衛生面への影響や住民の健康被害につながる懸念があるものと認識しております。

以上でございます。

○有澤由真副議長 19番 野田議員。

（19番野田議員登壇）

○19番 野田泰弘議員 配管が使えなくなった場合の備えとして各家庭での携帯トイレの備蓄が促されておりますが、実際の高層・中高層の集合住宅においては、使用済みごみの室内の保管場所や強烈な臭いの問題、さらにエレベーターが停止した高層階からのそれを抱えて階段で降りて捨てに行くという困難さなどから現実には使い物にならないという声を耳にします。

こうした中、自宅にごみをためずに下水道へ直接流せるマンホールトイレは非常に有効な解決策ですが、これも大前提として下水道本管や接続部が無事であること、そして、高層階の住民がそこまで自力で降りられることが条件となります。

本市内における指定避難所や公園等のマンホールトイレの整備状況と、こうした災害時のトータルの動線、実効性についてどのように検証されておられるのか担当理事者の御見解をお聞かせください。

○有澤由真副議長 危機管理監。

○山下栄治危機管理監 まず危機管理からお答え申し上げます。

現時点で指定避難所へのマンホールトイレの整備は行っておらず、携帯トイレや簡易トイレ、ラップボン等の備蓄を進めているところでございます。

指定避難所については、災害時にも衛生的に使用できる循環型トイレの整備について検討を進めており、今定例会におきましても補正予算の計上をしているところでございます。

災害時には、避難が必要な方、そうではない方など、様々な状況が考えられます。日頃から各自が御自身の状況を考えた上で、どのような避難行動をするのがよいのか自ら考えて行動していただくことが非常に重要だと考えております。市としましては、避難所であれ、在宅避難であれ、可能な限り様々な支援を進めてまいります。

以上でございます。

○有澤由真副議長 土木部長。

○梶崎浩明土木部長 土木部からも御答弁申し上げます。

市内のマンホールトイレの整備状況につきましては、下水道管へ接続している放流型について公園・遊園で4か所、駅前広場で1か所設置しております。また、貯留タイプのピット型を公園・遊園で15か所、駅前広場で1か所設置しております。

以上でございます。

○有澤由真副議長 19番 野田議員。

（19番野田議員登壇）

○19番 野田泰弘議員 配管の破損リスクやエレベーターの停止などにより、高層階の居住者は室内トイレが使えず、かつ地上への移動も制限され、高層難民化するおそれがあります。

そこで2点質問いたします。

1、ライフラインにおける排水管が停止した状態における集合住宅の高層階居住者に対する避難所、マンホールトイレのアクセスの考え方や支援の在り方をどのように想定しておられるのか。

市民の7割が共同住宅に暮らす本市として、個人の自助や管理組合任せにするのではなく、老朽配管の耐震化への意識啓発やラップ式トイレ等の先進的な防災トイレの導入支援など、マンション特有のトイレ、ライフライン問題に今後どのように行政として関与、支援していくおつもりなのか、以上、担当理事者の御答弁を求めます。

○有澤由真副議長 危機管理監。

○山下栄治危機管理監 まずは危機管理からお答え申し上げます。

マンションの高層棟でライフラインが停止した場合のトイレへのアクセスにつきましては、在宅避難では自宅で簡易トイレ等を使用していただくことが最も有効であると考えておりますが、在宅避難で困難を感じられる方につきましては、避難所等に避難されることを想定しており、避難所等でのトイレ環境の充実に努めてまいります。

被災時のマンションにおけるトイレ問題につきましては、機会を捉えて啓発活動を行っており、新たに集合住宅の大規模開発が行われる場合には、環境まちづくりガイドラインに基づき、危機管理室から事業者に対して配管の耐震性の確保や災害時の自立

性を確保するための備えを行うよう、対策の具体例を示すとともに、確認、助言、指導を行っているところでございます。

以上でございます。

○有澤由真副議長 都市計画部長。

○清水康司都市計画部長 次に都市計画部からも御答弁申し上げます。

災害発生時には、避難所の過密化を防ぐため、安全が確保されている場合は可能な限り在宅避難を推奨する必要がありますが、ライフラインが寸断されてしまうと、在宅生活に大きな支障を来すことになります。

災害に対しては平時から十分に準備しておくことが重要であることから、定期的開催しているマンション管理基礎セミナーにおいて防災・減災をテーマとして取り上げるなど、災害対策の必要性とその方法について関連部局とも連携しながら、より一層の啓発を進めてまいります。

以上でございます。

○有澤由真副議長 19番 野田議員。

（19番野田議員登壇）

○19番 野田泰弘議員 都市計画道路豊中岸部線の岸部南工区の整備について伺います。

広域的な交通ネットワークの観点から重要であると認識をしております。しかし、この事業が進められている南正雀エリアでは、長年そこで暮らしてきた市民の住宅や生活基盤が対象となっており、用地買収に伴う住民の精神的・経済的な負担は計り知れないものがあります。

事業主体は大阪府ですが、市民に最も近い基礎自治体である本市として、この南正雀エリアにおける用地買収の進捗状況や市民が直面している現状課題をどのように把握され、認識しているのか担当理事者の御見解をお聞かせください。

○有澤由真副議長 地域整備担当理事。

○野口裕嗣理事（地域整備担当） 都市計画道路豊中岸部線岸部南工区につきましては、大阪府に対して早期の事業完成を要望しているところであり、用地買収の進捗状況については、ヒアリング等により把

握に努めております。

課題等については、現時点では把握しておりませんが、状況把握に努めてまいります。

以上でございます。

○有澤由真副議長 19番 野田議員。

（19番野田議員登壇）

○19番 野田泰弘議員 中でも非常に深刻なのが、一部買収によって発生する残地の問題であります。

聞くとところによれば、ある市民の事例では約104平米の敷地のうち58平米のみが買収され、残された46平米は買収しない。使い道のないまま中途半端な広さや形となった残地は、再建築が難しく資産価値も著しく失われる。売ることも、活用することもできない。結果として固定資産税や管理の負担だけが重くのしかかり市民の生活再建を大きく揺るがす負の遺産となっております。

このような使えない残地を抱えて途方に暮れている市民の現実について、市はこの深刻さをどのように受け止めておられるのか担当理事者の御見解をお聞かせください。

○有澤由真副議長 地域整備担当理事。

○野口裕嗣理事（地域整備担当） 都市計画道路豊中岸部線岸部南工区における残地に係る問題は、権利者と大阪府との用地交渉の結果としてのものであり、本市が関与することは非常に難しいと考えておりますが、状況把握に努めてまいります。

以上でございます。

○有澤由真副議長 19番 野田議員。

（19番野田議員登壇）

○19番 野田泰弘議員 こうした状況を放置すれば、公共事業のために市民生活の基盤が破壊されるという本末転倒な事態になりかねません。

本来、生活再建に著しい支障を来すような残地が生じる場合、一括して買い求めるか、あるいはそれに代わる手厚い救済策が講じられるべきである。

府の事業であるからこそ、吹田市がしっかりと住民の盾となり、使えない残地も含めた一括買収や適切な残地補償・救済を大阪府に対して強く申し入れるべきと考えますが、御見解をお聞かせください。

○有澤由真副議長 地域整備担当理事。

○野口裕嗣理事（地域整備担当） 当該都市計画道路は、大阪府が事業主体となって進めており、個別具体的な内容について、本市が関与することは非常に難しいと考えておりますが、御質問いただいた内容につきましては、大阪府にお伝えし、状況把握に努めてまいります。

以上でございます。

○有澤由真副議長 19番 野田議員。

（19番野田議員登壇）

○19番 野田泰弘議員 また、府の用地事務所と個別に交渉している中で精神的に追い詰められている市民に対して、市として独自の相談窓口や伴走型の支援体制を強化し、市民に寄り添うべきであると考えておりますが、今後の市の対応をお伺いいたします。

○有澤由真副議長 地域整備担当理事。

○野口裕嗣理事（地域整備担当） 当該都市計画道路は大阪府が事業主体となって進めており、本市が関与することは非常に難しいと考えておりますが、本市として可能なことがあれば、対応してまいります。

以上でございます。

○有澤由真副議長 19番 野田議員。

（19番野田議員登壇）

○19番 野田泰弘議員 最後に、給食センターについてお伺いいたします。

本年2月16日に味舌上公民館で開催された三者会議において、後藤市長が給食センターなら私も反対です。これは、食育研究施設ですと発言されたとの記述が去る7月15日付の要請書に記載されておりました。

まず、この記述にある市長の発言は事実であるのか、その有無及び当時の発言の真意について、市長の見解を伺います。

○有澤由真副議長 健康医療部長。

○今峰みちの健康医療部長 まずは担当から御答弁申し上げます。

健都イノベーションパーク第2アライアンス棟（第Ⅰ期）の整備・運営事業に関し、本年2月の吹田市、摂津市、自治会による三者会議において、市

長より、御質問のような説明を行ったことは事実でございます。

以上でございます。

○有澤由真副議長 市長。

（市長登壇）

○後藤圭二市長 初めに、本市の議会で給食センターという言葉をお使いになったことは、非常に残念に感じております。

健都イノベーションパークは、一貫して、医療・健康に関するイノベティブな事業や施設のクラスターの形成を促すことを趣旨としています。そこに設置を予定しているのは、単に給食を提供することを目的とする施設、ただいま御質問でお伝えになられた、いわゆる給食センターとは異なり、給食の開始前後の学校健診等の大量のデータを調査・比較するなど、食と健康の関連をビッグデータを基に研究できる施設であること、これを明確にお伝えをしたものでございます。

以上でございます。

○有澤由真副議長 19番 野田議員。

（19番野田議員登壇）

○19番 野田泰弘議員 次に、去る9月6日に開催された住民説明会についてお伺いいたします。

当日の説明会において、本施設を食育研究施設とした場合に必要な設備、機能及び運営体制の確認が求められたと承知しております。

当日の説明会において、これらの具体的な説明がどのようにあったのか担当理事者の御答弁を求めます。

○有澤由真副議長 健康医療部長。

○今峰みちの健康医療部長 今月6日の住民説明会につきましては、施設の整備・運営事業者が主催し、摂津市開発協議基準の規定に基づく近隣説明の場として開催されたものでございます。

そのため、まずは事業者から、事業の運営体制、敷地内の全体配置図、建物の平面図、各階の諸室構成、整備予定の設備など、開発行為の内容等として必要な事項について一通りの説明を行いました。

自治会からの事前の要請において、食育研究施設

としての設備等に係る説明が求められておりましたので、本市からは、最大1万1,500食の調理が可能な設備以外に健康食などの開発が可能なテストキッチン、セミナー等で活用可能なキッチンスタジオなどを整備予定であり、食の研究・開発から社会実装までを進められる機能を有する施設であるということなどを説明いたしております。

以上でございます。

○有澤由真副議長 19番 野田議員。

（19番野田議員登壇）

○19番 野田泰弘議員 さらに、同説明会では、食育研究施設であることの客観的な説明も求められたと聞いております。

給食の調理、供給を行う施設ではなく、あえて食育研究施設と名づけることになった客観的な証拠や定義について住民に対してどのような説明が行われたのか、併せて担当者の御答弁を求めます。

○有澤由真副議長 健康医療部長。

○今峰みちの健康医療部長 説明会におきましては、食育研究施設の定義に係る御説明として、食に係る研究・開発・社会実装の推進、また、幅広い世代の生活習慣病予防の基礎づくりなど、整備方針等においてお示ししております当該施設の具体的な機能や役割について御説明をいたしました。

また、先程の御答弁で申し上げた様々な諸室・設備の整備・活用によりまして、食育研究施設のコンセプトに沿った運営がなされていく予定であることも述べてございます。

以上でございます。

○有澤由真副議長 2番 梶川議員に申し上げます。

関連質問については、1回に限り認めます。

2番 梶川議員。

（2番梶川議員登壇）

○2番 梶川文代議員 議長のお許しを得て関連質問させていただきます。

先ほど、野田議員の御質問に対する市長の御答弁の中で、給食センターという名称をすごく否定的におっしゃっていたと思うんですが、大体、給食センターという名称については、これまで議会でも委

員会でも答弁の中でも、質問の中でも使われていた名称でありまして、それが真っ向否定されてるってような感じにちょっと受け取れましたので、その辺りについては、しっかりと真意を確かめておかなければならないということと、あと、これまで議会だよりにおいても、給食センターと、議会だよりとしても市民の皆さんにもお伝えする、その掲載をしていたなとかってということも思います。

だから、給食センターではないとか言われたら、ちょっと待ってくれよというような気持ちもあるということも含めまして、ちょっとこれはやはり、市民に対してこれまでお伝えもしてきた、摂津市の皆さんに対してもになるんかもしれませんが、やはり、私たち議会ともこれは信頼関係っていう部分でもありますけれども、やはり議会の運営の中で、広報、議会だよりであったりそういった部分についても、それも完全否定されてるような感じの部分も何かさっき思ったところがありますので、これはちょっとしっかりと、この場だけで収まることではないとは思いますので、議長、副議長、正副議運委員長にもこれはお願いしてしっかりと調査もして。

やっぱり、このまま置いておくわけにはちょっといけない問題であるということを申し上げて、ここでもう結論は出ないと思いますので、聞いてもあれかなと思うんですけど、やはり先ほどの発言の真意について再度市長にお答えをお願い申し上げまして関連質問を終わります。

○有澤由真副議長 ただいまの梶川議員の御要望は、梶川議員の御意見としてお聞きいたしました。

健康医療部長。

○今峰みちの健康医療部長 市長にとのことではございますが、まずは担当よりお答えさせていただきます。

今回、健都イノベーションパーク第2アライアンス棟（第Ⅰ期）整備・運営事業ということで進めております民設民営の施設の機能役割といたしまして、中学校給食の調理・配送業務等を委託するといった主要といいますか、もともと想定しております業務を担う施設であるということについては間違いはご

ありません。

ただ、施設全体のコンセプトといたしまして、給食調理だけにとどまらず、先ほども御答弁でも申し上げたような食分野における研究・開発・社会実装の推進であったり、生活習慣病予防の基礎づくりといったところにつなげていくということを目指しておりまして、健都のまちづくりのコンセプトにも合致したものであるということで、整備運営に向けて取り組んでいるということでございます。

名称ということで、給食を作ることをしないわけではないということで、全体としてのコンセプトを端的に表現したものということで食育研究施設というようなことで申し上げているものでございます。

以上でございます。

○有澤由真副議長 市長。

（市長登壇）

○後藤圭二市長 先ほど私の答弁でも申し上げましたが、あえて給食センターという言葉を使う段階に今はありません。

当初、給食をどうするかという際には、中学校給食をどうするかという際には、一番分かりやすい一般名称である給食センターを使うこと、それは特に概念としては問題ありませんでした。

ところが、よりイノベティブな健都の中でやるというのは、給食センターにはとどまらないということは、当然、考えておりました。その際に、これは国立循環器病研究センターとも健都のクラスター形成に関しては、吹田市も摂津市も十分相談してからやります。その際に、いわゆる一般的に認識されている給食を作って配食事業をする、その給食センターであれば、健都の中に建設すること、設置することは、国立循環器病研究センターとしてそれは許されない。これは明確です。その上で、じゃあどういう機能をつけるかっていうときに、それは、医療・健康・食に関する研究施設として、それを給食をすることによってビッグデータを集める、そうすることで国循にも御理解をいただきました。

ということから、その経過から、我々は給食センターという一般名称の中の特化した食育研究施設と

いう性格づけをした、そういう言葉遣いの違いを明確にしておりました。

当日、摂津市で説明会に私も参加を要請をされて行ったんですけれども、会場全体が反対派の方々に埋まっておりました。そのキーワードは、給食センター反対でした。そのことをしっかりと理解していただくために、単なる給食を作る事業者の配食センターではありませんよっていうことを一生懸命説明したんですけれども、そのときにあえて言えば、食育を研究する施設です。その言葉を使わせていただきました。そこで給食センター、いわゆる皆さんが考えておられる給食センターというものであれば、私も反対です、そのような発言をした、そういう次第でございます。

○有澤由真副議長 10番 玉井議員。

（10番玉井議員登壇）

○10番 玉井美樹子議員 日本共産党の玉井美樹子です。質問を始めます。よろしくお願いします。

市立幼稚園の今後と私立幼稚園への支援についてお聞きをします。

先日開催された子ども・子育て審議会で、市立幼稚園の現状と今後として、近隣との統合を含め検討していくと示されました。この間、どれくらいの利用者はじめ、意見や要望の聞き取りを行われたんでしょうか。

検討の一つとなっている吹三幼稚園は、利用人数こそ少ないですが、支援や配慮の必要な子供たちが通っています。また、保護者や関係者から、市には、こども園化をして3年保育に、そして給食の実施、そうすれば利用が伸びるし、希望したいし、希望したかったと、具体的なアンケートの声を示して要望が出されていると思いますが、その検討がされていないのはなぜでしょうか。

○有澤由真副議長 児童部長。

○道場久明児童部長 市立幼稚園の今後の在り方については、公立と私立幼稚園が担ってきた役割を踏まえ、子供たちにとって最善の教育・保育環境を確保する観点から、現場の園長や庁内関係者で構成する会議体において検討を進めているところでございま

す。また、この検討に当たっては、幼稚園の保護者や当該地域の関係者との懇談会において、意見の聞き取りを行っております。

なお、吹田第三幼稚園については、これまで保護者や地域の未就園児保護者を対象とした説明会等を実施し、様々な御意見や御要望を伺っており、今後、総合的に判断してまいります。

以上でございます。

○有澤由真副議長 10番 玉井議員。

（10番玉井議員登壇）

○10番 玉井美樹子議員 審議会に示された資料は、この間の声は届いていないのかなと思うものです。人数が少ないと子供が過ごす上で集団として成立しにくいというのは分からなくもないですが、結局は閉じていくしかないのかと読み取れてしまいます。学校の敷地にあるので、例えば、学童が使えるようにするとか、小規模からの受入れとなるように、認定こども園化し、3歳からの受入れを行うとか、関係者からの要望や意見も含めた検討をしていくと理解をしておきたいと思います。

私立幼稚園の支援について。

一時預かりの実施、特別支援の受入れ、学童保育の実施など、市の課題に協力をされています。また預かり保育の実施により、保育所に入れなかった待機児童の受入れも行われています。現場は保育園と同じく人の不足、幼稚園教諭の確保に苦勞をされています。

保育士と幼稚園教諭は、今は同時に資格を取得するというのがほとんどです。公立も今は保育教諭となっていますし、サポート給付金の適用を幼稚園にも広げてほしいと思いますが、副市長に答弁を求めます。

○有澤由真副議長 児童部長。

○道場久明児童部長 まず担当より答弁申し上げます。

保育士サポート給付金については、保育ニーズの増加に対応するため、保育提供量の確保策の一つとして創設したものでございます。

本事業の実施については、限られた予算の中でよ

り効果的な制度となるよう、保育を必要とする子供を受け入れ、保育の標準時間のサービス提供できる施設を条件としているものでございます。

なお、認定こども園への移行を予定している私立幼稚園については、移行される1年前から支給の対象としております。

以上でございます。

○有澤由真副議長 春藤副市長。

○春藤尚久副市長 担当から答弁させていただきましたとおりでございます。

本市は、いまだに多くの未利用児童が存在しており、保育を必要とする全ての児童に対して保育を提供することが最優先課題であると考え、取り組んでいるところでございます。

引き続き、市内の教育・保育施設への適切な支援に努めてまいります。

以上でございます。

○有澤由真副議長 10番 玉井議員。

（10番玉井議員登壇）

○10番 玉井美樹子議員 こども園に移行しなくても、市の施策への貢献などを考慮して、対象となるように再検討を求めます。

子供の意見表明を保障するためにということについてお聞きをします。

児童センターの建て替え、学校や公園のトイレの改修、公園の再整備、学校では不登校の居場所づくりなど、子供に関わる施策が様々あります。そこに子供の意見はどのように反映をされているのでしょうか。

子供の声を聞くのは、こども計画でと言われていましたが、こども誰でも通園制度についてアンケートをしたとのこと。子供のことはあるけれども、子供たちはこのことで意見を聞いてほしいというわけではないと思います。子供に関わる、子供が利用する施設を造る前に意見をどう反映するか、どれだけ聞く仕組みがあるのかではないでしょうか。

こども計画の事業実施報告に、意見表明の仕組みを構築するとありますが、大人が一方向的にこういうテーマで話し合ってたか、このことについてこども

会議をとかいうのではなく、仕組みを構築というなら、構築のときにその段階でどんな仕組みだったら意見が言いやすいか、ここから子供たちが参加をし、始めていただきたいと思います。

仕組みの構築とは、子どもの権利条例を制定するというようなことを指しているのかと私は思っていますが、お答えください。

○有澤由真副議長 児童部長。

○道場久明児童部長 本市では、子供・若者の意見表明の仕組みづくりにおいて、国のこども・若者の意見の政策反映に向けたガイドラインを踏まえつつ、小学校等の授業を活用し、児童、生徒などからその手法等について意見を聴取し、本年3月に子供・若者の意見表明の仕組みガイドライン概要（案）を策定いたしました。

引き続き、子供・若者の意見を聞くべき施策や事業、意見表明の機会を確保するタイミング等について、他市事例の研究や関係部局との協議などを進め、本市の実情に見合ったガイドライン（案）を検討してまいります。

以上でございます。

○有澤由真副議長 10番 玉井議員。

（10番玉井議員登壇）

○10番 玉井美樹子議員 川崎市は、条例をつくることから子供が参加をしています。大人より子供の人数を多くしてほしい、スーツの大人がいて、意見が言いにくいなど意見が出され、そこを尊重して条例がつけられました。

ガイドラインということであっても、大人が一方的につくらず、子供たち自身がガイドラインづくりに参加できるようにしてほしいというふうに思います。

LGBTQ+施策の発展と充実についてお伺いをします。

吹田市でも5月に開催をされた「私たちだって“いいふうふ”になりたい展」が、今年の7月の新潟開催をもって全国で累計来場者数が2万人を超えたとのこと。戸籍上同性のカップルが法的に家族になれないことで起こり得る困り事を知ってもらい、

カップル同士がお互いに宛てた手紙から二人の思いを感じ取ってもらうことで、実際にいるのかどうかにもよく分からない存在ではなく、体温のある一人の人間として感じてほしいと続けてこられた展示で、多くの方が足を運んでくれたこと、一緒に開催をしてくれた団体や自治体の方には感謝しかないと言われていて、吹田市での開催にも伝えられた言葉だというふうに思います。

婚姻の平等の現状は、自治体のパートナーシップ制度が全国47都道府県に広がり、導入自治体を合わせると総人口の93%です。同性カップルの存在を可視化し、公的な制度に包摂をされた意味は大きいです。

同性カップルの事実婚の効力を認める裁判例が幾つか出ています。

例えば、カップルの関係解消に当たって損害賠償を認めるとか、犯罪被害者給付金の支給を対象にするといった裁判例です。現行法を違憲だとして、婚姻平等を求める集団訴訟が2019年に始まり、最高裁で係属中、高裁では6件のうち5件で違憲判決が出ました。婚姻の平等を求める集団訴訟以外にも事実上同性婚を求める訴訟や家事審判が提起され、継続中です。

同性婚を認めるかどうかをめぐって報道各社や研究者が世論調査を行い、いずれも圧倒的多数の国民が支持をしています。婚姻平等、同性婚を認める国の広がりもあります。39か国地域で同性婚が実現をしています。こうした変化の上に立って、どういう制度を選択するかが現実的な課題になっています。いかなる法的保障も同性カップルには与えないという選択肢は取り得ない状況ではないかと思っています。

法制化を待つだけでなく、市も取り組めることがあると思います。パートナーシップ宣誓の受付を本庁で、市民課で、婚姻届と同じようにできることにすることについて、現在の市民課の混雑状況や課題と言われているプライバシーの確保など、解決は必要だというふうに思いますが、男女共同参画センターの改修工事終了後、人権政策室は移転をします。

その後も婚姻届と同じように、本庁で受付ができるようにすることも含めて検討をしていただきたいと思います。と思いますが、いかがでしょうか。

○有澤由真副議長 市民部長。

○岡松市民部長 パートナーシップ宣誓証明制度の手続に当たっては、宣誓者のプライバシーに配慮し、事前予約の上、個室での対応を原則としております。

市民室につきましては、開放された窓口であり、また、プライバシーに配慮した個室の確保についても困難な状況であることから、人権政策室での対応が望ましいと考えております。

また、事務室移転後につきましても、必要に応じ、本庁において受付等対応できるよう検討してまいります。

以上でございます。

○有澤由真副議長 10番 玉井議員。

（10番玉井議員登壇）

○10番 玉井美樹子議員 犯罪被害者見舞金について。

2024年3月26日の最高裁の判決は、殺人事件で20年以上連れ添った同性パートナーを亡くした方が遺族給付金を求めた訴訟の上告審で、最高裁判所は同性パートナーも事実婚と同様に遺族給付金の支給対象になり得るとの初判断を下しました。

理由は、犯罪被害による精神的・経済的打撃を軽減する必要性はパートナーが異性か同性かによって直ちに異なるとはいえないと認められたためです。

吹田市が制度を始められたとき、対象としないということについて、現在、我が国で社会的な同意が得られる過程にある。名古屋地裁高裁で同性カップルは対象とならない判決が出ているが、最高裁で審理中、その結果を受け判断をしていきたいと、2024年2月に市長が議会の答弁で言われていましたが、その数日後の2024年3月26日に判決が出てから、今も対象にしないままとなっています。

堺市は、犯罪被害を被った方の配偶者の定義に婚姻届を出していない事実婚の関係のほか、堺市パートナーシップ宣誓受領書の交付など、公的な証明を受けている者を含めていて、パートナーシップの宣誓を行っているカップルの一方が犯罪被害に遭った

場合、その遺族、家族として支給されるとしています。

同じように、吹田市も対象とすることを求めますが、いかがでしょうか。

○有澤由真副議長 市民部長。

○岡松市民部長 パートナーシップ宣誓者への見舞金支給につきましては、最高裁判所において対象となり得ると解するのが相当との判決が下りていることから、本市の取扱いにおいても対象に含める方向で検討してまいります。

以上でございます。

○有澤由真副議長 10番 玉井議員。

（10番玉井議員登壇）

○10番 玉井美樹子議員 こちらになりますが、聾者のためのLGBTQ+サポートブックというのがあります。

聾の方がつくられたサポートブックで、LGBTQ+の理解と併せて手話を知ることができ、人権も学べるものとなっています。

2023年度の調査では、10人に一人と言われ、左利きの人がいるのと同じくらいです。言い出せずに、あるいは言うてはいけないこととして心に置きながら、悩むこともあるのではというふうに思います。大人になるまで思い悩んだ当事者の方は、子供たちには悩まずに、そのまま大丈夫と思えるように過ごしてほしいと子供たち向けの講座などに取り組んでいると聞きました。

自治体が進んで考えることは、生きる上でのステップになると、このパンフレットには出てきます。手に取れて、いつでも見えるところに置いてあるということで、市や学校がそのようにすることで、その姿勢を示すことになりますから、生きていく上での支えになるということにつながると思います。

そういう意味で、身近なところで悩む子供の心の支えにもなりますし、社会の理解を広げていくためにも、また、手話言語の普及及び障がい者の意思疎通手段の利用を促進する条例に基づく取組にもなりますし、特に10代向けは、子供の手にとれるところに、例えば図書室とか、児童センターとか考えられ

と思います。また、大人も手に取れるところにぜひと思いますが、紹介も兼ねて置くことから始めてみるというのはどうでしょうか。

○有澤由真副議長 市民部長。

○岡松市民部長 まずは市民部より御答弁申し上げます。

性的マイノリティに関する啓発を進めるに当たっては、聴覚障がいをお持ちの方にも配慮し、御提案いただいた内容も参考に、効果的な取組となるよう進めてまいります。

以上でございます。

○有澤由真副議長 教育監。

○植田 聡教育監 続きまして学校教育部よりお答えいたします。

多様性への理解を深める人権教育の推進に向けた取組は、非常に重要であると認識しております。

教育委員会といたしましては、児童、生徒が多様な視点から学びを深められるよう、各校に向けて、吹田市手話言語の普及及び障がい者の意思疎通手段の利用を促進する条例や人権教育の趣旨を踏まえた啓発資料等の情報提供に努めてまいります。

以上でございます。

○有澤由真副議長 10番 玉井議員。

（10番玉井議員登壇）

○10番 玉井美樹子議員 ぜひ気軽に手に取れるところに置いてほしいというふうに思います。

業務委託及び指定管理者制度におけるスライド制の導入に関わってお聞きをしたいと思います

指定管理者制度への適用は2028年からということですが、今、指定管理を契約をしているところも物価高騰の分が考慮されているとはいえ、同じような影響を受けると思います。指定管理の施設によっては、人件費、水光熱費、それぞれ影響の度合いが違う形で現れます。もともとの想定の利用人数を大幅に超えてくるなど、市の運営を引き受けることにより、その運営が外的要因によって赤字になってしまうというのでは本末転倒だというふうに思います。

そのことについても、どの項目で遡り適用が必要

か検討するべきだというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○有澤由真副議長 行政経営部長。

○北澤直子行政経営部長 既に指定管理者による運営・管理期間の途中にある施設においては、一定の物価上昇を見込んだ積算を基本とした指定管理料となっており、それを超える著しい物価上昇につきましては、基本協定書に基づき、市と指定管理者で協議を行うこととしております。

当該協議に当たり、各部局において統一的な扱いができるよう、現在、行政経営部において具体的な手法について検討しているところでございます。

以上でございます。

○有澤由真副議長 10番 玉井議員。

（10番玉井議員登壇）

○10番 玉井美樹子議員 具体的な手法を検討ということですが、スライド制の対応は物価上昇と賃金となっています。

施設によっては先ほども申し上げたとおり、想定していた利用人数を上回り、その場合は双方で協議するとなっていますが、協議をするというのではなく、その場合も、事業を受けたところが運営するに当たって努力をしないといけないとか、そんなことがないように市の状況に、それぞれの施設の状況に合わせた対応となるように検討をしていただけるように求めて、私の質問は終わります。

○有澤由真副議長 11番 山根議員。

（11番山根議員登壇）

○11番 山根建人議員 日本共産党の山根でございます。

初めに、通告をしておりました南吹田のマンション開発については割愛をさせていただきます。

それでは、自衛隊への個人情報提供についてお問い合わせいたします。

2024年5月での我が会派の質問において、住民基本台帳に基づく18歳及び22歳の個人情報を自衛隊に電子データで提供することについて、流出や漏えいなど個人情報保護の観点や若者の進路や教育的配慮など、様々な問題を指摘し、慎重に取り扱うよう求

めてまいりました。

国や吹田市は自治体首長が政令の定めにより、自衛官募集に関する事務の一部を行うとする自衛隊法第97条1項や募集に関し必要な報告または資料の提出を求めることができるとする同施行令第120条を法的根拠に挙げております。

しかし、奈良市や岐阜市において、自分の個人情報と同意なく提供された、当時高校3年生の若者などが国や自治体に対してこうした法令が根拠とならないこと、憲法第13条で保障されたプライバシー権を侵害していること、国が原告の個人情報を取得して保有し、自衛隊員の募集事務に利用した行為は憲法第9条、自衛隊法第97条、個人情報保護法第69条1項及び職業安定法の趣旨に違反し、違憲・違法である、こういう訴状により訴訟提起を行っております。

また、埼玉県では法的義務がなく、個人情報保護の立場からも名簿提供をやめるべきとの住民の求めに応じまして、今年度から県内全ての自治体において提供しないことが明らかになっております。

吹田市でもこうした状況を見極め、名簿提供を見直す時期に来ているのではないのでしょうか、お答えください。

○有澤由真副議長 市民部長。

○岡松市民部長 個人情報のデータ提供につきましては、自衛隊法第97条及び自衛隊法施行令第120条に基づき提供を行っているという認識でございます。

個人訴訟や他自治体での名簿提供の取りやめにつきましては、報道や本市へ頂く要望により把握しており、引き続き国や他自治体の動向を注視してまいります。

以上でございます。

○有澤由真副議長 11番 山根議員。

（11番山根議員登壇）

○11番 山根建人議員 注視するということですが、今年度、名簿提供をしている全国の自治体は減少しているようです。注視してください。

当時の市民部長は、個人情報を保護する担保として、自衛官等募集に係る住民基本台帳データ提供に

関する覚書を交わしているというふうに答弁をしております。その中で、対象者情報の利用が終了した際には、データ消去、媒体破壊などの措置を確実に行ったことが分かる資料と廃棄証明書を提出することを定めているとのことでしたが、これは毎年提出をされているのでしょうか、お答えください。

○有澤由真副議長 市民部長。

○岡松市民部長 名簿データの廃棄につきましては、令和4年（2022年）7月1日締結の覚書において、対象者情報の利用後、1か月以内に住民基本台帳データ廃棄証明書の提出を規定しています。

これに基づき、毎回当該証明書の提出があり、本市は受理をしています。

以上でございます。

○有澤由真副議長 11番 山根議員。

（11番山根議員登壇）

○11番 山根建人議員 再度見直すように強く要望し、次の質問に行かせていただきます。

中学校部活動の外部委託、ガンバ大阪への部活動委託について伺いをいたします。

私は、ちょうど中学校部活動外部委託導入時期に当たる3年前の9月議会において、部活動の地域移行に対する議論を行っております。思春期の子供たちの成長に大切な活動であることや当時は教員の負担や犠牲の上に成り立っている問題、そして子供たちの自主的・自発的な活動であるにもかかわらず、勝利至上主義など様々なゆがみが生じていること、指導の専門性はもとより、教育的意義が尊重されるのか、子供のスポーツや文化への権利、子どもの権利条約の充足、そして自発的な自治活動を通じた発達の保障など、公的保障の観点から、部費などの費用負担増は見過ごすことはできないこと、こういった議論を行ってきました。

今議会において、ガンバ大阪への3校のサッカー部部活動委託の予定で予算提案が出ていることも踏まえ、以下、質問をいたします。

計画においては、今年度より全ての部活動において外部委託していくとのことだったと思いますが、現在の各校の状況をお答えください。また、以前の

答弁では、生徒や保護者から指導に関する相談があった場合には、学校や教育委員会が適切に関与し、事業者迅速な指示を出せる体制の構築をしていくとしていますが、先行して外部委託が行われてきた部活動についての検証結果や子供たち、保護者などの意見集約の状況などをお答えください。

○有澤由真副議長 教育監。

○植田 聡教育監 外部に委託している部活動数は、現在18校48部活で、全ての中学校に1部活動以上設置しております。種目といたしましては、運動部は全種目、文化部は吹奏楽部及びダンス部で外部委託を行っております。

全ての部活動の外部委託化につきましては、最適な設置部活動数や教員の関わり方などの課題整理・検討を慎重に進めるため、完全実施を令和9年度以降に見直しました。

事業者との連携体制につきましては、市教育委員会は学校及び委託事業者から報告・相談を受け、必要に応じて適切な対応を指示できる体制を整えております。また、昨年度末に実施した保護者アンケートでは、対応に満足しているとの回答が7割強となっており、引き続き、生徒、保護者が安心して部活動に取り組めるよう努めてまいります。

以上でございます。

○有澤由真副議長 11番 山根議員。

(11番山根議員登壇)

○11番 山根建人議員 プロサッカーチームガンバ大阪への委託について、指導コーチは日本サッカー協会コーチ資格などを有しているのでしょうか。また、他の外部委託同様、勤務条件や教育委員会が行う研修などを行うのでしょうか、お答えください。

○有澤由真副議長 教育監。

○植田 聡教育監 ガンバ大阪が配置を予定している指導者は、日本サッカー協会が認定するサッカー指導者ライセンスを有しております。また、勤務条件につきましては、現在の委託契約と同様に設定いたします。

指導者研修につきましては、現在の委託業務におきましても事業者が行うこととしており、ガンバ大

阪に対しましても部活動の教育的意義を含む適切な研修の実施を求めてまいります。

以上でございます。

○有澤由真副議長 11番 山根議員。

(11番山根議員登壇)

○11番 山根建人議員 ライセンス持ってるんですね。だから、サッカーする子は、みんな教えてほしいでしょうね。

ということで、子供たちへの部活動の公平性の観点から質問をいたします。

3校のサッカー部部活動を2年間委託するというですけれども、他校から、より専門性のあるガンバコーチに指導を受けたいと思う子供たちも出てくるのではないのでしょうか。その場合、その学校の部活動に参加したいという要望にどう応えるのでしょうか。また、部費などの費用負担は他の学校と同様なのかお答えください。

○有澤由真副議長 教育監。

○植田 聡教育監 部活動は各校における教育活動の一環として実施しているため、原則として他校の部活動へ直接参加することはできませんが、今後、希望する生徒がガンバ大阪の専門的な指導機会に触れられるようなイベントを企画するなど、検討・調整を進めてまいります。

部費などの費用負担につきましては、別途指導料等を徴収するものではないため、他の学校の部活動と同様でございます。

以上でございます。

○有澤由真副議長 11番 山根議員。

(11番山根議員登壇)

○11番 山根建人議員 あくまでも教育活動の一環だということで、残りの議論は委員会に委ねたいと思います。

次に、地方議会議員の社会保険への不正な加入、いわゆる国保逃れです。これについての厚労省通知について伺いをいたします。

大阪や兵庫の地方議員が勤務実態がないにもかかわらず、一般社団法人などの役員に会費を払って就任をして、最低限の報酬を受け取ることで、社会保

険に加入をして本来払うべき国民健康保険料等の負担を回避する、いわゆる国保逃れが全国的に行われていることが明るみになりました。

これは、国会の厚生労働委員会の質疑において、我が党の辰巳議員が取り上げた試算ですけれども、例えば年齢40歳以上の年収1,350万円の大阪市議会議員の場合、2025年度国民健康保険料は最高額の109万円となるわけです。しかし、この問題のスキームで最低等級の社会保険に加入した場合、法人との折半になりますので負担する社会保険料は最低で年間4万1,168円となります。つまり、その差額104万8,832円をくすねていると、こういうことになります。

応能負担が原則の国保制度で、例えば市議会議員であれば高額所得者、高額国保の負担者ということになるわけですが、こういう人たちが保険から出ていくということは、残った人たちの保険料を引き上げるということにもなり、社会保険制度そのものを揺るがす不正である、こういう問いかけに対して、厚労大臣も制度に対する国民の納得感や公正性を損なうことにつながるものであると考えている。決して看過できない、こういうふうに答えています。

御存じだというふうに思いますけれども、本年3月18日には、この国保逃れについて厚生労働省は通知を出しました。

全国健康保険協会、健康保険組合、日本年金機構に対して、実態がない場合は違法行為であるとして、資格喪失など厳格な対応を取るよう求める、そういう旨の通知です。今日、資料でも提出をさせていただいております。この具体的な中身を御説明いただきたいと思います。

○有澤由真副議長 健康医療部長。

○今峰みちの健康医療部長 本年3月18日の厚生労働省通知は、全国健康保険協会などの被用者保険の保険者側に向けて発出されたものでありまして、法人役員である個人事業主等に係る被保険者資格の取扱について明確化する趣旨の通知でございます。

当該通知におきましては、法人役員の被用者保険適用の前提となる労務や報酬支払いの実態に疑義が

ある事業所の存在が指摘されております。

本来は、国民健康保険及び国民年金の適用を受けるべき者であるにもかかわらず、低い保険料で被用者保険の適用を受けている可能性があるということを受けて、被用者保険の資格適用に係る判断基準を具体的に整理した内容となっております。

以上でございます。

○有澤由真副議長 11番 山根議員。

（11番山根議員登壇）

○11番 山根建人議員 吹田市議会でも、これやっばり市民の信頼を大きく損なう問題だということで、先般の5月議会において地方議員の不正な社会保険加入、いわゆる国保逃れですけれども、これを防止する法整備を政府に求める意見書を全会一致で可決したところであります。

私自身、市民の信託を受けて市議会議員の職に就かせていただいてから国保に加入してきました。吹田市の議員として主たる役務、これを行いまして、税金から報酬を受け取っているわけですから、それが当然だというふうに思いましたので驚きでした。こんなこと全く考えもつきませんでした。

本市としては、通知を踏まえて市議会議員に対して何らかの調査や指摘などは行われているのでしょうか、お答えください。

○有澤由真副議長 健康医療部長。

○今峰みちの健康医療部長 当該通知に基づく運用についての権限や責任は、被用者保険の保険者側にあるものと認識いたしております。市は、この通知を受けて対応する権限を有しておりませんので、調査や指摘などは行っておりません。

本市国民健康保険課では保険者として、国民健康保険法に基づき被用者保険等の適用除外となる方を対象とした業務を遂行しております。国保資格に係る相談・手続において、必要に応じ、被用者保険の適用有無について確認をさせていただく実務は行っておりますが、その前提となる労務や報酬の実態について確認し、適切性を判断するといった立場にはございません。

以上でございます。

○有澤由真副議長 11番 山根議員。

（11番山根議員登壇）

○11番 山根建人議員 権限ないと、立場にないと、こういうことなんですけれども、違法スキーム、この法人を介して国保逃れを行っていた議員を複数出した政党の内部調査では、その政党の国会議員や地方議員の約45%、半分近くの議員が、もちろんその中には基準にのっとり正当に加入している議員も含まれているとは思いますが、国保や国民年金に加入せず、別の社会保険制度に加入していたということも公表をされております。

八尾市議会では、国保逃れを行っていた議員が発覚したことを重く受け止め、当該議員はもとより、全議員への調査を行ったということであります。

吹田市での市議会議員の国保加入割合、人数をお答えください。

○有澤由真副議長 健康医療部長。

○今峰みちの健康医療部長 本人や代理人などからの相談・問合せへの対応など、保険者の本来業務としての必要性がない限り、特定個人の国民健康保険加入の有無をお調べすることはできかねます。個人情報保護の観点からの判断でございます。

以上でございます。

○有澤由真副議長 11番 山根議員。

（11番山根議員登壇）

○11番 山根建人議員 過去の議会質問において、外国人の方の世帯主の加入世帯数は答弁されていたので、議員の加入数も答弁いただけるかなというふうに思って聞いたんですけれども、いただけないということですので、要は、議員は本人自ら法制度を守り、襟を正し、自分の正当性、市民の納得と公正性を証明していくしかない、ということなんです。

厚労省通知や国会での質疑の中でも明らかになっておりますけれども、先般、今まで述べてきましたスキームの法人は違法であり、これ論外ですけれども、議員自身や親戚、知人や支援者が経営する法人で僅かばかりの報酬を受け取って、そこで社会保険に加入することに対して、これ厚労大臣が答えて

るんですけれども、従来から経営参画を内容とする経常的な労務の提供、業務の対価として経常的な支払いを受けているといった要件、これを満たさずに使用関係の実態がない場合には、社会保険への加入は認められていないと、こういうふうに国会の辰巳議員の質問で答弁をしています。

こうした実態も含めて、実務を担う吹田市としてはどのように把握し、対応するのかということをお尋ねしようと思いましたが、権限がないということなのでやめておきます。

最終的に国保料を決めるのは、自治体の議会、そして私たち議員です。応能負担原則を議員が踏みにじっていいのかと、厳格な運用は当然ですし、政党としての対応も問われていると思います。そうですよね、健康医療部長。

以上、質問を終わります。

○有澤由真副議長 定刻が参りましても、しばらく会議を続行いたします。

○有澤由真副議長 質問の途中でありますが、議事の都合上、午後3時15分まで休憩いたします。

（午後2時43分 休憩）

（午後3時15分 再開）

○橋本 潤議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

理事者から、先ほどの19番 野田議員の質問に対する答弁の訂正について申出がありますので、ただいまから発言を許可いたします。

行政経営部長。

○北澤直子行政経営部長 先ほどの野田議員の財政調整基金に関する御質問につきまして、残高のピーク時を令和4年度（2022年度）と答弁いたしました。正しくは令和5年度（2023年度）でございました。

深くおわび申し上げますとともに、謹んで発言の訂正をお願い申し上げます。

以上でございます。

○橋本 潤議長 ただいま理事者から発言を訂正した

い旨の申出がありましたので、許可いたします。

引き続き質問を受けることにいたします。15番 江口議員。

（15番江口議員登壇）

○15番 江口礼四郎議員 こんにちは、大阪維新の会の江口です。質問させていただきます。

私は、令和7年9月の定例会一般質問において、ネットリテラシー・マナー等の向上のための教育施策の推進について質問をいたしました。本市が推進するデジタルシチズンシップの教育を評価しつつも、ネットに潜む危険から子供を守るため、保護者や地域を巻き込んだ総合対策を求めてきました。

具体的には、保護者向けの研修会やガイドラインの提供、保護者アンケートなどの実施をすべきだと要望をいたしました。これらに対し、教育監からはネット上の様々なトラブルから児童、生徒を守るために取組を進める必要性は認識しており、各家庭で話し合ってルールを設定していただくよう呼びかけていくとの答弁を頂きました。また、教育長からは、学校、家庭、地域の協力を得て取組を深化させる必要性を認識し、ネットリテラシー向上を図るための仕組みづくりについて、まずは情報収集に努めてまいりたいとの答弁も頂きました。

あれから1年、この1年間本市における情報収集や検討はされたのでしょうか。進捗状況をお示してください。

○橋本 潤議長 教育監。

○植田 聡教育監 教育委員会といたしましては、インターネット上の様々なトラブルから児童、生徒を守るため、家庭と連携した取組を推進する必要があると考えております。

そのため、保護者とお子様がしっかりと話し合い、利用ルールを設定できるよう、本年4月には携帯電話等の取扱いに関するガイドラインを各家庭に周知し、啓発に努めてまいりました。

また、大阪府が開催する情報教育の推進に係る連絡会への参加等を通じ、他の自治体や学校における先進事例や課題の情報収集を行ってきたところです。

現在、得られた情報を活用し、本市の実態を踏ま

えたデジタルシチズンシップ教育の教材内容の充実を図るとともに、各校への周知を進めております。

以上でございます。

○橋本 潤議長 15番 江口議員。

（15番江口議員登壇）

○15番 江口礼四郎議員 アンケートは難しかったかもしれませんが、ガイドラインの改定や、そしてまた提供をいただき、本当にありがたいです。

その上で、さらに要望等を行いたいと思います。

先日、9月2日、警察庁の有識者検討会は、トクリュウへの対策として、被疑者のスマートフォンを遠隔解析する提言の骨子を取りまとめました。別の調査では、高校生の約8割がネット上の危険な求人情報を正しく見抜けないという実態もあり、手元のスマホの画面内において巧妙に犯罪が蔓延している、そんな状況です。

SNSの怪しい求人に応募してはいけないということは教わっています。しかし、それでもなお甘い言葉にだまされ、個人情報を押さえられ、脅迫され、犯罪の実行犯に仕立て上げられてしまいます。机上の指導だけでは画面の向こう側にあるわなを自分事としてリアルに想像し、危険を回避する判断力を育むことが困難だからではないでしょうか。

こうした課題に対し、東京都荒川区では今年7月に区内全ての公立中学校10校、3年生を対象に闇バイトのわなをリアルにシミュレーション、疑似体験できるゲーミフィケーション教材「レイの失踪」を自治体としては全国で初めて全校一斉導入をいたしました。

ゲーミフィケーションとは、ゲームの仕組みやデザイン要素を勉強や仕事といった分野に応用することで、この取組は全国で大きな話題を呼んでいます。個人情報を教えない、大人に相談するといった具体的な防犯ルールを策定し、学校全体に主体的に共有する動きが生まれています。

さらに、香川大学生サイバー防犯ボランティア「SETOKU」は、香川県警や教育委員会と連携し、小学校3年生を対象にネット課金やSNSのトラブルをテーマとした出前授業を自ら積極的に展開

しています。

こうしたゲーミフィケーションを活用した体験型プログラムの導入や大学生ボランティアを巻き込んだ官民学連携の仕組みは、本市がさらなる防犯教育へと進む上で極めて有効な選択肢の一つとなるはずです。

本市小・中学校における被害者を出すことなくリテラシーの向上を図るため、このような防犯教育の実装をすぐにでも進めていくべきだと考えますが、教育長、市長の見解をお示してください。

○橋本 潤議長 教育監。

○植田 聡教育監 まずは担当より御答弁申し上げます。

トクリュウの対策につきましては、各校の生徒指導担当者が出席する警察との連携会議におきまして、最新の情報提供を受けるなど、警察と連携した取組を図っているところです。

また、各校におきましても、吹田警察署と連携した児童、生徒向けの防犯教室や専門事業者等を招き、保護者も含めた講演会を実施するなど、工夫を凝らした取組を進めているところです。

教育委員会といたしましても、インターネット上の危険から児童、生徒を守るためには、関係機関、民間事業者等との連携した実践的な取組が今後也不可欠であると認識しております。

引き続き、大学生ボランティアの活用を視野に入れ、先進事例等も参考に、より効果的な取組を研究してまいります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 教育長。

○大江慶博教育長 社会のデジタル化が急速に進展する一方で、児童、生徒をめぐるネット上のトラブルや犯罪の危険性、これは一層、深刻かつ巧妙化しております。

こうした危険な状況に直面した際に、児童、生徒が自ら判断し、適切に行動できる力を育むことが重要であると考えております。

教育委員会といたしましては、今後とも社会情勢の変化に即した実効性のある取組について研究を重

ね、学校という枠組みを超えて家庭や地域、関係部局、あるいは関係機関と連携し、児童、生徒が安全に、安心して学び、成長できる環境づくりに取り組んでまいります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 市長。

（市長登壇）

○後藤圭二市長 デジタル化とネット社会への急速な進展・移行が進む今、独自にネットにアクセスする子供を犯罪リスクから守る社会全体としての効果的な対策は、残念ながらまだ模索段階にあります。子供の保護には限界があるとはいえ、まずは、我が子を犯罪リスクから保護する責任は、一義的に保護者にあります。

御提案の先行事例を含め、各校の実態に即した効果的な対策の研究、そして社会的な対応というのは、急務であると考えております。

以上でございます。

○橋本 潤議長 15番 江口議員。

（15番江口議員登壇）

○15番 江口礼四郎議員 ありがとうございます。

本市には優秀な大学が集積する地域ポテンシャルがあります。学生サイバー防犯サポーターを組織し、学生の皆さんが小・中学校への出前授業や地域での啓発活動を担う仕組みづくりを構築できれば、地域全体の防犯力を向上させることもできるのではないのでしょうか。

間もなく国においてもトクリュウ対策のための警察官職務執行法の改正など、法制化や国の基準厳格化の動きが一気に加速いたします。本市ならではの先進的なデジタルシチズンシップ教育の土壌と大学資源というこの二つの強みを生かし、時代に合わせた実効性の高い吹田モデルの構築に向けて、教育委員会、市長部局が一体となり、調査研究、そして準備に邁進していただくことを強く求めます。

改めますが、市長の見解をお聞かせください。

○橋本 潤議長 教育監。

○植田 聡教育監 まずは担当より御答弁申し上げます。

様々な犯罪から児童、生徒を守るためには、庁内関係部署をはじめ、関係機関と連携して取組を進める必要があると認識しております。

教育委員会といたしましては、本市が推進しておりますデジタルシチズンシップ教育の充実に加え、大学との連携会議等の場も活用し、現状や課題の共有を図りながら、関係機関との連携・充実に努めてまいります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 市長。

（市長登壇）

○後藤圭二市長 サイバー犯罪に子供が巻き込まれないよう、周知、啓発をすることに加え、大人より年齢の近い大学生がより具体的にリスクを伝える、そのアイデアを御提案いただきました。

視野を広げて言いますと、このリスクは決して子供に限ったものではなく、全てのネット利用者にとっても有効な取組だと感じます。その実施可能性、大学生を使ったという実施可能性を検討させていただきます。

○橋本 潤議長 15番 江口議員。

（15番江口議員登壇）

○15番 江口礼四郎議員 ありがたい前向きな御答弁と受け止めて、言われるように幅広くこのSNSを活用した犯罪が蔓延する中で、幅広い世代、年代の方がその危険から少しでも自分を守ることができるような環境づくりをお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。

この夏、非常に暑い日がまた続きました。小・中学生にあっては夏休みではございましたが、その間も部活動等が行われてきました。その教育環境に関する質問になります。

令和7年5月定例会において、旧山五小学校の体育館活用及び空調設備について質問を行いました。

教育長は、教育目的の行政財産として部活動の外部委託の効果や教員の働き方改革などの検証を行っているとしつつも、試行実施の期間については、ただらだと試行実施することは全然考えていない。1年を待たずして割と早い時期に見えてくるとスピー

ド感を重視した答弁が文教常任委員会で行われたのを覚えております。

他校の体育館は、空調の整備が進む中、この旧山五小学校を使う生徒だけが過酷な暑さの中で活動を強いられることは、教育環境の不平等であると。生徒たちにとっては、その場、その1日という時間は二度と戻らないかけがえのない時間である。だからこそ、結論を先延ばしにするのではなく、生徒の命を守るための早期の対策を要望したことを覚えております。

また、この施設には年間約1,200万円という貴重な市民の税金が借地料として支払われ続けています。そのため、真に必要と考えにくい場合は、借地の返還といった厳しい判断も視野に入れた検証をすべきだと当時訴えております。

あれから1年が経過しましたが、生徒たちの健康、教育環境を守ることについて伺います。

旧山五小学校の体育館活用及び空調設備について、今の検討内容をお示してください。

○橋本 潤議長 学校教育部長。

○大山達也学校教育部長 山田第五小学校跡につきましては、教育課題の解消に資する拠点としての活用を現在検討しているところです。

現状といたしましては、暫定的な措置として、部活動などの教育目的による利用のほか、地域活動の場としても目的外利用として御使用いただいている状況です。

今後につきましては、長期的な視点に立って施設の在り方や活用の方向性を整理・検討していく中で、空調設備の導入や、その他必要な改修等が生じた場合にも、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○橋本 潤議長 15番 江口議員。

（15番江口議員登壇）

○15番 江口礼四郎議員 他校の体育館では、今年度中に空調が整備され、安全に部活動に打ち込める環境が確保されています。

そこで伺います。

この旧山五小学校体育館において、この夏、どのような安全管理が行われたのでしょうか。過去の答弁では、スポットクーラーや大型扇風機などを活用して対応するとされていましたが、今年の連日の猛暑において、一時的なスポットクーラー等の暫定的対策だけでは生徒の安全を本当に守り切れたとは思えません。市の見解を伺います。

○橋本 潤議長 学校教育部長。

○大山達也学校教育部長 山田第五小学校跡の体育館での部活動等につきましては、暑さ対策といたしまして複数台の冷風扇を活用しております。

その上で、熱中症予防の観点から、一定以上の気温に達した場合には、本市の指針に沿って活動を中止するなど、生徒の安全管理を図っているところであります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 15番 江口議員。

（15番江口議員登壇）

○15番 江口礼四郎議員 本施設は民有地の借地であり、毎年多額の税金が投入され続けています。結論を先延ばしにすることは財政健全化や市民への説明責任の観点からも許されません。最終的な結論はいつになるのでしょうか。

もし、今後も教育財産として旧山五小学校を使用させ続けると決断されるのであれば、他校との格差を解消し、責任を持って即時に空調設備を整備すべきだと考えます。教育長の見解を求めます。また、教育委員会による検証の結果、もし、教育目的として継続使用は行われないという結論に至るのであれば、借地の返還の決断も行うなど、総合的な検討を行っていくことを当時、求めました。

旧山五小学校跡地の展望について教育長、市長の考えをお示しください。

○橋本 潤議長 学校教育部長。

○大山達也学校教育部長 まずは担当より御答弁申し上げます。

現在、教育委員会として、教育課題の解消に資する拠点としての可能性を軸に検討を行っているところですが、施設規模やニーズ、既存施策との調整な

ど、確認・整理すべき課題が多く、現時点では結論には至っておりません。

今後は、長期的な視点での活用方法が整理できた段階で、必要な設備や改修についての検討を重ねてまいります。

また、教育課題の解消に限らず、幅広く活用方法を検討することとなった場合には、様々な方策を選択肢に入れながら、関係部局と緊密に連携・協議を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○橋本 潤議長 教育長。

○大江慶博教育長 教育委員会といたしましては、第3期教育ビジョンに掲げる不登校児童、生徒の支援、あるいは教員の働き方改革など喫緊に対応すべき課題がございますことから、長期的かつ有効に活用できる方法を引き続き、検討してまいりたいと考えております。また、活用方法が整理できた際には、必要な設備や改修の検討を着実に進めてまいります。

担当からもただいま御答弁させていただきましたが、教育課題の解消に資する活用を軸に据えつつも、様々な選択肢があるものと認識をしており、必要に応じて、市長部局等としっかりと連携をしてまいります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 市長。

（市長登壇）

○後藤圭二市長 統合後の学校用地をどうするのかは、教育委員会、地域市民、議会、それぞれの御意向を確認しつつ、全市民にとって公平な対応をしなければなりません。

御質問の旧山五小学校の跡地についても、今後、総合的な判断を行います。

○橋本 潤議長 15番 江口議員。

（15番江口議員登壇）

○15番 江口礼四郎議員 先に解決しなければならない課題があるのも重々存じておりますが、この検討に時間を要するという部分で、現場の暑さだったりとか、環境の変化っていうのは、待ってはくれないというか、変わっていきますので、そういったこと

も加味しながら早期の決断を求めていると思います。

次の質問に移ります。

私は、1年前に吹田市民病院の経営状況について質問いたしましたが、また今年も質問させていただきます。

令和5年度に14億3,400万円という赤字を計上し、令和7年度も4億4,300万円の赤字に転落をしたわけですが、累積欠損額は40億円を超える中での病床利用率90%という目標は、実績からかけ離れた非現実的な数字であり、計画の甘さっていうのを前回追及したところです。

これに対し、健康医療部長からは、近隣病院も同様に厳しい経営環境にあるとした上で、かかりつけ医等からの紹介患者の確保や救急患者の受入れを進め、収益確保を推進する。後藤市長からも、経営改善に努めるとの答弁を頂いたように覚えています。

しかし、令和7年度の業務実績に関する評価結果報告書を拝見し、懸念が望ましくない形で現れたと思っております。

まず、当期の損失額がマイナス5億3,900万円の赤字を記録、前年度のマイナス4億4,300万円から縮小するどころか、さらに1億円近く拡大をしています。

その結果、純資産はマイナス10億3,500万円の債務超過となりました。僅か1年で債務超過が倍増するような状況です。

そして、病床利用率の再低下です。目標90%に対し、実績は前年度77.8%を下回る76.2%へと悪化をしました。

救急医療における深刻な失速もあります。救急車搬送受入れ件数は目標4,280件に対し、実績は3,502件、実に614件の減少です。

この結果、評価委員会より、最終評価2がくだされたわけです。もはや、物価高騰や医師不足という外的要因のみを理由とするわけにはいきません。病院の内部ガバナンスに問題があるのではないのでしょうか、お答えください。

○橋本 潤議長 健康医療部長。

○今峰みちの健康医療部長 病院内部のガバナンスに関しましては、毎月の運営幹部会や部長会において経営状況の報告等の情報共有を行うとともに、院内ポータルサイトにおいて、理事長・病院長メッセージにより職員が一丸となって経営改善へ取り組むよう、意識づけを行うなどしていると聞いております。

市としても、同病院との連携を一層強化していくとともに、病院の現状について経営層と現場が一体となって危機感を共有し、病院運営を進めていくよう求めてまいります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 15番 江口議員。

（15番江口議員登壇）

○15番 江口礼四郎議員 評価報告書では、救急車搬送受入れ件数が減少した要因として、応需情報の精度に課題が認められ、円滑な応需体制が図れなかったとあります。救急搬送は市民の命を救うとりであり、新規入院患者を確保する重要な入り口です。この応需情報の精度不足とは、具体的にどのような問題でしょうか。

例えば、システム入力タイムラグ、情報の不一致なのか、医師当直体制と受入れ可能診療科のミスマッチなど、内容をお示しください。また、それによって本来、受入れ可能であった救急車を何件断ってしまったのか、機会損失の実態を市は把握しているのかお答えください。

○橋本 潤議長 健康医療部長。

○今峰みちの健康医療部長 救急受入れ件数の減少につきましては、複合的な要因がございます。

市からは、改善に向けて検討すべき課題の一つとして、救急隊との情報共有ツールにおける情報提供の精度に関して改善の余地があるのではないかと指摘したものでございます。

市民病院におきましては、医師の体制確保も含め、救急受入れに影響する様々な課題への対応を総合的に検討し、可能な対策に努めているものと認識いたしております。

個別の課題への対応いかに応需率への直接的な数値影響までを把握することは困難と存じます

が、毎月の運営幹部会において救急搬送断り事例の検証・改善を協議されていると聞いております。そうした院内の努力の積み重ねの状況や受入れ件数の動向を今後とも注視してまいります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 15番 江口議員。

（15番江口議員登壇）

○15番 江口礼四郎議員 よろしく申し上げます。

中期目標に経営基盤の確立のため、病院経営管理士等の病院経営スペシャリストの確保を掲げていました。

しかし、そのスペシャリストの採用活動などの取組は確認されず、代わりに診療情報管理士が採用され、その管理士も経営改善ではなく、診療情報請求の精度維持・向上という日常の事務作業に当たっています。

なぜ、スペシャリストの採用・活用が全く進まなかったのか。また、診療情報管理士を採用したのか、詳細を伺います。

○橋本 潤議長 健康医療部長。

○今峰みちの健康医療部長 診療情報管理士は、診療情報の管理により適切な診療報酬請求に資するだけでなく、診療報酬制度の改定を踏まえ、算定可能な加算の取得に向けた院内の取組を支援するなど、収益の確保の面で重要な役割を担っております。

そのため、法人の設立前から診療情報管理士を採用・配置しておりまして、現在、14名が在籍しているところです。

一方で、病院経営管理士などの病院経営のスペシャリストを採用するためには、その人材を継続的・効果的に活用するための権限付与や院内の推進体制など、組織的な体制の確保が必要となります。そのため、職員としての採用、外部専門家の活用、そのいずれが最も経営改善に資する手段であるか、費用対効果も踏まえて検討する中で、具体的な採用活動にまでは今のところ至っていない状況であると聞いております。

以上でございます。

○橋本 潤議長 15番 江口議員。

（15番江口議員登壇）

○15番 江口礼四郎議員 中期目標に掲げているわけですので、採用には検討しているとのことですが、スピード感ある検討及び採用活動を進めてほしいと思います。

昨年、議会で病床利用率90%という目標は実態と乖離していると追及をいたしました。新たに提出された令和8年度の計画において、病床稼働率85%へと目標を修正したことにおいては評価ができますが、目標を下げて中身の改革が伴わなければ累積赤字がさらに積み上がるだけです。

そこで提案です。

一つ目は、各診療科別の収支と稼働データの公開です。

現在は、病院全体の連結データのみで、評価委員からも診療科別の詳細な収支状況や稼働データの精緻な把握と分析が不十分との指摘があります。意識改革のためにも詳細な収支の見える化を提案いたします。

二つ目は、外部専門家のガバナンスへの直結化です。

公認会計士の助言を取り入れると毎年書かれていますが、そのアドバイスが病院運営や迅速な意思決定に全く生かされず、形骸化しています。独法化の最大のメリットである迅速かつ柔軟な病院運営のため、外部経営専門職が予算執行や体制構築に対して是正ができるよう、ガバナンス体制の抜本的な強化を行うべきだと考えます。担当課の考えを求めます。

○橋本 潤議長 健康医療部長。

○今峰みちの健康医療部長 議員御提案の1点目につきましては、職員の意識改革におけるデータ活用の重要性は市としても認識いたしております。

各診療科別の詳細な収支等の公開につきましては、各病院で共通経費の案分基準が異なり、一律の比較や経営評価に用いることは困難であると聞いております。費用対効果の面からも、現時点においては慎重に見極めるべきものと認識いたしております。

2点目につきましては、外部専門家の助言が経営改善へ効果的に現れていない場合に、外部専門家が

是正を求められるような体制づくりなど、抜本的な体制強化に向けてスピード感を持って着手し、柔軟に病院経営に反映させていくことを求めてまいります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 15番 江口議員。

（15番江口議員登壇）

○15番 江口礼一郎議員 1点目の見える化への提案は、後ろ向きというか、なかなか答弁ですが、ほかの病院等も比べることなく診療科別の詳細な収支を把握する必要があると思います。評価委員からの指摘もあるわけです。前向きに検討してもらえよう、担当課からお願いできればと思います。

2点目の提案について、前向きな答弁ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

市民病院の現場で責務に全うされます医師の皆さんや看護師の皆さん、関係者の皆さんには心から感謝申し上げます。市民のための病院であることを願ひ、質問を終わります。

○橋本 潤議長 33番 高村議員。

（33番高村議員登壇）

○33番 高村将敏議員 大阪維新の会の高村です。発言通告どおり質問いたします。

今回は、いつも以上に結構マニアックな話になるんですけれども、最後までお付き合いのほどよろしくお願いいたします。

現在、地方自治体の情報システムインフラは、歴史的なパラダイムシフトの渦中にあります。

2015年の個人情報漏えい事案を契機に導入された三層分離、いわゆる境界防御型のネットワーク構成（ α モデル）は、これまで本市の情報資産を守る上で重要な役割を果たしてまいりました。この実績は、まず率直に評価したいと思います。

一方で、行政DXの進展、ガバメントクラウド利用の拡大、生成AIやAIエージェントの登場、さらには職員の柔軟な働き方など、行政を取り巻く環境は大きく変化しています。

こうした中で、従来のネットワークやシステムの構成を維持することによって生じる職員の業務負担、

運用コスト、セキュリティ上の制約、そして将来のシステム投資への影響について、単なる情報政策上の問題ではなく、行政経営上の課題として検証する必要があります。また、将来の新庁舎を考える際にも、建物だけを先に考えるのではなく、ネットワーク、認証基盤、データ連携、AI活用、職員の働き方、窓口機能を一体的に考えることが重要です。

そこで、デジタル政策室を所管する行政経営部とCDOを兼務する春藤副市長を中心に本市のデジタル基盤の現在地と将来の行政経営について伺います。

本市が維持するネットワーク分離構成は、セキュリティ確保に重要な役割を果たす一方、職員がインターネット上のデータを取り込む際などに、複数端末や仮想環境、ファイル無害化処理を介することによる業務上の負担が生じています。こうしたネットワーク分離に伴う職員の作業時間や業務負担について、本市では定量的・定性的に実態を把握しているのでしょうか。また、把握していないのであれば、主要業務を対象に実態を調査し、システムの導入、運用費だけでなく、職員の業務時間まで含めた総コストの観点から検証すべきと考えますが、御所見をお伺いします。

○橋本 潤議長 行政経営部長。

○北澤直子行政経営部長 ネットワークの三層分離構造を維持することによる職員負担等に関しましては、現時点では、定量的・定性的な実態把握を行うことよりも、将来のネットワーク構想に向けての課題の把握を優先しているところでございます。

将来のネットワークの在り方につきましては、全体最適化の視点から課題解決を図り、構築・運用経費のみならず、市民の利便性や職員の生産性向上につながるよう検討を進めてまいります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 33番 高村議員。

（33番高村議員登壇）

○33番 高村将敏議員 また、庁内及び外部環境とのデータの受渡しにおいては、適切なルールの下で運用されているとしても、暗号化USBメモリー等の物理媒体に依存する場面が残っています。

問題は、個々の職員の運用ではなく、そうした手段を必要とするシステムの構成そのものにあるのではないのでしょうか。

ネットワーク、認証、データ連携の仕組みを見直すことによって、職員の業務負担と情報管理上のリスクを同時に低減するという考え方について、ＣＤＯとして春藤副市長はどのように認識されているのでしょうか。

○橋本 潤議長 行政経営部長。

○北澤直子行政経営部長 まずは行政経営部より御答弁申し上げます。

ＵＳＢメモリー等による情報の運搬は、紛失などの人的リスクを内包するものと認識しております。

今後、ネットワークモデルの見直しを進めていく中で、リスクの高いＵＳＢメモリー等、物理媒体の利用を極力なくせるように設計や運用を検討してまいります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 春藤副市長。

○春藤尚久副市長 行政におけるネットワークの今後の在り方につきましては、強固な情報セキュリティと業務効率化の両面を実現できるよう、積極的な検討が必要であると考えております。

以上でございます。

○橋本 潤議長 33番 高村議員。

(33番高村議員登壇)

○33番 高村将敏議員 ありがとうございます。

三層分離を直ちに全面的に変更することは、既存システムのライフサイクルや財政負担を考えれば現実的ではありません。既存環境を生かしつつ、安全性が確認された特定のパブリッククラウドに限り、インターネット閉域網から直接接続を認める α' モデル（ローカルブレイクアウト）の段階的な検討は、費用対効果の観点から一定、有効と考えます。

本市では、これまで α' モデル等について、導入または検討した経緯があるのか、また、現在どのように評価しているのかお示してください。

その上で、現行の構成を維持する場合、 α' モデルを含む代替案に移行する場合などについて、セキ

ュリティー、業務効率、導入費、運用費、職員の業務時間を含めた費用対効果を比較検証し、今後の予算編成につなげていくべきと考えますが、御所見をお伺いします。

○橋本 潤議長 行政経営部長。

○北澤直子行政経営部長 現行の α モデルは、取り扱う情報の機密性等に応じてマイナンバー利用事務系、行政内部事務系、インターネット接続系の3系統に通信環境を分離する三層分離の考え方により、高い安全性を確保している一方、業務効率や運用負担の面で課題があるものと認識しております。

現在、インターネット上で多くの業務を行える β' モデルへの将来的な移行を見据え、まずは、限定的にインターネット上のサービスの利用を認める α' モデルへの段階的移行について、早急に検討を進めているところでございます。

将来的な費用対効果につきましては、直ちに検証できるものではございませんが、御指摘の要素も十分に踏まえながら取り組んでまいります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 33番 高村議員。

(33番高村議員登壇)

○33番 高村将敏議員 ありがとうございます。

大体、認識としては同じところにあるのかなというふうに理解しております。

次に行きます。

本市でガバメントクラウドへの移行や標準化対応を進める一方で、既存システム、ネットワーク機器、認証基盤、セキュリティ監視など、それぞれ異なる更新時期を持つ資産が存在します。これらを個別に更新していけば、結果として将来の全体構想との整合性が取れなくなり、二重投資が発生するおそれがあります。

現行システム・機器の契約及び更改時期、認証基盤、ネットワーク、ＳＯＣ等のセキュリティ監視、ガバメントクラウドとの接続環境について、更新時期と概算費用を横断的に一覧化し、将来のゼロトラスト化を見据えた段階的な移行のロードマップを策定すべきと考えますが、御所見をお伺いします。

○橋本 潤議長 行政経営部長。

○北澤直子行政経営部長 将来のゼロトラスト導入に向けて着実に取組を進めていくためには、ロードマップの策定は非常に重要であると認識しております。

各種システムや機器等の契約期間や更新時期、認証基盤、ネットワーク、セキュリティ監視等の要素を横断的に整理したロードマップを策定し、デジタル政策室で保有・運用することを検討しております。

法令や技術動向など外部環境の変化に応じて、機動的かつ柔軟に更新を重ねることにより、着実に取組を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○橋本 潤議長 33番 高村議員。

(33番高村議員登壇)

○33番 高村将敏議員 また、今後のシステム調達においては、将来的にIDaaSや多要素認証のMFAなどの認証機能を追加できること、他のシステムとの相互接続が可能であることなど、将来の拡張性をあらかじめ調達の仕様に盛り込むゼロトラスト・レディの考え方を導入すべきではないでしょうか。

○橋本 潤議長 行政経営部長。

○北澤直子行政経営部長 今後のシステム調達におきましては、ゼロトラストをはじめとする様々な新技術に対応可能な拡張性や接続性をあらかじめ確保しておく必要があると考えております。

ゼロトラストにおけるID管理、多要素認証、外部連携等につきましては、全庁統一的な考え方を整理し、デジタル政策室が主導して各所管との情報共有、調整を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○橋本 潤議長 33番 高村議員。

(33番高村議員登壇)

○33番 高村将敏議員 ありがとうございます。

今定例会では、教育委員会から教育ネットワーク再構築及び運用保守として、令和14年度までの債務負担行為、総額31億7,071万円が計上されています。教育委員会と一般行政では財政・制度上の違いがあることは承知しております。

しかし、中・長期的に見れば、認証基盤やセキュリティ監視などを別々に構築することによって、将来的な二重投資や運用コストの増加につながることも考えられます。

今回の教育ネットワークの再構築について、将来的な全庁的ゼロトラスト基盤との整合性や認証基盤、セキュリティ機能の重複による二重投資のリスクを本市はどのように評価しているのでしょうか。また、教育委員会と行政経営部との間で将来の認証・セキュリティ基盤について、どのような協議・情報共有を行っているのかお示してください。

○橋本 潤議長 行政経営部長。

○北澤直子行政経営部長 教育ネットワークの再構築における認証基盤やセキュリティ対策の考え方については、ネットワーク構成やシステム連携の観点を中心に協議等を重ねてまいりました。

現時点においては、教育ネットワークと一般行政ネットワークは分離して構築することが適切であると考えており、二重投資になるリスクは低いと考えております。

今後、市長部局における将来のネットワーク等の再構築に際しましては、リソース集約による効率化も考慮しつつ、検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○橋本 潤議長 教育監。

○植田 聡教育監 続きまして、学校教育部より御答弁申し上げます。

教育ネットワークの再構築につきましては、文部科学省の教育情報セキュリティポリシーを踏まえ、次世代校務DXやクラウド活用などを見据えたものを想定しております。

本ネットワークは、児童、生徒及び教職員を対象とした仕様であることや総務省が示す自治体業務におけるゼロトラスト化が、現在、検証段階であることから、現時点では、一般行政の基盤とは分離して構築することが適切であると判断しております。

なお、デジタル政策室とは、兼務職員を軸に情報共有や協議を日常的に行っておりますが、将来的な

共通基盤の活用や統合につきましては、国からのガイドラインや政策動向を注視しながら研究してまいります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 33番 高村議員。

（33番高村議員登壇）

○33番 高村将敏議員 分かりました。

中・長期的なダブルコストの泥沼に足を踏み入れないようにだけお願いしておきたいと思います。

さらに、今後のシステム調達において個別部局がそれぞれ最適なシステムを調達するだけでなく、将来の全庁的なデジタル基盤との接続性や統合可能性を相互に検証する仕組みが必要だと考えます。

CDOである副市長の認識を問います。

○橋本 潤議長 行政経営部長。

○北澤直子行政経営部長 まずは行政経営部より御答弁申し上げます。

今後のシステム調達は、全庁統一的な考え方の下、デジタル政策室が主導して、接続性や統合可能性について全庁横断的な調整を行いながら進めていくことが重要であると考えております。

また、国のデジタル基盤との連携も必要になることから、国の動向も踏まえつつ、将来の全庁的なデジタル基盤の在り方を検討してまいります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 春藤副市長。

○春藤尚久副市長 今後の行政運営におきましては、全体最適の視点がこれまで以上に重要になると認識をしております。

経営的視点を持って、デジタル政策室を中心に、本市のシステムが全体として最適化されるように取組を進めていきます。

以上でございます。

○橋本 潤議長 33番 高村議員。

（33番高村議員登壇）

○33番 高村将敏議員 ありがとうございます。

インフラ刷新やスケールアップの実行には高度な専門人材が不可欠ですが、日常のシステム運用管理とガバクラ移行作業に追われ、変革を企画・推進す

る人的リソースの確保には苦慮があるものと懸念します。

現在のデジタル政策室の体制は、目の前のシステム運用だけではなく、将来の行政構造そのものを変革していく役割を担う上で十分と認識されているのでしょうか。

全ての高度セキュリティ人材を正職員として雇用するには限界があります。外部専門人材やCDO補佐官等をより戦略的に実務へ関与させる体制を整えるとともに、来年度の組織編成や予算においてデジタル変革を執行する専門体制を拡充させる必要があると考えますが、再度CDOである副市長に御所見をお伺いします。

○橋本 潤議長 行政経営部長。

○北澤直子行政経営部長 まずは担当より御答弁申し上げます。

デジタル政策室は、庁内ネットワークや業務システムの安定的な運用に加えて、将来を見据えた業務改革を主導する重要な役割を担っており、現在においても高い専門性を有するコンサルタントの支援を受けて施策を推進しております。

デジタル分野の業務変革を着実に進めるためには、外部の専門人材の活用だけではなく、本市の業務実態や広範な行政事務に精通した職員の存在も欠かすことができないものと認識しており、外部人材と内部人材を合わせた体制強化が重要になると考えております。

以上でございます。

○橋本 潤議長 春藤副市長。

○春藤尚久副市長 デジタルを中心とした行政の変革は避けられないものと考えております。

デジタル政策室のリーダーシップの下、全庁的なデジタル変革を推進できますよう、体制強化を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○橋本 潤議長 33番 高村議員。

（33番高村議員登壇）

○33番 高村将敏議員 よろしくをお願いします。

サイバー攻撃が高度化・巧妙化する中で、今後ネ

ットワーク構成を見直し、クラウドやゼロトラスト型のセキュリティ環境へ段階的に移行していく場合には、従来以上に24時間365日の監視や異常を検知した際の専門的な分析・トリアージ体制が重要になると考えます。

そこで、まず現在の本市の体制について伺います。

現在、本市では、深夜休日を含め、セキュリティ監視、ログの分析、インシデント発生時のトリアージをどのような体制で実施しているのでしょうか。また、専門的なセキュリティの監視・分析を担う体制と行政上の意思決定を担う体制は、それぞれどのように整理されているのでしょうか。

○橋本 潤議長 行政経営部長。

○北澤直子行政経営部長 セキュリティ体制につきましては、行政上の組織体制とは別に吹田市情報セキュリティポリシーに定める組織体制に基づき、適切な運用・管理に努めております。

通信の監視やログの管理、インシデント報告等の個別の対応等につきましては、運用保守事業者等と密な連携の下、日々着実に取り組んでおります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 33番 高村議員。

（33番高村議員登壇）

○33番 高村将敏議員 重大なインシデントが発生した場合、ネットワークの遮断など最終的な行政上の意思決定と責任が本市にあることは言うまでもありません。

一方で、当直職員が膨大なログを分析し、専門的な知見を持って、真の攻撃であるかを即時に判断することは、限界があります。

今後、クラウド利用の拡大やゼロトラスト化を進めるのであれば、技術的な監視・分析・トリアージについては、専門事業者や共同SOCなど外部の専門機関を活用し、24時間365日の専門的な対応能力を確保することも選択肢として検討すべきと考えますが、御所見をお伺いします。

○橋本 潤議長 行政経営部長。

○北澤直子行政経営部長 高性能AIなど急激な技術の進展の中でゼロトラスト導入を進めるには、外部

からの攻撃に備えたシステムの常時監視や脆弱性の把握等の対策がこれまで以上に重要になるものと認識しております。

実効性や費用対効果などの様々な観点から、本市にとって最適な手法を見極めつつ、検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○橋本 潤議長 33番 高村議員。

（33番高村議員登壇）

○33番 高村将敏議員 ありがとうございます。

セキュリティポリシーという紙のルールが適切に運用されていることと、実際のサイバー攻撃に対処できる実効性があることとは、全くの別問題です。

今後の三層分離の見直し、βモデル移行の議論においては、トリアージや技術分析を広域の共同SOCや専門機関に委託し、本市は最高精度の診断書を基に意思決定だけを行うという広域協調防御など、そういった座組を主体的に検討のテーブルに乗せていただくよう要望しておきます。

次に行きます。

行政サービスのデジタル化が進めば、将来的には市民が役所に来なければ受けられない行政サービスを減らすことが可能になってまいります。その結果、庁舎に必要な窓口スペース、固定席、紙文書の保管スペースなども変わってくるでしょう。

まずは確認しますが、新庁舎建て替えについて現時点で具体的な検討や予算計上が行われていないという認識に相違はないでしょうか。

○橋本 潤議長 総務部長。

○井田一雄総務部長 庁舎の建て替えにつきましては、行政のデジタル化が急速に進展する社会情勢を踏まえ、慎重に検討を進める必要があり、現時点におきましては、具体的な内容の検討や予算の計上を行う段階には至っておりません。

以上でございます。

○橋本 潤議長 33番 高村議員。

（33番高村議員登壇）

○33番 高村将敏議員 庁舎が防災拠点として、耐震・免震・予備電源、備蓄等の機能を最優先で確保

することは大前提であり、そこは妥協すべきではありません。

一方、平時の対面窓口や固定デスク、紙書類の保管スペースは、デジタル化により大幅にスリム化でき、これは庁舎のハード面のコスト削減に直結します。

東京都渋谷区では、ＩＣＴ基盤刷新と固定電話・床下配線の撤廃、全庁フリーアドレス化をセットで進め、システム関連のトータルコストを20％削減したとありました。

庁舎の物理設計とデジタル基盤を一体で設計してこそ、コストと機能の両方が最適化される好事例です。

本市では、ＤＲＣとか本市の庁舎内の一部でフリーアドレスというのをやってると思いますが、あれは私にとっては、なんちゃってフリーアドレスかというふうに思います。そんな吹田市の、単なるレイアウトが自由席というものについては一旦頭から外していただきまして、話を進めます。

新庁舎を検討する際には、建物の規模や機能を先に決めるのではなく、デジタル化後の行政サービス、職員の働き方、窓口機能、必要な床面積、ネットワーク・電源等のＩＣＴ基盤を一体的に検討する必要があります。

特に、オンラインで完結できる手続を増やすことで平時の物理的スペースをスリム化し、その分を防災機能や市民サービス、あるいはデジタル基盤への投資に振り向けるという考え方も可能です。

新庁舎の具体的な検討に入る前から、デジタル政策部門と関係部局が連携して、将来の行政サービスと庁舎の在り方を検討していくべきと考えますが、春藤副市長のお考えをお伺いします。

○橋本 潤議長 行政経営部長。

○北澤直子行政経営部長 まずは行政経営部より御答弁申し上げます。

本市では、令和7年（2025年）7月に吹田市フロントヤード改革基本方針を策定し、あらゆる手続や事務処理が最適化された未来の窓口像をビジョンとして掲げつつ、10年後の窓口像の実現を目指してい

るところでございます。

今後の行政サービスの在り方や職員の働き方の変化を踏まえた形で業務の最適化を進めていけるよう、関係部局との連携を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○橋本 潤議長 春藤副市長。

○春藤尚久副市長 担当から御答弁させていただきように、今後、デジタル化による行政サービスの充実と業務改革を進める中で、新しい市役所の在り方を見極めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○橋本 潤議長 33番 高村議員。

（33番高村議員登壇）

○33番 高村将敏議員 お願いします。

今後、ＡＩエージェントを行政手続に活用していくためには、ＡＩそのものの性能だけではなく、庁内に存在するデータを安全かつ適切に連携できる環境が必要です。

福祉、教育、住民記録などのデータが部局ごとに管理され、データ形式や識別方法が統一されていなければ、ＡＩ活用以前にデータの整理、名寄せ、クレンジングに多大な人的コストが発生します。

したがって、各部局が個別に対応するのではなく、全庁的なデータガバナンスを担う司令塔機能が必要です。

デジタル政策室を全庁的なデータガバナンスの司令塔として位置づけ、共通するデータ要件や連携ルールを定め、それを今後のシステム調達の仕様にも反映させる仕組みを構築すべきと考えますが、御所見を伺います。

また、データ移行やクレンジングなどの専門的な実務においては、外部専門業者や専門人材を活用し、職員さんが政策立案や業務改革に集中できる体制を構築すべきと考えますが、併せて御所見をお伺いします。

○橋本 潤議長 行政経営部長。

○北澤直子行政経営部長 ＡＩの業務活用効果を最大化するためには、全庁で保有するデータを把握、整

理、適切なルールの下でデータベース化していく必要がございます。

システム標準化等の取組により一定の進展があるものの、庁内にはいまだに整備がされていないデータが多くあると認識しております。

今後、A Iの業務活用を進めるに当たり、データ整備が特に重要であると考えており、デジタル政策室が主導的な役割を担っていけるよう、外部人材の活用も視野に入れながら、最適な体制について検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○橋本 潤議長 33番 高村議員。

（33番高村議員登壇）

○33番 高村将敏議員 お願いします。

本市では、生成A Iの活用に取り組まれておりますが、今後重要になるのは、単に文書を作成するA Iではなく、行政手続そのものの業務プロセスを支援するA Iです。

例えば、申請内容の不備確認、入力内容の下書き、必要書類の案内、職員への情報提示など、A Iが定型的な業務を支援することで職員の作業時間を削減できる可能性があります。

ただし、行政上の最終的な判断・承認は、権限を有する職員が行うヒューマン・イン・ザ・ループを原則とする必要があります。また、A Iに住民基本台帳などの基幹データを無制限に直接参照させるのではなく、適切な認証・認可の下、A P I等を介して必要な情報だけを取得する安全性を重視した構成が必要です。

こうした考え方にに基づき、現行の法令を遵守しながら、行政手続の中に安全なA Iエージェントを組み込むための技術的・制度的な検討を開始すべきと考えます。また、今後のシステム更新・調達において、将来的なA I活用やA P I連携を可能とする拡張性をあらかじめ仕様に組み込むべきと考えますが、御所見をお伺いします。

○橋本 潤議長 行政経営部長。

○北澤直子行政経営部長 A Iが自律的に業務を遂行するA Iエージェントは、職員の負担軽減や処理の

迅速化による市民サービス向上などに大きな効果をもたらす可能性がある一方で、職員の知らないところで誤った処理や不必要なデータ参照・外部提供等が行われる等のリスクも存在します。

現在、大阪府行政A Iエージェントコンソーシアムの実証事業に参加するなど、A Iエージェントの行政事務への導入について技術面・制度面の調査・研究に着手しており、全庁的な活用についても引き続き検討を進めてまいります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 33番 高村議員。

（33番高村議員登壇）

○33番 高村将敏議員 三層分離の見直し、ゼロトラスト、ガバメントクラウド、データガバナンス、A Iエージェント、そして将来の新庁舎、これらは一見すると別々の政策に見えますが、その本質は人口減少と職員不足が進む中で、限られた財源と人材をどこに配分し、将来の行政サービスをどう維持・向上させていくのかという行政経営そのものの問題だと考えます。

現場が必要性を認識しながら、予算枠や人的リソースの制約によって足踏みしているのだとすれば、それは個々の担当部局だけの問題ではなく、経営トップがどこに投資するのかという意思決定の問題ではないでしょうか。新庁舎についても、単に必要な床面積を積み上げて建設費を算出するのではなく、デジタル化によって平時に必要となる物理的なスペースをどこまでスリム化できるのかを見極め、その一方で、将来の行政サービスを支えるネットワーク、認証、データ、A Iなどのデジタル知的インフラに必要な投資を考える。そして、建物にかかる予算とデジタル基盤にかかる予算を別々に考えるのではなく、本市の持続可能性を高めるための一体的な投資として捉え直すことがこれからの行政経営に必要なのではないのでしょうか。

限られた財源と人材を将来の仕組みを維持するためだけに使うのか、それとも将来の行政サービスを支えるデジタル知的インフラへ戦略的に振り向けていくのか、最後にこの転換について市長の認識をお

聞かせください。

○橋本 潤議長 行政経営部長。

○北澤直子行政経営部長 まずは行政経営部より御答弁申し上げます。

限られた財源と人材の中で、将来にわたって行政サービスを維持・向上させていくためには、長期的な経営的視点で戦略的投資を行っていくことが重要であると認識しております。

D Xの推進やA I活用による業務改革や、それを前提とした新たな施設の在り方について、戦略的かつ一体的に検討を進めることで、持続可能な行政運営につなげられるよう、体制の整備を検討してまいります。

以上でございます。

○橋本 潤議長 市長。

（市長登壇）

○後藤圭二市長 ただいま御質問のありました内容については、この一連の課題は、全国の自治体、特に中核市以上では現実のものとして議論をしております。その議論仲間も中核市にいてるんですけれども、今、市役所を建てているところもあります。建てたところもあります。

一方で、急速なこのD Xの進展、プラスA I化を考えたときに、今は動くべきときではないという、その考えもあります。正しい答えは、誰も持ってません。

吹田市はどうかといいますと、そのコンクリート建造物の寿命があと何年なのか、設備もどうなのかというのにかなり制約を受けるところがありまして、新しく庁舎を建てるということではなくて、どう対応するかということで、同様に悩んでおります。

この社会のA I化、それからデジタルネットワークの進展は、我々の想定を超えるスピードで進んでいます。その想定は人それぞれでしょうが、専門家の想定を超えるスピードです。近いうちに行政の業務のスタイルや事務の体制は大きく変化をし、それに伴い、市役所という公共施設の在り方も根本的に考え直さなければならないと思います。

先ほど総務部長からもありましたように、一旦、

庁舎の建て替えてっていうのを保留しようというのは、その基本的な考えはそこです。先延ばしにしているわけではありません。

A Iの能力が、総合的に人の能力を超える現象、シンギュラリティーが5年後には起こるといわれてきました。今や私たちはそれを2年後に迎えると言われてます。再来年です。この革命的な社会変化を行政運営の合理性と将来にわたる市民サービスの向上にいかにつなげるかという議論が、我々行政にとっては真剣に進めるべき段階に入ったと感じております。

この先の市役所の姿というのは、それぞれにお考えはあるでしょうけれども、さらにD X化が進んだときに、吹田市の一番南にあるこの吹田市役所にニュータウンからもわざわざ電車に乗ってこなければならないということが解決されたら、これは間違いなく市民サービスの向上になります。

それから、仮に5か所分散型で市役所があった場合、その全ての市役所が同じ機能を持って、当然D Xでつながるとそれは簡単な話なんですけれども、A Iの力も借りて、1か所で事済む、転入転出で5時間も待たなくてもいい、雨の中を来なくてもいい、そういう将来の姿っていうのは、私はイメージをしています。

単なる合理化で、予算が少なくて済む、人が来なくても済む、そういう単純な話ではなくて、市民サービスの向上にいかにつなげるかということを常に考えております。

今3,000人近くにいる職員ですけれども、5か所に分散したら600人です。600人というのは、立派な市役所です。全国的にも。そういうことも頭に入れながら、今後のFace to Faceの市役所の在り方っていうのを議論していきたいと思いますので、また御助言を頂ければと思います。ありがとうございます。

○橋本 潤議長 33番 高村議員。

（33番高村議員登壇）

○33番 高村将敏議員 たくさん語っていただきましてありがとうございました。

私も、新庁舎を早く建てろとかそういうことを言ってるわけではなくて、また、合理的なことばかりを考えているということでもなくて、その先のことはもちろん私も分かりませんし、専門家でもないのでもうそこまで読むこともできません。

しかしながら、今、考えておかないと、今できるベストを考えておかないと、いずれ来る、何か変革するときのために、やっぱり事前に想定しておくといえますか、今できる全てのことをやっておくのが必要じゃないかというふうに考えての質問でした。

重厚な箱の議論を走らせる前に、まずは現在できること、三層分離からの脱却とAIエージェントによる行政システムの超デジタル化を完了させる、これは先ほど市長が言っていた、遠くの方でも来なくても済むような、そういった役所機能というのはやっぱりもう今すぐにでも求められてるのではないかなというふうには思います。これこそが投資効果を最大化するための基本の第一歩なのかなという

ふうにも思います。

デジタル化で業務負担を徹底的に減らして、そこで生み出された時間と財源を対面の福祉とかプッシュ型の支援とかに、そういった人への投資にダイナミックに再分配するという。それこそが行政としてあるべき温かいフロントヤードというのではないかなというふうに思います。古い壁に固執して将来世代に負債を残すことがないように、トップの強力な意志による構造改革の断行を求め、私の質問を終わります。

○橋本 潤議長 以上で本日の会議を閉じたいと存じます。

次の会議は明日、9月11日（金曜日）午前10時に開会いたしますので、御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

（午後4時19分 散会）

【会議録（速報版）】 校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

吹田市議会議長	橋 本 潤	
吹田市議会副議長	有 澤 由 真	
吹田市議会議員	山 根 建 人	
吹田市議会議員	野 田 泰 弘	
吹田市議会議員	清 水 亮 佑	